

閣務大臣			
内閣総理大臣	菅 義偉君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
財務大臣	麻生 太郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(金融)	武田 良太君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
総務大臣	上川 陽子君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
法務大臣	茂木 敏充君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
外務大臣	萩生田光一君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
文部科学大臣	田村 憲久君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
厚生労働大臣	野上浩太郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
農林水産大臣	梶山 弘志君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
経済産業大臣	赤羽 一嘉君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(原子力・防災)	小泉進次郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
国土交通大臣	岸 信夫君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
環境大臣	加藤 勝信君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
防衛大臣	平沢 勝栄君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(復興)	小北木八郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(国家公安委員会議長)	河野 太郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(地方創生)	坂本 哲志君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
副大臣			
財務副大臣	中西 健治君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
政府特別補佐人	近藤 正春君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
事務局長	藤井 亮二君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
政府参考人	梶尾 雅宏君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	岡本 幸君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	江口 純一君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	山内 智生君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	松浦 克己君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	行松 泰弘君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	木村 陽一君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	大塚 幸寛君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
参考人			
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	江崎 慎英君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	長谷川剛大君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	堀井 仁史君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	小野 啓一君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	遠藤 和也君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	本清 耕造君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	市川 恵一君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	四方 敬之君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	増子 公君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	伯井 美徳君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	正林 賢章君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	太田 豊彦君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	山口 英彰君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	島山陽一郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	飯田 健太郎君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	石川 優君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	中原 淳君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	井上 智大君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	古岡 幹大君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	奥島 高弘君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	岡 真由君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	土本 英樹君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	黒田 東彦君	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村 康稔君
本日の会議に付した案件			
○理事の辞任及び補欠選任の件			
○国政調査に関する件			
○政府参考人の出席要求に関する件			
○参考人の出席要求に関する件			
○予算の執行状況に関する調査			
○委員長(山本順三君) ただいまから予算委員会を開会いたします。			
この際、一言御挨拶を申し上げます。			
去る十月二十六日の本会議におきまして、皆様方の御推挙により、予算委員長重任を担うことになりました山本順三でございます。			
当委員会の運営につきましては、公正中立を旨といたしまして門外にまゐりたく存じます。			
何とぞ、皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)			
○委員長(山本順三君) 理事の辞任についてお諮りいたします。			
三宅伸吾君及び山田修路君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。			
〔異議なしと称する者あり〕			
○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。			
理事の補欠選任についてお諮りいたします。			
理事の辞任及び委員の異動に伴い現在理事が八名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。			
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。			
〔異議なしと称する者あり〕			
○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。			
それでは、理事に古木一彦君、藤川政人君、馬			

場成志君、滝波宏文君、白眞敷君及び石川博崇君を指名いたします。

○委員長(山本順三君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、予算の執行状況に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本順三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

予算の執行状況に関する調査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山本順三君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

予算の執行状況に関する調査のため、必要に応じ日本銀行総裁黒田東彦君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(山本順三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

日本共産党、十二分とすること、質疑順位につきましてもお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長(山本順三君) 予算の執行状況に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。蓮舫君。

○蓮舫君 立憲民主主義の運動です。おはようございます。

菅総理、総理御就任おめでとうございます。

まず、冒頭お伺いしたいんですが、菅総理は何をなすために総理大臣になられたんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、安倍政権のとき官房長官をしていました。そして、安倍総理が退陣をされる中で、まずはコロナ対策、欧米のようには爆発的な感染拡大は絶対防いでいく、そして経済をしっかりと推進していく、まさに両立をさせていく、それがまずは当時、当面の私の仕事だと思っております。

そして、その上で、私自身は、大きな課題として、衆議院の本会議の中で、所信表明で申し上げましたけど、カーボン・ニュートラル、まさにグリーン社会、さらには、デジタル庁を設け、国民の皆さんにそうしたことをしっかりと、利便性を国民の皆さんに提供をする、そうした体制をつくる。あるいはまた、少子高齢化社会、許けて通れない中であって、不妊治療を始めとして、今まで抱けてきてできなかったことをしっかりと実現をしていきたい。そうした中で私は総理大臣に就任をさせていただきまして。

○蓮舫君 菅総理の個性がもしもありませんが、熱意が全く伝わらないんです。大きな国家観というものも伝わってこない。むしろ、やっつけはいけないことを冒頭でやり始めてしまった。それは日本学術会議問題だと思いませんか。

国民のために働く、国民が最優先でしてもらいたいのは学術会議問題ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 長年にわたり、私、この問題については懸念を持っております。その

ういう中で、今回、ちょうど任期の中でこのようなことを発動させていただいたということです。

○蓮舫君 国民が求めていますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 極めて大事なことの一つだと思っております。

○蓮舫君 任命拒否問題がこんなに人ごとになると思っております。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 説明をさせていただければと思っております。分かっていたらだかと思っております。

○蓮舫君 たった一つです。何で六人を外したんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 運動委員もよく御承知だと思っております。まさにこの学術会議というのは公務員です。私が任命することによって公務員になるわけでありまして、国費を十億円投入をしていることも事実であります。

そうした中で、今回の任命の判断と直結はしませんけれども、学術会議にはまさに出身大学を始め大きな隔りがある、大きな偏りがある。さらに、学術会議を、そうした公務員になるべき方を選定する過程の中で、約九十万人いるこの研究者、その中で会員の方がたしか二百十人だと思っております。そして連携会員、そうした人の関わりを持つていての方でしかこの学術会員にはなれない仕組み、こうしたことはまさに閉鎖的であり、私は既得権益じゃないかなというふうに思いました。

こうしたことの閉鎖性を踏襲するかどうか迷いました。こうしたことも、そういう中で、私自身が今回九十九名を任命したということでありまして。

○蓮舫君 日本学術会員の既得権益って何ですか、具体的に。

○内閣総理大臣(菅義偉君) この約九十万人いる日本の研究者の中で二十二百人、この会員と連携会員、この方たちとつながりを持っている人、人しかここには、学術会員にはなることができないような仕組みになっていることを私は申し上げております。

○蓮舫君 その仕組み間違っているんですけれども、ちよつと文科大臣に聞きますけれども、日本学術会議の会員になると科研費とか大学の運営費交付金は増えるんですか。

○国務大臣(萩生田光一君) 国立大学の運営費交付金ですとか科研費、その大学に学術会議の会員の方がいらつしやるらつしやるらつしやるは全く関係ありません。

○蓮舫君 どんな益があるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 特定の閉ざされた研究者の方しかならないという今の仕組み、そこを私、今申し上げています。

○蓮舫君 総理が推薦どおり任命すべき義務があるとはまだ言えないという突然出てきた平成三十年見解があるんですが、ここで、公員任命については日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされている理由は何と記述されていますか。

○国務大臣(加藤勝信君) 委員の配付した資料に載っていると思っておりますけれども、公員の任命について、まず前段としては、日学法第十七条による推薦のとおり任命すべき義務があるとはまだ言えないと考えられるとした上で、他方、公員の任命については、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、公員としてふさわしいかどうかを適切に判断し得るのは日本学術会議であること、日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること、昭和五十八年の日学法改正による推薦、任命制の導入の趣旨は前述のとおりであり、これまでの沿革からすれば、科学者が口上のに会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての地位を与えることを意図していたことによることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられると記載されているとおりであります。

○蓮舫君 ありがとうございます。

つまり、優れた研究又は業績がある科学者で、委員にふさわしいかどうかの適切な判断は学術会議しか行えないんです。大学の偏りがあると女性とか若手とか、その人選要件に総理が何で口出せるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日本学術会議法上の推薦に基づき委員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまま任命しなきゃならないということではないという点については、内閣法制局の了解を得た政府の一貫した考え方であります。

○運動部 違います。人選に何で口を出せるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 十億円の予算を使って活動している政府の機関であり、任命された委員は公務員になる、なりますから、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うため、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパランスの取れた活動を確保するために必要ということも言われています。そうしたものについて総理大臣として判断をしたということです。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日本学術会議法は、委員の任命については、学術会議からの推薦に基づいて内閣総理大臣が任命することとされている。この規定に沿って、推薦に基づいて、任命権者たる総理大臣として、学術会議に求められる役割なども踏まえて判断をしたということです。

○運動部 どうしたらそうやって法律が読めるんですか。どこに書いてあります。総理が人選ができる。学術会議は独立して自主、自律で推薦できるのに、何で総理が口出しできるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 言葉の使い方もしれません。委員の指している……(発言する者あり)いやいや、委員がおっしゃっている人選というのは、総理は、この規定による任命という意味でお話をされているわけでありまして、それに関しては、先ほどお話しさせていただいた法制局との作成し

た内閣府日本学術会議事務局のペーパーで、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下での国の行政機関であることから、憲法第六十五条及び第七十二条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、委員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて、一定の監督権を行使することができるとしてあると考へられること、憲法第十五条第一項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が委員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならぬことからすれば、内閣総理大臣に日学法第十七条による推薦のとおり任命すべき義務があるとは言えないというふうに書いてあるとおりでありまして、それにのっとった対応をさせていただいているところであります。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 加藤官房長官。○内閣総理大臣(菅義偉君) これ、これまでも説明をさせていただいているとおり、日本学術会議法においては、まず学術会議からの推薦をいただいた。推薦に当たっては、先ほどお話しさせていただいたように、その専門的な観点から推薦がなされ、それを私も推薦をいただいたものについて適切に判断をして任命をしていると、こういうのが一連の行為であります。

その上で総理が言われたのは、ただ、全体としてこの日本学術会議に対する機能、役割、そういった観点から、これまでも総合科学学術会議等において、こうしたパランス等々、あるいは総合的、俯瞰的活動、こういった指摘がなされている、委員の中の構成、こういった指摘がなされている、そのことを申し上げたということであって、あくまでも推薦に基づいて任命すると、これは当然のことだということに思っています。

○運動部 聞けば聞くほど支離滅裂なんです。本当に事実関係をしっかりと整理して話していただきたいんですが、そもそも、菅総理は、九月二十四日に起案された文書を二十八日に決裁をした、こ

れまでも、その時点では九十九人の名簿を見て、百五十人の名簿は見えていなかったというんですか。○内閣総理大臣(菅義偉君) 学術会議から総理大臣宛てに百五十名の推薦名簿が提出されたのが八月三十日です。私は、当時、まだ官房長官でありまして、その内容、百五十人の名簿は見えておりません。

そして、九月十六日に総理大臣に就任をいたしました。総理大臣就任後、官房長官、杉田副長官に改めて私の懸念点を伝えました。そして、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁起案、それを受けて九月二十八日に私が最終的な決裁をするわけでありまして、総理就任後、です。それから九月十六日以降でありまして、官房長官、杉田副長官に改めて懸念を伝え、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えました。それが、ですから九月の二十四日頃だと思っています。

○運動部 これまでの、総理は十月九日のメディアのグループインタビューでも昨日の辻元委員の質問の途中までも、九月二十八日時点のリストは見えていない、百五十人。それと、それから削られたかどうかというのは聞いていないと明言しているんです。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私が見ていないと言ったのは、多分、八月二十一日の百五十名、総理大臣宛ての推薦名簿を提出したことじゃなかったでしょう。私自身は、今申し上げましたけれども、総理大臣に就任してから、九月二十四日に内閣府が九十九名の任命する旨の決裁を起案をし、私が二十八日に最終的に決裁をいたしました。

ですから、今申し上げました、先ほど申し上げましたように、総理大臣就任後に官房長官、杉田副長官に改めて私自身の懸念を伝え、その後、です。それから九月二十四日の前くらいだと思えますけれども、杉田副長官から相談があり、九十九名を任命する旨を私自身が判断をし、それを副長官を通じて内閣府に伝えたということです。

○運動部 違います。(資料提示)菅総理は、衆議院の答弁で、見ていないと言ったのは、九月二十八日に決裁をするときに添付された資料の百五十名のそのリストは見えていないと言っていたんです。九十九人しか見ていないと言っていたんです。言ったたびに答弁が変わるから分らないんです。

これまでは、見ていない、聞いていない。ところが、昨日、辻元さんの質問の途中からはいきなり杉田副長官が登場してくるんです。杉田副長官に懸念を伝えた、そして内閣府に指示をした、そして自分が決裁をする前に杉田副長官から報告を聞いた、これが事実ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今私が申し上げたことが事実です。○運動部 国会で虚偽答弁を続け、メディアにうそを言って、昨日突然答弁を変えたのは何ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) いや、私は、聞いていないと思っています。○運動部 一貫していません。昨日、辻元さんの質問には、見られましたが、二十八日に百五十人の名簿、見ていません。じゃ、聞いていたんですか、聞いていません。それが、その後急に、いやいや、実は伝えていたんだと、杉田さんに、で、杉田さんから決裁前に報告を受けているんだ。明らかに変わっているじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、名簿は見えていないということを申し上げていたんです。(発言する者あり)○委員長(山本順三君) 菅内閣総理大臣。○内閣総理大臣(菅義偉君) 推薦名簿を見ていると申し上げたのは、決裁文書には推薦名簿が参考資料で添付をされましたけれども、添付だけだったんです。全体は九十九名のこの名簿であります。それを私が決裁したということです。

○運動部 これ、決裁書です。これには削られた九十九人と削られていない百五十人が添付されている

るんです。両方見ていないんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私は九十九名に決裁をしたということですよ。

○蓮舫 杉田官房副長官にいつ懸念を伝えました。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私は官房長官……(発言する者あり)あつ、大変失礼しました。

○委員長(山本順三) いやいや、もう指名してあります。

○内閣総理大臣(菅義偉) 官房長官当時から、そこは懸念を伝えていました。

そして、先ほど申し上げましたように、総理大臣に就任したのが九月十六日です。その就任後に改めて官房長官、杉田副長官にその懸念を伝えて、杉田副長官からその後相談があり、九十九名任命の判断をいたしました。そして、九月二十四日に内閣府が任命を、九十九名を任命する旨の決裁案を起案をして、私が九月二十八日に最終的な決裁を行ったということですよ。

○蓮舫 いや、質問に答えてください。

いつ杉田官房副長官に懸念を伝えましたか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 懸念は官房長官のときから伝えていました。

○蓮舫 今回の人事に關して杉田副長官に懸念を伝えて、杉田副長官を通じて内閣府に指示を出したんです。

今回はいつですか、指示を出したのは。

○内閣総理大臣(菅義偉) 総理大臣に就任した後です。(発言する者あり)

○委員長(山本順三) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉) 明確な日には承知していませんけど、二十四日の前だと思っております。

九月、九月二十八日に私、最終決裁をしまして、九月二十四日に内閣府が九十九名を任命する旨の決裁を起案しています。私は、その前ですから、二十一日か二十日だ、じゃない、ぐらいだと思ひます。これは明快に記憶していませんけれども。

○蓮舫 九月、二十一日か二十二日に懸念を伝え、内閣府に人事の確約の指示をして、二十四日に起案。僅か一日か二日で六人は外されたんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私が総理大臣に就任してから、先ほど申し上げたけれども、加藤官房長官と杉田副長官に改めてそこは懸念を伝えてあります。そして、それを受けて杉田副長官から何かした上で私に報告があったということですよ。

○蓮舫 国家公務員は指示があつて初めて仕事をやるんです。前から懸念を伝えていたから、そんなに早くして仕事しているだろというのの仕事じゃないんです。

この短い間で六人は外されたんですね。

○内閣総理大臣(菅義偉) 申し上げますけれども、まず、官房長官当時から今回のことについては懸念を副長官にして、九月十六日、総理大臣に就任をして新たに加藤官房長官と杉田副長官に懸念を伝え、そして、二十四日に内閣府がその決裁を起案していますから、その直前だったというふうに記憶をしています。それは二十一日か二十二日だと思います。

○蓮舫 十四日、決裁の前に杉田さんから報告を受けた。どんな報告ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 人事に關わることでありますからそこは控えさせていただきますけれども、九十九人という報告であります。

○蓮舫 九十九人という報告ということは、総理に報告される前に六人は外されていたということですね。

○内閣総理大臣(菅義偉) そうした相談があつて、それで私が決裁をしたということですよ。

○蓮舫 いやいや、外された九十九人の報告があつて、それでいいよって決裁したんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 相談があつて、私がそれでいいよって決裁をしたということですよ。

○蓮舫 相談は、九十九人で六人外したという相談ですね。で、それでいいと判断したんですね。

○内閣総理大臣(菅義偉) そのとおりです。

○蓮舫 そもそも私たちは法律でこの学術会議が独自に推薦してきた人事を外すことはできないと考えているんです。事務方が六人を外すというのとは法的根拠のつとつて異なるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 先ほど申し上げていますが、日本学術会議法の推薦に基づいて委員の任命については、憲法第十五条第一項に基づけば、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならないということではないという点については、内閣法制局を了解と、政府の責任を考えた上で、今回の任命もこの法律に基づいて行なうものであります。(発言する者あり)

○委員長(山本順三) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉) 事務の副長官というのは、各省庁の人事、総合調整を担当しておりますので、そういう中で案件にも関わってきているということでは、これは当然のことじゃないでしょうか。

○蓮舫 いや、人事権者は総理ですよ。だから、その途中経過で勝手に外して、はい、これで報告ですと上げてくる権限なんて事務方にはないんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私が懸念を伝えたことを、そうしたこと踏まえて私に判断を求めたことというんですよ。

○国務大臣(加藤勝信) 副長官の任務ということにもなるんだと思ひますけれども、内閣府副長官は、内閣法第十四条第三項に基づき、内閣府長官の事務を助けるほか、命を受けて内閣府の事務をつかさどるとされております。

事務の副長官は、内閣総理大臣による特別顧問家公務員の任命等、各府省の人事に關する事務に對して内閣として、責任を確保する上で必要な総合調整を行うよう指示を受けており、先ほど申し上げた内閣法第十四条第三項の事務として必要な総合調整を行い、そして最終的に総理の判断を受けて今回の任命がなされた、こういうことであります。

○蓮舫 憲法十五條の二は、全て公務員は全体の奉仕者で、一部の奉仕者ではない。杉田副長官は総理のための奉仕者じゃなくて国民のための奉仕者なんです。そう考えると、今回、杉田さんがやらなければいけないのは、人事権はあつても推薦に口を出すことはできないと説得することだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) ですから、私の懸念を伝えたことに踏まえて、私に、調整をして原案を、何に、何だったというんじゃないでしようか。それに基づいて私が判断をした。あくまで任命権者は総理大臣です。

○蓮舫 もう外した経緯を説明できないから、女性だとか若手だとか大学が偏っているとか、そういうのは後付けだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 閉鎖的で既得権益に、そうした状況になっているということに対して、私は官房長官当時から懸念をされているということを中心上げてきています。

○蓮舫 女性バランスと言ひますけれども、この二十一年間で日本学術会議は女性の割合は二%から二八%になっているんです。それは政府の男女共同参画基本計画の目標三〇%をはるかに超えているんです。

あなたの内閣の女性割合はどれぐらいですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 今回の承知のとおりであります。

ただ、女性は、女性に確かに水準を超えていると思ひます。しかし、大学は大きく偏っていますから、そうしたことも、これ……(発言する者あり)

○委員長(山本順三) 答弁中ですから、しつかり答弁を聞いてください。

○内閣総理大臣(菅義偉) 全体の、全体のバランスというのは、それは私は違ふと思ひます。私申し上げましたけれども、今……(発言する者あり)いや、そうしたことは、全体として私は言っています。

○国務大臣(加藤勝信) 内閣における女性比率ということがあります。総理を入れて今、内閣

の奉仕者で、一部の奉仕者ではない。杉田副長官は総理のための奉仕者じゃなくて国民のための奉仕者なんです。そう考えると、今回、杉田さんがやらなければいけないのは、人事権はあつても推薦に口を出すことはできないと説得することだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) ですから、私の懸念を伝えたことに踏まえて、私に、調整をして原案を、何に、何だったというんじゃないでしようか。それに基づいて私が判断をした。あくまで任命権者は総理大臣です。

○蓮舫 もう外した経緯を説明できないから、女性だとか若手だとか大学が偏っているとか、そういうのは後付けだったんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 閉鎖的で既得権益に、そうした状況になっているということに対して、私は官房長官当時から懸念をされているということを中心上げてきています。

○蓮舫 女性バランスと言ひますけれども、この二十一年間で日本学術会議は女性の割合は二%から二八%になっているんです。それは政府の男女共同参画基本計画の目標三〇%をはるかに超えているんです。

あなたの内閣の女性割合はどれぐらいですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 今回の承知のとおりであります。

ただ、女性は、女性に確かに水準を超えていると思ひます。しかし、大学は大きく偏っていますから、そうしたことも、これ……(発言する者あり)

○委員長(山本順三) 答弁中ですから、しつかり答弁を聞いてください。

○内閣総理大臣(菅義偉) 全体の、全体のバランスというのは、それは私は違ふと思ひます。私申し上げましたけれども、今……(発言する者あり)いや、そうしたことは、全体として私は言っています。

○国務大臣(加藤勝信) 内閣における女性比率ということがあります。総理を入れて今、内閣

二十一名、そのうち三名が女性ということであり、結果の人事、どうして納得したんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 全体としては、マクロで見れば全く違うと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。今回の任命の判断とは直結しません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

も外されました。言っていることとバランスが逆の結果の人事、どうして納得したんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 全体としては、マクロで見れば全く違うと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

た役割を果たしていただくという意味において、総理は、先ほどから従来の懸念点、これを申し上げておいて、そういった意味での大学の偏り、あるいは地方と都市とのバランス、さらに民間の活用、こういったことを言われたということになります。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

八月三十日に推薦名簿が出て、九月二十四日提案されるまでの過程の公文書はありますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今回の任命に係る経緯について、杉田副長官と内閣府でのやり取りを、この記録について、担当の内閣府において管理しているというふうに承知をしております。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 女性バランスについて、私は言っておりません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

○委員(山本順三君) 遊動さん、質問を続けてください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこのようにお答えをしています。今回の個人の任命の判断とは直結しません。

いうのが前提。特に、菅官房長官、安倍総理時代に後やとりカケがあつて、もうとにかく公文書は改ざんされる、不作成、直前にシュレッダー、そのことよつて、安倍内閣のときでも見直しをして、ガイドラインで打合せやメモ全部残しなうというところになつたんですね。

その部分で、井上大臣、最新の行政文書の管理に関するガイドライン、これ菅官房長官時代に直してありますけれども、そこで十ページにあるんですが、文書主義の原則、留意事項が二点あるんですが、冒頭に二つ、丸で、それ説明してもらえますか。

○国務大臣(井上信治書) ガイドラインの第三、作成の項で、文書主義の原則として、公文書管理法第四條に基づき、第一條の目的の達成に資するため、意思決定過程や事務事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう、軽微な事案を除き、文書を作成しなければならぬ旨を規定しております。

文書主義の原則に基づいて、具体的には、ガイドラインの別表に掲げる業務に係る政策立案の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については文書を作成すること、審議会、懇談会や国務大臣を構成員とする会議などについては議事の記録を作成することなどが示されております。

○蓮舫君 全く違つていふところを説いてるんですが、

このガイドラインでは、文書主義の原則に基づいて、意思決定に関する文書作成、作らなければいけない文書は、法四條に基づき必要な意思決定に至る経緯、過程に関する文書が作成されることも、最終的には行政機関の意思決定の権限を有する者が文書に押印、署名、そのことによつてその内容を当該行政機関の意思として決定することが必要、これを全て残すこととガイドラインで書いてあるんですね。

つまり、先ほど加藤官房長官がおっしゃったように、人事に関すると言えども出さないといいことじゃないんですよ。まず全部作る、その中

で人事に関する機微な部分は川さないでも結構ですけど、会議をした、省議をした、こんな打合せをした、そして要件を決めていった、こういうふうにした、総理に報告をした、最終権者の総理が決裁をする時点までを一連のファイルで残さなきゃいけないんですよ。

これ、残してあると思います。人事の機微な部分は黒塗りでも結構です。出してください。○国務大臣(加藤勝信書) 先ほど私申し上げた説明は、まさに、ちよつと具体的な資料を私自身が見ておりませんから正確なことは言えませんが、杉田副長官と内閣府のやり取り、こういったものについてはルールにのつとて記録を残しているということでもあります。

それについて、これは行政機関の保有に関する情報の公開に関する法律においても、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合についてはですね、開示をしないでいい、こういうふうになされているところでありますので、いづれにしても、人事に関する記録、この内容については、今申し上げた今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもあることから、この提出はこれまでも差し控えていただいているということでありま

す。○蓮舫君 いや、総理、人事に関する機微な情報、個別名詞とか、この人はこういう理由だ、そこはいいんです、別に。ただ、こういう経過で決めた、省議を重ねたという途中経過をお示しください。総理として指示をしますか。

○内閣総理大臣(菅義偉書) 今、官房長官が申し上げたとおりです。

○蓮舫君 総理として指示しないということですか。

○内閣総理大臣(菅義偉書) 官房長官と総理は一体であります。

○蓮舫君 政府があらゆる記録を克明に残すのは当然、議事録とは最も基本的な資料、国家運営の責任感のなき、この作成を怠つたのは責任感のな

さが如実に表れている、国民への背信行為。これはあなたの方で、本に書かれた記述です。今でもこのお考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉書) そこは変わっておりません。○蓮舫君 国民への背信行為にならないように情報公開する、私たちに提出するつて言つてくださ

い。○内閣総理大臣(菅義偉書) ルールに基づいて行いますので、先ほど官房長官申し上げたとおりです。○蓮舫君 いや、非常に残念です。委員長に求めます。その公文書、六人を外した、その杉田官房副長官がどのような経過、過程を経て総理に決裁文書をつけて、決裁の報告までしたのか、一連の公文書を公開してください。この委員長に出してください。

○委員長(山本順三書) ただいまの件につきまして、後刻理事会において協議をいたします。○蓮舫君 今のお話、こんなに長い時間掛かると思いませんでしたけれども、キーマンは杉田官房副長官だということはおく分りました。杉田官房副長官、私、今日も国会に答弁者として来てくださいますと求めたんですが、理事会で与党にはじかれたと聞いています。

委員長に求めます。杉田官房副長官を参考人として招致して、集中審議を求めます。

○委員長(山本順三書) ただいまの件、理事会で議論をいたしておりますので、現在、筆頭閣議をしておるところでございますので、後刻、また改めて理事会において協議をいたします。

○蓮舫君 菅総理、随分高い支持率でスタートしたんですが、正直、学術会議問題でつまづいて、こう思っています。

○内閣総理大臣(菅義偉書) 丁寧に御説明をさせていただきますので、分かつていただけるようにしたい、こう思っています。

○蓮舫君 その説明が丁寧じゃないということをもつて分かつていただきたかと思ひました。

次に行きます。さきの通常国会で大問題になった一般社団法人が税金を中抜きしているという疑惑。持続化給付金、その事業の事務局、サビズデザイン推進協議会が七百六十九億円で国が委託した、国から委託したけれども、協議会が人件費等で一、九億、それを手にした後は、そこから更に再々委託、再々々委託、再々々委託となつていた構造。これ、総理、相当国民の厳しい目が注がれました。トンネル法人じゃないか、税金の無駄遣いじゃないか。その認識はお持ちですか。

○国務大臣(堀山弘志書) いろいろの御懸念があつたこと、承知しております。それでまた、執行中の契約でありますけれども、異例のことではありますけれども、中間検査等を行い、これらの業務が張り付いているかどうか、そしてそれらの査定が正しいかどうか、工数、単価等につきましても公認会計士協会の支援を得て調査を終えたところでもあります。

○蓮舫君 総理、行政監視をする国会として、私は総理が替つたからこういう問題は終わりでないと思つています。税金の無駄があればそれは正すという認識は共有していただけますか。

○内閣総理大臣(菅義偉書) そこは当然のことだと、共有します。

○蓮舫君 堀山大臣、持続化給付金の事務局の問題で国会で相当批判にさらされて、中間検査を行いました、報告書、どうなりました。

○国務大臣(堀山弘志書) 持続化給付金の中間検査では、第三者の専門家として公認会計士に助言及びモニタリングをいただきたが、事業の全体像を明らかにした上で、手続や取引内容の適切性について詳細に確認をいたしました。

確認の結果、契約締結や仕様変更等の手続面では一部に不備があつたものの、費用面では現時点で人件費が市場価格の範囲内に収まるなど、市場実態からの著しい乖離がないことを確認をしてい

るところであります。

引き続き、事業終了後の確定検査に向けてもしっかりと執行状況を確保してまいりたいと思っております。この結果につきましては、ホームページ等で公開をしているところであります。

○運動部 済みました。確かに費用面においては市場と比べてコストの乖離はないものについては、それでも事業執行の不透明性、効率性等に対する社会的な懸念を踏まえて行われた中間検査なんです、その懸念に対する答えはあります。

○国務大臣(堀山弘志君) 先ほど申しましたように、今執行中の事業であります。中間検査で考え方が正しいかどうかということを確認していただきました。確定検査がいずれにしましてもこの事業が終了後に行われるわけでありまして、それに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○運動部 それは調べられていないんですね、実は。今、堀山大臣がおっしゃったのは、再委託先、再々委託先、再々々委託先、繰り返される外注先に委託された事業がちゃんと行われているかという点だけなんです。

その外注、繰り返されたのが、中抜き、トンネル、経費がかさ上げ、水増しされているという調査はされていないでしょう。

○国務大臣(堀山弘志君) 先ほど申しましたように、工数、どのくらいの人数が掛かったか、そういったものの基準、そして、単純につきましても、企業による単価の水増し等もしっかり調査をしております。

○運動部 何ページで、どこで確定していますか、それ。

○国務大臣(堀山弘志君) 中間報告書の四ページ目ということになりますけれども、ここで、事業プロセスの系統の確認にとどまらず、個々の取引内容、実施状況について把握をしたということで、証拠により個々の取引内容、金額を確認して事業実施を把握、そして、審査、申請サポート等の主要業務の費用を確認ということが書いてあります。

まず、また、第三者専門家、公認会計士によるチェックを通じて透明性の確保ということで、こういったことを公表をしているところであります。

○運動部 それぞれに委託された事業のその切りの取った事業のコスト面だけの適正さの確認なんです。外注が繰り返されることの透明性は実は調査されていないんです。なぜならば、中間検査というのは、年度末の会計処理に確定に際して誤謬や誤処理が会計的にないかどうかを確認するものであって、不明朗、不透明な外注の繰り返しを調査するものじゃないんです。

更に言えば、法人に五百万円、電通に二十五億円の一般管理費、内訳は明らかにできないが不当請求ではないと、問題の一面だけでまとめられていますが、これ、何で言い切れたんですか。

○国務大臣(堀山弘志君) 今申し上げましたようなその工数の査定、そして単価の査定、業務がどういふものがあるかということも公認会計士等でチェックをしているということでもあります。

○運動部 いや、だから、四からお金が行って、どんどんどんどん下で事業が外注、再委託を繰り返されて繰り返されて繰り返されていつているのに、一般管理費は何で最初の法人と電通しか調べなかったんですか。

○国務大臣(堀山弘志君) あくまでも中間検査で、これ結論を出すということではありません。この方向性でいいのかどうかということを確認をする検査であります。そして、更にそれを最終検査につなげるということでありまして、最も、今回の検査においては、契約金額、億以上の再委託先と外注先を対象としているということでもあります。ですから、最終的には全ての、六十一者全ての詳細について査定をして、確定金額を出すということになります。

○運動部 極めて骨抜きになっているのが非常に残念です。やっぱりこれ、大臣、厳しくチェックしてください。中間検査では実はその不透明さを

調査するという権限はないんで、それはまた違う視点で検査をしないと同じことが繰り返される。なぜならば、一般社団法人を利用した税金のなか抜き疑いはほかの省庁でもあるんです。これ、一五年以降、国の補助金、委託事業、総額一、三兆円、六年間で、一兆円の補助金事業を一般社団法人を通じて実施をしている。一般社団法人は事務委託費として千五百八十三億円をいただいている。その九割の千四百八十一億円が、千四百十五億円が電通にほぼ再委託されているんですね。ここから先のお金の流れをきっちりチェックしないと税金の漏れは確認できないんです。

総理、今の中間検査だとやっぱりこういう構造をチェックする仕組みが不十分なんです。きちんと総理の下でチームを立ち上げてチェックしていただけないか。

○委員長(山本順三君) それでは、まず最初に堀山経済産業大臣。

○国務大臣(堀山弘志君) さきの通常国会でいろいろ議論がありました。そして、いろんな御懸念もいただきました。そういったことも含めて、中間検査、そして調達等全ての契約についても見直す調達等の在り方に関する検討会というものを今つくっております。継続中でありまして、この中間検査の結果もここでまた更に検討してもらいまして、改めて経済産業省の契約について全面的な見直し、そしてチェックをするつもりであります。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 適切なこの予算執行が行われるように各省においてしっかりと対応していただきたい、このように思います。

○運動部 何でそんな熱意がないんですか。いいですか。千五百八十三億円もの予算の九十六%が、者に再委託されている。日本学術会議十億の百六十分分ですよ。こつちを調べる方がよっぽど国民の税金を、国民のために働く仕事じゃないですか。もっと熱意持ってくださいよ。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 向方大事だと思っております。

○運動部 そこは私たちと考え方が全く違いますが、私は、学術会議問題、組織に問題があるならやってもいいかもしれない。でも、私たちが問題視しているのは任命の拒否の問題なんです。法律違反の問題なんです。そつちが十億円で税金だとすんだつたら、よっぽど二千億の税金の方が私たちは大事だと考えています。考え方、明確に違えます。

実は、国会が余りにも開かれなかったので相当時間を取って調査をしました。

環境共創イニシアチブ、SIIという一般社団法人があるんですが、これ、設立以来、経産省の事業をずっと委託を受けている。どんな法人ですか。

○国務大臣(堀山弘志君) 一般社団法人環境共創イニシアチブは、環境・エネルギー制約などから生じる課題の解決に向けて、技術革新と市場創出を主導することを目的として、電通、出版印刷、みずほ銀行などの企業が発起者となり、一〇一年の一月に設立されたものと承知しております。二〇二〇年一月時点で、常勤職員百六十名の事務局体制を構築し、補助事業の中核となる審査業務や補助額の確定業務などを行っております。

○運動部 資料が残っている二〇一五年から徹底的に調べました。

国からの税金の流れ、二〇一五年から六年間で四とSIIの契約は五十九件あります。契約額は何と総額五千七百八十八億円。執行率が極端に低い事業があつて、決算額は今執行している事業を除いても総額約四千三百二十億円あるんです。毎年七百二十億円が国からこの社団法人に流れている。補助事業者へ補助金が交付、五十九件のうち競争入札は僅か五件、ほぼSIIの一着必札。

経産大臣、これらの事業は全部適切に行われているとチェックしていますか。

○国務大臣(堀山弘志君) 今委員がおっしゃった数値はそれとおりであります。その上で、この

者必札の件につきましても、今後、公算の在り方等についてどうするかということも含めて、この事例も含めて考えていきたいと思っております。
 ○事務局 事案は、これまででチェックをしております。私です。私がこのことは、確定検査はしております。確定検査をして、更にまた会計検査の対象になるということでありまして、今改めてこれについての再チェックというものは現時点ではしておりません。
 ○事務局 これも全く同じ構造なんです。事務局を通じて個別事業者への補助総額は三千九百九十九億円なんですけれども、S-Iの事務費はその割の三百九十七億円を手にする。そこから七割を超える二百八十七億円が電通、あつ、九割ですね、電通に再委託。で、電通からまた子会社、孫会社、どんどんどんどん外注が繰り返されていく。

総理、この構図はやはり改革しないといけないと私は問題意識を持っていますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 今委員からいろんな発言がありました。そういう中であればそこは明確にすべきだということに思っています。

○事務局 例えは、二〇一八年度、災害時に再生可能エネルギーを稼働させる蓄電池補助金、どんな事業でしたか。

○国務大臣(堀山弘志) 今御指摘の事業は、平成三十年度の北海道胆振東部地震の際に発生しました大規模停電が生じたことを踏まえまして、電力インフラのレジリエンスを強化する観点から、有用性の確認された再生可能エネルギーの蓄電池の導入、災害時に自立的に電源を活用できる地域の電力供給網、地域のマイクログリッドの構築について支援するものとしたものであります。

○事務局 事業はいい事業なんです。これ、事業費四十四億円。ところが、S-Iの事務費は一、四億円で、電通にはそこから一億円で九割けされているんです。補助金百万円配付するのに必要な事務費は二十八万円、百万配るのに二十八万円の

コストが掛かっている。ほかに、二〇一七年度産業データ共有促進事業補助金、これも電通に再委託している同じ構造なんです。これ百万円配るのに二十万円の事務経費。
 十、二十万、そういう数字が余りにもある。総理、高過ぎませんか。

○国務大臣(堀山弘志) 応募の数が低かったというところで、その固定経費につきましては、数によつて下がってくるものもあるわけなんですけれども、この全国七か所での説明会、分かりやすいパンフレット、ホームページの作成など、様々な手法で周知を図りました。

蓄電池の設置事業については、事業所負担もある中、最終的に説明会には出てきたものの導入決断までに至らなかったということでありまして、その件数が少なかったことが一件当たりの費用の上がった要因であります。

○事務局 五十九件全部開けるとそれぞれ違う要因も出てくるので、余りにもコスト高な構造というのはチェックしないといけないと私は思っています。

ここでちょっと視点を移さなければ、総務省、マイナポイント事業って何ですか。

○国務大臣(武田良太) マイナンバーカードの普及促進を図る事業です。

○事務局 どういう内容ですか。

○国務大臣(武田良太) 二万円のお買物をしていたことに五千円の最大限ポイントが付くという事業です。

○事務局 令和元年度補正で二、一億、今年度予算で二千四百七十八億。私たちは、二月の予算委員会、菅内閣長官が座つていらしたときにも、当時はコロナ感染が最優先、医療従事者あるいは医療に困つていた事業主のために、コロナ前に提案されたこの二千五百億の事業じゃなくて、このお金をコロナ対策に組み替えるべきだと何度も提案したが、安倍総理も菅内閣長官も当時はそれを頭として譲りませんでした。

結果、感染症対策よりこのマイナポイント事業を優先させた成果は出ていとお考えですか。

○国務大臣(武田良太) マーケットリサーチによれば、マイナポイント事業というのは約九割の国民の皆さんに認知をされてきていると承知しております。今から様々な広報活動や事業を通じて更にマイナポイントの普及が広まると思っております。十分今後につながる事業であると認識しております。

○事務局 総理、今の聞いて成果があると胸を張れますか。

○内閣総理大臣(菅義偉) マイナンバーカードそのものというのは、当初は二、三割だったと思いますけど、今約二〇％を超えてきているという報告を受けています。

○事務局 もうちょっと熱意ある答弁しませんかね。

九割が認知して成果じゃないんです。マイナポイントカードを持って、マイナポイント、予約した人は二万円の買物をすると五千円のポイントキャッシュバック。ポイント対象がこれ四千万人なんです。マイナポイントの申込件数、何万ですか。

○国務大臣(武田良太) 現時点で八百二十六万人であります。

○事務局 カードを持つ人の三人に一人しか使っていないんです。しかも、ポイントが始まる前月から比べたら、カード交付は僅か三百三万枚しか増えていないんです。しかも、既に認知九割と言いましたが、認知九割するために広報費も四十二億使っている。

これ、本来だったら七月の末で三千万から四千万枚行かなきゃいけないんですけど、十月の直前で二千七百六十七万枚。これ、成果出ていると胸を張れるんですか、総務大臣。

○国務大臣(武田良太) 胸を張れるか張れないかは別として、やはり今我々が積極的に取り組んでいかなきゃならないのは、このマイナポイントカードを持つことによつてどういうメリットがあるのかという理解が深まっていない、なお、さら

に、このコロナ禍において数々地方でのこの普及活動のイベント事業等も開催することができない、いろいろ大変な要因が重なって今の数字になっております。今、役所を挙げて、この普及活動に全力を挙げて取り組んでおります。

○事務局 いや、税金使う事業なんだから胸張ってくださいよ。それを別にしたら困るんですよ。既にマイナポイント制度関係支出は八千九百億、まあもう一兆円近く使っているんですよ。一枚のカード発行するのに、総理、三万円掛かっているんです。物すごい高コストですよ。今後、医療費も、医療保険証も運転免許証も一体化していくというんですけど、一体幾ら掛けるつもりですか。

○国務大臣(平井卓也) このマイナポイントカードの話なんですけど、マイナポイントカードに幾ら掛かるかという話ではなくて、地方自治体の実は改修費とか、そういうのが物すごく多いんですよ。ですから、全体としてデジタル社会を安全にどうやって進めていくかという意味で、このマイナポイントカードのコスト、ですからトータルのコストと一枚幾らという話とは少し違うのではないかと思います。

○事務局 いや、結果として今コストがそれぐらいになっているんです。これから整理していつてこのコストを圧縮していくという方針は私は賛成です。

昨日、総理はマイナポイントカードをお持ちだとおっしゃいましたけれども、最近何に使っていますか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 最近使っています。

○事務局 そんなんです。メリットを感じないんです。個人情報も不安なんです。だから国民は実はカードを欲していないんじゃないか。率直な理由だと思えます。

総理の行政のデジタル化の方針、基本的には賛成です。平井大臣がおっしゃっているように、しっかりとそれを、一重、三重になっている、重複

しているものを統一して、コストを上げて、利便性を高めていくというのが賛成です。そのときに初めて、これに使える、あれに使える、個人情報は大丈夫ですということがあったら初めて私はマイナンバーカードの普及策をやるべきだと思っています。ここだけ先行したって全然進まない。お金だけどんどん湯水のように出ていく。

総理、コロナ前に提案されたもう企画だし、デジタル庁つくると言っているんだから、一旦この使われていないお金は国庫に戻して感染症対策に使うべきだと私はまだ考えています。いかがでしょうか。

○国務大臣(武田良太) 蓮舂先生から言わせれば胸を張れるものじゃないとおっしゃるかもしれませんが、昨年四月、日約一万件だった……(発音する者あり)僕、ああそう、まあいい。昨年四月は、日約一万件であったのが昨年九月以降増加に転じて、本年十月には一日約七万件という大幅な伸びが……(発音する者あり)いやいや、本年、本年、これにより、十月の月間の交付件数は過去最高となる約百七十一万件という伸びを示しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○蓮舂 ところで、トンネル法人の問題に戻ります。マイナポイントの事務事業はどこが受託しました。

○国務大臣(武田良太) SIIです。

○蓮舂 ところでまたSIIが出てくるんです。公募への問合せは十二者あったけれども、結果として手を挙げたのはSIIのみ。競争が働いていません。

○国務大臣(堀山弘志) 私どもの方、予算の関連で申し上げたわけでありまして、他省のことは

私は存じ上げません。

○蓮舂 じゃ、総務大臣。これまでの実績は全部経産省で環境なんですよ。何でマイナポイント事業費なんですか。

○国務大臣(武田良太) 過去においてポイント付与事業の経費があったということでありまして、SIIを一度通して九八%が再委託、事業に必要な決済事業者への口座と、それとマイキーID設定委託費九十三億は、これは直接事業者に行くんですが、それ以外の事務作業台四十四億は、九々電通に再委託されています。そこからトランスコスモスに再々委託、大日本印刷に再々委託。持統化給付金と全く同じ構造がマイナポイントでも繰り広げられております。

○国務大臣(武田良太) 偶然かどうかはちよつと分かりかねますが、全体設計をして様々な役割分担の統括業務を行っているというふうにお聞きをいたしております。

○蓮舂 総理、持統化給付金事業で実体の是非が問われた一般社団法人サービスデザイン推進協議会もこのSIIも設立時の代表理事は実は同じ人物です。理事も同じく、トランスコスモスの同じ人物、監事も同じ銀行の人物、サ推進の理事の電通とパソナはSIIの会員企業です。両法人とも法人を経由して、理事、監事、企業、公同企業に業務がばばれごと再委託、再々委託という流れがあるんです。

この構造、私は物すごい問題認識を持っていますが、率直にいかがですか、今の質問を聞いていて。

○国務大臣(武田良太) 一般社団法人というところで様々な会社によって構成される一つの組織であるように承知しております。この業務全般を担うに当たってそれぞれの役割分担が明確に示されるということと、これを受託したんではないかと、このように考えています。

○蓮舂 総理、十億円の税金の支出も大変重く

思う方でおられますから、直接電通に委託すればいいんじゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 経済産業省、まあ総務省で今行っているわけでありましてけれども、今後しっかりとこれ確認していきたいというふうに思っています。

○蓮舂 経産大臣の認識を伺いたいですけれども、そもそも電通さんは、平成二十七年、これ省エネ住宅ポイント事業八百三十億円の事業とか、それ以外も直接受けているんですよ。それが何で、一般社団法人を通すようになったとお考えでしょうか。

○国務大臣(堀山弘志) どのような事業体制を念頭に置いて給付金事業の事務局を応募するかは、一時的には事業者で、事業者において判断をされることだと思っております。

先ほど申しましたように、二〇二一年の二月にこの法人ができておりまして、それまでの補助金を特殊法人、あつ、独法等でやっていたものに関して、その仕事を受ける方での考え方であると思っております。

○蓮舂 小泉政権下で小さな政府が提唱されて、官から民へと変わって、公益法人もその対象になったんです。一般社団法人は二〇〇六年にできました。公益面での要件を厳しく見ていた許認可制度を見直して、たった二人で法人登記の登録を認めるようにしたんです。で、一般社団法人、公益性を求められず、所管官庁の許可もなくなつた、所管官庁もなくなつていっているんです。非営利だと税制優遇されて、情報公開の義務はないんです。

SIIの場合には、一口五百万円の会費を払えば会員企業になれるんです。会員企業になった、法人を立ち上げた人たちが、ここに四から毎年七百二十億円来る事業をばばれ九々、数億、数十億、数百億で事業を受託するといふ、こういう構図になっているんですよ。官から民の構造改革がいつの間にか一般社団法人を迂回した既得権益に

なっているんです。

この既得権益こそ先に私は見直すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 見直すべきものはやはり見直すべきだというふうに思っています。

○蓮舂 どうやってですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) それは、それぞれの省庁でしっかりと責任を持ってやってもらいたいのも人事だと思ひますし、私、先ほど申し上げましたけれども、しっかりと確認をしていくことが大事だというふうに思っています。

○蓮舂 いや、確認していても抜けているから、今日指摘しているんじゃないですか。それだけの省庁でやっているだけ、縦割りを打破すると言ったんじゃないですか。もう一回答えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉) 必要なことはしっかりと確認しますよ、これから。今いるんな御指摘を受けましたんで、そうしたことも踏まえてしっかりと確認をしていきたい、こう思っています。

○蓮舂 一般社団法人は利益を分配することはできないんですけれども、その利益を人件費とか自分たちの活動には使えるんです。つまり、安定的にお金が来たら人件費と活動がいつまでもできる。で、その必要な部分を除いて丸投げをする。そうすると、直接受注をしていない企業は情報公開からも逃れられるし、会計検査院の検査からも目を背けることができるんです。つまり、お互いウイン・ウインなんです。

だから、こういう不透明な仕組みができて、国が、二兆の事業費の支出、千五百八十億円の事務費が行って、その九割が電通を通じて再委託の構造があるから、この既得権益を改革するためには何をやるか、教えてください。

○国務大臣(堀山弘志) 先ほど申し上げましたように、中間検査をやって、経産省の場合は調達等の在り方に関する検討会というものを開いております。これは各省庁ごとに契約の内容というのは大分違ひまして、公共事業とまた経産省の契約では違ひますけれども、また、他省の参考

例を見ながらどうしていくかというのを考えておられます。これは契約先を繰出してしか調べられなかったものを、全ての委託先、外注先に直接調査を入れるようにするような形で我々は検討しております。

○運輸君 総理はどんな指示を出しますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ですから、まずは御指摘をいただいたことを踏まえてしっかりと確認した上でそれぞれ対応する必要があるというふうに思います。

○運輸君 極めて熱意が感じられないんですが、私は、もうとにかくこの特殊法人とか特別会計とか、天のりのいる公益法人に金が流れる、使えなかつたお金が基金でたまり金になる、こういうの本当におかしいと洗ってきただけですが、今度はやっぱり一般社団法人の問題はしっかりと洗わなきゃいけないと思っております。

委員長に求めます。国会法百五条に基づき、一般社団法人から派遣等民間企業への税金の流れが適切かどうかを、参議院予算委員会として会計検査院に調査を求めてください。

○委員長(山本順三君) ただいまの件につきましましては、後日、後刻理事会において協議をいたします。

○運輸君 感染症対策について伺います。野党がこれ必要性を随分訴えて、ようやく政府も重い腰を上げていただけた家賃支援なんです。が、兆円の予算に対してまだ二割にも執行額が到達していない。これ、何でこんな遅いんですか。

○国務大臣(橋山弘志君) 現在、家賃支援給付金については、十一月四日時点で六十六万五千件の申請をいただいております。申請件数の約七割に当たる四十六万五千件、約四千億円が給付済みとなっております。

賃貸契約の契約書というのは、個々それぞれに違うものもあります。また、一件で何軒か借りているものもあります。そういったものの契約書の確認と、あとは貸主側の確認というものも入って

おりますので、少し時間が掛かっていますけれども、最善を尽くして審査体制を増加したりしていくところでありませう。

○運輸君 いや、最善は尽くしておられると思うんですけど、このそもそも家賃支援の目的は何でしたか。

○国務大臣(橋山弘志君) 当初、持続化給付金の中で家賃も含めた固定経費というものをしようというところでしたけれども、この感染拡大が長期化する中で、家賃、テナントとして店を持ったり、また複数の店舗を持っている人たちの家賃負担というのが大変大きくなるという中でこの支援が始まったと承知しております。

○運輸君 緊急事態宣言からもう半年たちました。もうとにかく家賃負担だけで立ってられない、もう本当に廃業していった方々もおられて、この年末年始どうするんだという声が本当に悲鳴になっていきます。

申請者の最大の懸念は、審査内容や進捗状況が全く分からないことなんです。いつ下りるのか、幾らもらえるのか、書類は不備だったのか、通ったのか、全く分からない。ネット申請で音沙汰がないまま過ぎて、その間頑張ったんだけれども、結果として書類が不備だというメールが届くだけ。愕然としますよ。やる気もそがれますよ。この部分、改善しませんか。

○国務大臣(橋山弘志君) 持続化給付金の際は、マイページ、またメール等でお知らせをしております。今後はコールセンターで全てのお問合せを受けられるような形にしております。

そして、コールセンターの人員も今増やしているところでありまして、コールセンターで受付ナンバー等を言っていたければ、またアカウントを言っていたければ、来たものに関してお答えをするというような形になっております。

○運輸君 遅過ぎるということだけは苦言を呈させていただきます。本場に立ってられない方たちがいっぱいおられるので、これは努力をさせていただきたい。

総理はよく、口助、まずは自分で頑張ってみるとおっしゃるんですけど、もう頑張れない人たちがたくさんです。制度設計と予算もあるんですよ。これは公助を堂々と使っていたらいいと言ってもらえませんか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) できるだけ早くお届けするというのは、ある意味でこれ当然のことだというふうに思っていますので、そこはしっかりと拍車を掛けてやってほしいと、こう思います。

○運輸君 何か人ごとですか。

全ての女性が輝く社会って何ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 全ての女性が自らの希望に応じて、あらゆる分野において能力を十分に発揮できる社会であるということでありませう。

このため、政策方針決定過程への女性の参画拡大、男女が共に仕事と子育てなどを両立できる環境整備、女性に対するあらゆる暴力の根絶などの取組を強力に推進する必要があるというふうに思っています。

引き続き、女性活躍の旗を高く掲げ、強力に取組を進めるために、第五次男女共同参画基本計画を年末までに策定し、令和の時代にふさわしい男女共同参画社会をつくらなければならないと思います。

○運輸君 官房長官を務めてこられるときから進めてきた福く女性、成果は出ていますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そこは出てきていると思っております。

○運輸君 日本のジェンダー指数は、二〇一九年九十四位だったものが、二〇一九年に百五十三位、百二十四位まで下がった。これが成果ですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 安倍内閣の七年八か月の間に女性の雇用は大きく、多く、大きく増えたんじゃないでしょうか。女性の人が働く場をつくるのができたというふうに思っています。

○運輸君 いいんですか、大半が非正規です。その人たちがコロナで今仕事を失っているんです。シングルマザーは、一日一食食べられないと言っているんですよ。それを踏らないでいただけませんか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) いや、官房長官のときの成果ということでありましたので、やはり働くことのできる環境をつくるというのは一つの大きな成果じゃないかなというのを私申し上げました。

今そうした方がこのコロナで大変な思いをしていて、そうした方に対応していくというのはある意味で当然のことだと思えます。

○運輸君 当然のことができていないから聞いているんですよ。

ジェンダー指数が下がった理由は何かとお考えですか。

○国務大臣(橋本聖子君) お答え申し上げます。世界経済フォーラムが公表した二〇一九年ジェンダーギャップ指数、GPI、百五十三位、百五十四位、百五十五位であったということでありませうけれども、これは、この要因というのは、経済分野、そして政治分野の順位が低くなっているということ、

○運輸君 改善する最大の手段は政治分野に女性を大量に登用することだと思いませんか、その認識は総理もお持ちですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そこは持っております。

○運輸君 ただ、その自民党の女性議員が、性被害、性暴力の検討の部会会議で、女性はいくらでもうそをつけますからと言いました。その後、言っていないと更にうそを言った。言っていないと言ったのを、今度はブログで、会見もしないで、自分の発言を撤回したらそういうのがあった、さきのブログの記録を訂正します。女性のみがうそをつくかのような印象を与え、御不快な思いをさせてしまった方にはおわびを申し上げます。

よく見てください。全く訂正も謝罪もしていません。この発言、どう思われましたか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 性犯罪、性暴力は加害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではないと思います。

DVや性犯罪、性暴力の被害者が声を上げることをめづるようなことがないよう、政府としてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っています。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 皆内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今、加害者と申し上げましたが、被害者とは訂正させていただきます。

政府の立場で個別の国会議員の発言についてコメントは差し控えたというふうに思いますけれども、一般論で申し上げますと、政治家はその発言に責任を持って、有権者から信頼を得られるよう自ら標を正す必要があるというふうに思います。

○蓮舫君 この発言をした人は、比例単独候補で議席を得ました。自由民主党と書かれたその票で国会議員になっているんです。自由民主党総裁としてどうお考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 国会議員は白らの発言には責任を持って、有権者の信頼に、得られるように標を正していくべきだと思います。

○蓮舫君 輝く女性って幾ら所信表明で言葉で言われても、足下で自民党の国会議員がこういう暴言を吐いて謝罪もしない。

もう一つ確認したいんですが、成長戦略会議で、有識者のデヴィッド・アトキンソンさんには何を期待して委員にされたんですか。

○国務大臣(西村康稔君) 御案内のとおり、成長戦略会議におきましては、成長戦略の具体化、改革の具体化、これを進めていく会議でございます。その観点から、見識のある方としてアトキンソンさん、中小企業政策など様々な分野で提言を出されておられます。そういった面で活発な議論を期待してのメンバーに入っていたというところであります。

○蓮舫君 総理もアトキンソンは見識があるとお考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) アトキンソン氏に限らず、様々な方からお話を伺って政策の参考にしているところであり、成長戦略について、西

村大臣の言われたとおりの考え方を持っていると

思っています。

○蓮舫君 二〇一八年に発行したアトキンソンさんの本です。

国家として優遇するべきは子供を産むこと、夫婦共働きで子供がいなければ課税負担を増やすべき、子供もつづらず家で家事だけやっている、四家としてのメリットが全くない、ある意味において脱税と同じ犯罪行為です。

同じ認識ですか。

○国務大臣(坂本哲志君) 少子化担当大臣としてお答えいたします。

結婚やそれから出産はあくまでも個人の自由で、自由な意思決定に基づくものであります。個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、あるいはプレッシャーを与えたりしない、そういう考え方の下で少子化対策を行っているところであります。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉君) そもそも結婚や出産は個人の選択であり、結婚したくてもできないこともあるとか、子供を産みたくても産めないという結婚や出産に関する障害を一つ一つ取り除いていくのが政府の役割だと思っております。

今般、所信表明で不妊治療の保険適用について言及しましたが、これもまさに子供を産みたくても産めない方々の気持ちに寄り添ったものであります。

引き続き、個人の多様な選択を尊重しつつ、当事者の気持ちに寄り添って対応してまいりたいというふうに思っています。

著者の内容については、詳細は承知しておりますので、コメントは控えたいと思っております。

○蓮舫君 産みたいのに産めないと、不妊、不育の人たちの声って本当に重い。最も寄り添っていないんじゃないですか。この人にとんだ成長戦略を描いてもらうんですか。

○国務大臣(西村康稔君) 今、成長戦略の中で最も大きな課題が中小企業の生産性をどう上げていくかと、この観点から、アトキンソンさんは様々

な見識をお持ちであります。まさに強い成長する中小企業をつくっていくという観点から活発な御議論をお願いしているところであります。

○蓮舫君 この記述は女性の生産性を上げるといふところの主張なんです。

総理、メンバー見直した方がいいと思います。いかがですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) アトキンソンさんについては、今、西村大臣が申し上げましたように、これからの成長する中で有識者の一人としてお願いをしたということでありまして。

○蓮舫君 今日、委員会で総理からは熱意は全く感じられないし、日本学術会議はやっぱりめっちゃめっちゃだし、やらなければいけない行革に対しては、その必要性は感じると言っている各官庁がやる。金くやる気が見えないということを最後に強く申し上げ、質問を終わります。

○委員長(山本順三君) 以上で蓮舫さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、白眞勲君の質疑を行います。白眞勲君。

○白眞勲君 立憲民主・社民の白眞勲でございます。菅総理、御就任おめでとうございます。

早速ですが、まず核兵器禁止条約についてお聞きしたいと思っております。

有しているというふうに思います。核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴールは共有していると思っております。

一方、核兵器のない世界を実現するためには核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠であるというのが、これ、というふうに思っています。ただ、現状では、同条約は米国の開始とする核兵器国の支持が得られていないということ、さらに、カナダ、ドイツなど多くの非核兵器国からも支持されていないということです。

我が国を取り巻く安全保障環境が、顕微鏡を覗くように、抑止力の維持、そして強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に核軍縮を進めさせる道筋を追求していくということが適切だと思っております。

こうした我が国の立場に照らし、同条約に署名する考えはなく、また、御指摘のオブザーバー参加については慎重に見極める必要があると考えておりますが、我が国としては、引き続き立場の異なる国々の橋渡しに努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に関与していきたいと思っております。

○白眞勲君 総理、いっぱいしゃべってくれたんですけど、私の聞いていないことまで全部答えていただいたような感じがしていいんです。私、オブザーバー参加のことについてはこれから聞くかと思つたんですけどね。まあ先に聞いて、お話ししたいんですけど。

今私が聞きたいのは、この発効が、まあこの条約は発効したわけなんです。発効したことについては、今、ゴールは、向かっているゴールは一緒だ、入る気はないとおっしゃったけど、歓迎すべきことなんじゃないのかなと私は思っています。けれども、それについてはどうですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今申し上げましたけれども、政府としては、この発効したことに對して、政府の立場ではありますけれども、そこはしっかりと対応していく必要を考えています。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今申し上げましたけれども、政府としては、この発効したことに對して、政府の立場ではありますけれども、そこはしっかりと対応していく必要を考えています。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今申し上げましたけれども、政府としては、この発効したことに對して、政府の立場ではありますけれども、そこはしっかりと対応していく必要を考えています。

○白眞勲君 ありがとうございます。対応していただくことは重要なんです、こういう条約が発効したから。

私は、テレビの今日見ていらっしゃる方がいらっしゃる、いっぱいいらっしゃるんですけど、核兵器禁止条約入っていないの、えっと思ってる人、これ当然入っているものというか、日本が率先して、この条約は入るどころか、私はこういつた条約だんだん作らなければならぬというふうには私は国民も思っていると思えますよ、NHKの去年の世論調査でも六五％入るべきと答えているんですね。

日本は当然、唯一の戦争被爆国であるにもかかわらず、政府はなぜこの条約に入ろうとしないのか。もう少し国民に分かりやすく説明いただきたいと思えます。

○國務大臣(茂木敏充君) 正確に申し上げますと、今日テレビありますんで、条約は来年発効ということになるわけでありまして、発効しておりませんが、いずれにしても、核兵器禁止条約が目指す核廃絶というゴール、これは日本として共有しておりますが、今、五十か国です、世界全体の中で、そして、核兵器を持つている国はどの国も入っていません。さらには、カナダ、ドイツを含めNATO諸国もほとんど入って入っていないという中で、じゃ、これが本場に核兵器廃絶にそのままするような様々な取組というのが必要である、これが基本的な日本の立場ということでありまして、そういった中で様々な取組、唯、の戦争被爆国としてしっかりと世界をリードしてきたいと思っております。

○白眞勲君 今、茂木大臣おっしゃったんですけども、このベルギーですね、NATOが本部を置いている場所、米国の核の傘に頼るこの新政府も、核兵器禁止条約を肯定的に評価する異例の政策も発表し始めたんですね。今まで、今、菅総理もおっしゃったので、今まで入っていない国もこの条約が発効することによって少しずつ変化の兆

しも出始めているんだ、ここを私たちは考えなきゃいけないと思うんですね。

私は、今までの日本の取組、否定するつもりは全くございません。一生懸命やっているともしよ。今、同様に、条約が発効された以上は、日本はまさに唯一の被爆国として核兵器の悲惨さを訴える立場であるわけですから、日本政府、これら条約批准国の五十か国と、今、茂木大臣ごつた核兵器保有国との橋渡しをしていくことが必要なんです。だから、その橋渡しのためにもう少し、せつかくこうやって山下が国が来ているんだから、やつぱりこれは、やつぱり橋渡しのためにもっと積極的に乗り出すつもりは総理としてないでしようか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 地道に現実的に核軍縮を進めていく、そうした道筋を追求していくということが大事だということに思えます。

○白眞勲君 いや、もちろんそうなんです。地道に現実的にやっていく必要があるけれども、今回こういう契機になったので、より積極的に乗り出す必要はないのかということなんです。別に人れという意味じゃないんです、私が言っているのは、やつぱりより積極的にやるべきだ、それをどう思われますかということなんです。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 国際社会が核兵器の悲惨さや被爆の真相に関する正確な認識を持つというところは、核軍縮に向けたあらゆる取組のスタートというところで重要であると思えます。

こうした観点から、我が国は唯、の戦争被爆国として、国連総会での核兵器廃絶に向けた決議を毎年提出するなど、被爆の真相の理解向上に向けた国際的な取組を主導してきています。

こうした取組を粘り強く継続し、核兵器使用の惨禍を国際と世代を超えて伝えていく努力を更に進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○白眞勲君 今、総理、大切なことを幾つか言ったんですね。正確な認識を持ってもらわなきゃいけないよねということ、それともう一つは、核廃

絶決議案、日本では、昨日ですかね、これが国連で採択されましたけれども、残念ながら前回よりもう九か国減っているんですよ、これ。だからこそ、こういった条約が発効するに当たってということでも、もうちょっとバネル一つ見ていたいただきたいと思うんですけれども、これ、この写真御覧ください。(資料提示)

これは、今年の八月にレバノンのベイルートで多くの死傷者が出た巨大な爆発事故の映像の写真です。レバノンの市長さん、この写真に出ている方が泣きながら説明をしているんですね。この市長さんが爆発が広島、長崎のようだとおっしゃったんですね。

でも、私もよくと衝撃を受けたんですけどね、確かに相当この大きな爆発で多くの方がお亡くなりになりましたけど、広島、長崎の核爆弾とはそもそも内容が違いますよ、これ。核兵器のポインントは、規模もさることながら、その後、放射能で多くの人が苦しめられるということが一番大きなポイントなんです。

これはもう日本人だったら誰でも分かるんですけど、普通の爆弾と違う、核兵器の存在についての総理のお考えをお聞かせください。

○國務大臣(茂木敏充君) 確かに、通常兵器と核兵器、まあ大きな違いがあつて、非常に非人道的なものであると考えております。

そして、実際に体験しないとそれはなかなかお分かりいただけない方もいらっしゃるというところで、先ほど総理の方からもありましたように、核兵器の悲惨さであつたりとか被爆の真相を正確に国際社会に伝えていくことは重要だと考えておりまして、こういった観点から、我が国、海外の要人であつたりとか若者、被爆地訪問であつたりとか被爆者の非核特使、ユース非核特使の委嘱を通じて、核兵器の悲惨さ、被爆地の真相を伝える取組、より積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○白眞勲君 いや、核兵器の悲惨さについて総理の御認識を聞いています。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今、外務大臣と同じ認識であります。

○白眞勲君 この写真を見て、世界で私はまだまだこの核兵器の悲惨さがどこまで理解されているか分からないような気がしたんですね。しかし、世界中の人々は、核兵器は単なる威力のある爆弾だと思つていてというのが多いのかなと思つたんですけれども、その辺の認識はどうですか。じゃ、総理。

○國務大臣(茂木敏充君) まず、私の方から事実関係。単純な大量破壊兵器というのか、相当大きな被害が出ます。そして、そのときの、瞬の被害だけではなくて、それが、その、長い間、次の世代まで引きずる、様々な形で問題が起るという意味で、核兵器、特に深刻なものだと思つております。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 広島、長崎の被爆に遭われた方がこの七十年という月日がたつにもかかわらず今日も大きな思いをしている、そうしたことを考えれば、二度と再びこの世界の中でそこは使用されないようにするのが私たちの役割だということふうに思っています。

○白眞勲君 ありがとうございます。そうなんです。ですから、これは私、先ほど申し上げましたとおり、この条約が発効で世界の雰囲気変わりはじめた。是非、締約国会議の開催地として広島、長崎で開催したらどうかと私は提案したいんです。そうすれば、世界中の多くの関係者が広島、長崎に訪れて、先ほど茂木大臣がおっしゃったように、被爆地訪問、これをやれることができるんですよ、この五十か国の皆さんのみならず、様々な人々も集まってくる。それが本来の日本の橋渡しの役割だと思えますが、総理のお考えはいかがでしょう。

○國務大臣(茂木敏充君) そういった御意見もあることは承知をいたしております。そして、長

崎、特に広島の方までですけど、そういった開催についての御要望があるということも承知をいたしておりますが、こういった国際会議を締約国でないところが聞くことが適切なのかと。まずは日本の対応を決めて、今取っているようなアプローチからどういうアプローチにしていくなかということと考えるのが先なのかと思っております。

○白眞勲君 いや、ですから、締約国側ももちろん考えてもらうし、こちらから立候補すればいい話なんです。これは別に。そういうふうに思うんですよ、私は。そういうお考えがあるかどうかを私は総理に聞いているんですけど、総理、いかがですか、それは。

○内閣総理大臣(菅義偉君)　やはり、オソザーパー参加とかオソザーパーとして主催をするということは慎重であるべきだということふうに思います。

○白眞勲君 いや、オブザーバー参加じゃなくて、開墾地として立候補することだけです。

オブザーバー参加するしないは今慎重だと三つたんですけれども、これ、本会議の答弁では、相互の関与や対話、共通の基盤の形成に向けた努力を粘り強く促してきており、今後も国際的な議論に積極的に貢献をしていく考えだとおっしゃっているんだから、やっぱりそういう面では、オブザーバー参加とかそういうことも含めて、広島、長崎でおやりになったりどうなのかなと私は思いますよ。いかがですか、それは。検討するべ

きです。よ、これは、

○内閣総理大臣(齋藤實君)　そこについては、やはり自らがこの非核化を進める中で、現実的な湾岸戦争を何とかが行つという中で橋渡し役をしようとしてゐる立場でありますので、そういう立場の中で、やはりこの広島で主催をするということについてはやはり慎重にすべきだということに思います。

○白眞勲君　いや、広島でやるということが、私は分からないです。ね、橋渡しにならないんですか。橋渡しになるんじゃないんですか、それ。私はそう思いますよ。

多くの国際NGOの方々が広島、長崎に集いますよ。実際に資料館を訪れていただいて、そして、それらの方々がまた自分の国に戻り、どんどん拡散していただく。国際的な世論の形成にも私は役立つと思いますよ。

これ、バネル見てください。この条約の前文
これ見ると、「hibakusha」という言葉
でローマ字で入っているんですよ、ローマ
字の部分ですね。「hibakusha」、ローマ
字で書いてある。こうやって、この条約自体が日
本の被爆者を念頭に置いてこの条約できているん
ですよ。シカトなんかできませんよ、これ。どう
ですか。

○國務大臣(茂木敏充君)「[hibakusha]という言葉、そのビクティムズの中に認識をされているということは大きいと思っております。」同時に、先ほど申し上げておりますように、

我が国の様々な立場、これは、我が国を取り巻きます。まず東アジアの安全保障環境、こういったものに現実的に対応していかなきゃならない。こういったものも含めて、核兵器禁止条約に署名をするという考えはなく、オブザーバー参加についても慎重に見極める必要があると思っております。被爆地の実情を知ってもらうと、このことは人切だと思っておりますけど、その一方で、締約国になるが意思がない中でその会議を主催するということについては、私は慎重であるべきだと思ひます。

○白眞勲君 国交大臣にちよつとお聞きしたいと思ひます。質問通告していないので申し訳ないんですけれどもね、もしお答えしたくなければ結構ですけれども、もし答えられればということで、インバウンド担当として、どうでしょうか、広島、長崎に公議を誘致する、そして多くの海外の皆さんに平和の尊さを実感してもらふということについて御意見がありましたらお話しただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤羽一嘉君) インバウンド政策として、広島、長崎のみならず我が国の各地において

○白眞勲君 いや、インバウンド担当というの
いただくということは大変歓迎しますが、その
国際会議の開催云々については、私、所管ではこ
ざいませんで、答弁を差し押さえさせていただきます
と思います。

は、これ、日本政府としては、これ総理もそうで
すけれども、会議をどんどん日本でやってもらい
ましょうという部分もインバウンド担当としては
あるんじゃないでしょうか。それ、どうですか。

○国務大臣(赤羽一嘉郎) 大型のMICEを導入
して国際的な会議ですとかイベントを誘致するこ
とというのはもちろん観光立国政策の中の大きな柱
でございまして、一つ一つの国際会議についてそ

れを主権国として開催するかどうかというのは、開催するかどうかというのは、それは所管の担当大臣が決定権があるというふうに承知をしております。

○白眞勲君　こういっただものについてちとど
ん、總理、積極的にやつて、みんな、世界中の人
たちの、特に核に關心のある人たちがとどん盛
り上げていこうじゃないかということをお手伝
いすることが本来の橋渡しの役割であると私は思
いますけれども、總理のお考えはいかがでしょう
か。

○内閣總理大臣(菅義偉君)　やはり、締約国じや
ない中ではやはり私は不満だということふうに思
います。

そういう中で、先ほど来申し上げておりますけ

れども、地道に現実的にこの核軍縮を推進していくことが我が國にとつては大事だというふうに思ひます。

○白眞勲君　ともかく、この話、また私もやりまされども、是非、こうやって不適切だなんという言葉を、言うこと自体、私は不適切だと思ひますよ。もう少ししゃべり穏やかな気持ちで、こういう人たちがいらつしやるならば、しゃべりだんだんどんどん、どういう形で応援をしてくるかというところについては知恵を絞るべきなんじゃないかなと私は思ひますけれども、もう一度、総理

お考えをお聞かせください。○内閣総理大臣(青嶋俊彦) 今申し上げましたけれども、やはり日本は締約国じゃないわけであり、ますから、そういう中で、そうした核廃縮を前進させる、その様々な適切な役割というのがあると

いふふうに見えるので、そうしたことについてはしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○白眞勲君 是并それを足掛かりに、また、世の中とどんな密わつていきますので、しっかりと見極めてもらいたいということを申し上げたいと思ひます。

オリンピック・パラリンピックについて大臣にお聞きします。

組織委員会では去年の説明会で、ロンドンとのきのように国家元首級百二十名、スポーツ人際二百名、合計三百人超の各国の要人、来日想定しているということですが、これは今も変わりません

か。

○國務大臣(橋本聖子) 答へ申し上げます。

オリンピック・パラリンピックは国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が主催者でありまして、各国・地域のオリンピック委員会又はパラリンピック委員会がそれぞれ自国・地域の要人を招待するということになっております。今回の大会の開催に当たっては、外国の要人の来訪というのは想定されておりますけれども、新型コロナウイルスの感染対策調整の会議で議論を今踏まえて、今後どのような受け入れがで

きるかということになっていくというふうに思います。

今、ロンドン大会では三百人以上の国家元首あるいは元国家元首級ということでありますけれども、今現在、前回のリオでは三十九名、そしてロンドンでは八十一名、北京では八十四名ということでありますけれども、今後、調整会議におきまして受入れ体制等が議論されていきますので、それを見ながら、ＩＯＣ、あるいは組織委員会、オリンピック委員会、パラリンピック委員会が、どのように招待をするかということを決めていくと

○白眞勲君 要はコロナがあるからいろいろ迷えなさいけないこともあるけれども、でも、やっぱり、これ、お気持ち聞きたいんですけれども、やっぱり呼びたいですね、これはね。どうですか。

○国務大臣(橋本聖子君) 安心、安全を確保した大会であるということは大前提でありますけれども、多くの皆様方にお越しをいただいて東京大会を開催することは、誰もが希望することであるというふうに思います。

○白濁點看 總理 このアメリカの大統領の件で、すけれども、まだ大統領選挙の結果がはっきりしないような状況なんですけれども、いずれにしましても、どなたかになるわけですから、二人のうちのどちらかになるんでしょうけれども、オリンピック、これ招待しなければならぬということだと思いますけれども、当然日本でも、いわゆる大統領来られたら首脳会議やられるということ、でよろしいですね。

○内閣総理大臣（黄義偉君） そのとおりであります。

○白眞勲君　もう、つ聞きたいんですけど、このオリンピック、中国の習近平国家主席も招待するつもりでいらっしゃるのか、次のオリンピックの開催地は北京ですから、これ、どういふふうに思われますか。

○四務大臣(橋本聖子君) その件につきまして、今後のコロナウイルス調整会議の中で議論をしていき、しっかりと受入れ体制ができるかという点でありますけれども、あくまでも上催は東京都であり、そしてIOC、組織委員会、オリンピック委員会、そしてパラリンピック委員会が御招待をするかということを決めていくということであるというふうに承知をしております。

○白眞點君 いや、ですから、総理に、やっぱりこれ、中国の習近平さん、やっぱりオリンピックですから、次のオリンピック、これ安倍総理も何かマリオの格好をしてリオのオリンピックに行つ

ていますよね。やつぱりこれ普通は招待しますよね。どうですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今、橋本大臣申し上げましたように、日本の国の招待というよりも、今言われたように、I・O・Cとかそういう、ということでありましたので、従来、私どももI・O・Cから招待されて総理は出席したと思いますので、そうしたことに含めてこれから検討していくことになるだろうと思います。

○白眞勲者 大臣、橋本大臣にお聞きしますけれども、当然これ日本政府と連携を取ることになりますよね、招待者。

○**國務大臣(橋本聖子君)** 今後の受入れにつきましては、今、政府がイニシアチブを取らせていた
 だきながらコロンナ対策調整会議を行つておりま
 す。

これから感染症対策がどのように行われているかということも含めまして、所管である外務省と連携をしながら、各省庁しっかりと対応ができるようにしていきたいというふうに思っております。

○白眞勲君　つまり、政府と連携を取るといふこと
 となんですけれども、そうすると、やっぱり習近
 平さんに対するこちらから日本側としての意思表
 示というのをしないといけないと思うんですけれ
 ども、その辺については総理のお考えはどうで
 しょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) オリンピックに各界
各国の要人と呼ぶことにつきましては、東京都
そして組織委員会を中心にしながら、またオリ
ンピック担当大臣等々で調整をすることになると思
いますが、習近平国家主席の国賓来日につきまし

ては、今日極楽館をする。そういう段階にはないわけであります。

○白眞勲君 茂木さん、ちゃんと手を挙げて話してくれなかったら、僕、国賓なんという話は聞いていません。オリンピックについて招待するかどうかを聞いているんだから、それは適切に答えていた、だきたいと思うんですね。

もう一回、総理に聞きます。オリンピックに近平さんを招待するおつもりはありますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほど申し上げましたけれども、日本の国家として決めるということよりも、ＩＯＣとかやはりそういう組織委員会とか、そういう中で相談があるんだらうというふう
に思います。

○白蘭勲君 いや、だつて、アメリカについては、もう大統領、アメリカの大統領とは日本でやるんだというふうにおっしゃっているじゃないですか。習近平さんだつてやつたつていいじゃないですか。どうですか、これは。

○国務大臣(構本聖子君) オリンピック・パリリ
ンピックはＩＯＣが主催であり、そして東京大会
におきましては東京都が主催都市であります。そ
の中で、ＩＯＣ、そして国際パラリンピック委員

会、国際オリンピック委員会、そして東京大会における組織委員会が連携をして、これから各国首脳を御招待をするかということが決められていくということになります。

○内閣総理大臣(菅義偉君)　ですから、政府とし

て招待者を決めるといふ立場には今ないといふこととです。

○白眞融着 いや、アメリカ力については、だつてもう招待するつもりでおつしやつていたじゃないですか。だから、それについてどうなんだと聞いているんです。私。

何でそんなに、中国だとそんなに何かあってもないこうでもないと言わなきゃいけないのか、それが分からないです。私は、当然、これは次のオリビックの開墾地であるわけですから、これは招待するのが当たり前だと思いますよ。それを余

り微正にすると、それもまたある意味要な覚悟の仕方になつちやうんじゃないでしょうか。

○國務大臣橋本聖子君　緑り返しになりますけれども、日本政府としては要人を招待するということの上体ではないことであります。国際パラリンピック、国際オリンピック委員会、そして組織委員会である東京大会組織委員会と東京都、

ここが招待をどのようにしていくかということが今後決められていくということになります。

○白眞勲君 いや、だから、相談して決めるって
さっきおっしゃったじゃないですか。

うなと思うんだけど、いや、招待しますよという話なんです、これは。相手があるかどうかはまた別ですよ、これは。だけど、招待するかどうかについて、そこまで何でこうかたくなになるのか私にはさっぱり分かりませんけれども、何ですか、逆に。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 政府として招待をする権限を今持っていないからということだ。

○白眞勲君　今、アメリカの大統領については来られたら会談をすゝると。当然、習近平さんについても、来られたら、じゃあ会談をする、それでよろ

しいですね。
○内閣総理大臣(菅義偉君) もちろんそのとおりであります。
○白眞勲君 台湾の蔡英文総統はどうされますか。

○国務大臣(橋本聖子君) 済みません。今までのオリンピック・パラリンピック大会でのこともお話をさせていただきたいわけですが、けれども、あくまでも招待というのは、政府ではなく、その国の開催における都市、そして組織委員会が招待をされております。そして、招待をされ

た後に、その競技を開催される国、都市において
それぞれの国家元首が公談をしているということ
は今までありました。(発言する者あり)
○委員長(山本順三君) もう一度普升、普内閣総
理大臣。(発言する者あり)

それでは、まず最初に茂木外務大臣、
○國務大臣 茂木敏充君 先ほどから申し上げて
いるように、主催をしておりますその東京都な
り、また組織委員会において、様々な各国の代表
者、そういったり各地域の代表、国際機関の代表
を、そういう方をお選びになるだろうと思つて
おります。④に限らず、各地域であつたりとか国

際機関の代表の方をお呼びになるということはあると思っております。

○内閣総理大臣(菅義偉) 今議員から御質問のありました点ですけれども、仮定になりますので、政府の立場で答えることはこれは控えさせていただきます(発言する者あり)

○委員長(山本順三) 白眞勲君、白眞勲君、もう一度、じゃ質問してください。(発言する者あり)

○内閣総理大臣(菅義偉) アメリカの話の隙は、来られたらそこは会議をさせてもらおうというの、これは当然のことだというふうに思います。で、口中という中で、習近平国家主席も、来られた場合はそれは会議はというふうに思います。それで、蔡英文さんにつきましては、これは仮定の話でありますので、そこは控えさせていただきますというところであります。

○白眞勲君 いやいや、みんな仮定で私聞いてるんですよ。アメリカ、中国は仮定でも答えて、台湾の場合は仮定だから答えないと、これ、ちぐはぐですよ。

○内閣総理大臣(菅義偉) 恐らく、過去の例からしますと、中国の国家主席、米日をされることは、前回は二〇〇八年だったと思います。その前が一九九八年だと思えます。国家主席が国賓として来日をされております。それ以外に、それ以外の形で来日というものはなかったと考えておられます。そういう意味において、国として今、国賓訪問については検討する段階にない、こういうお話を申し上げておきます。

同時に、台湾との間では、経済的な関係、また人的な交流を持つ極めて重要なパートナーだと思えておられるとありまして、その中でどういった対話を持つかということについてはよく検討する必要がありますと思っております。

○白眞勲君 国賓の話はしていませんよ、私、オリンピックだけです。オリンピックについて

国賓で呼ぶ人はいらるんですか、逆に、茂木さん。

○委員長(山本順三) もう一回質問してください。

○白眞勲君 茂木さん、私、国賓なんて全然してないです、私の口から、何で国賓、国賓って言っているんですか。私は、オリンピックのときに、じゃ、国賓の人いるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) よくお聞きいただきました。と思うんですけど、呼ぶ主体というのは国ではないということをおっしゃっております。そして、白委員の方が国として呼ぶ場合というお話をされたので、中国の過去のケースについては、日本として中国の国家主席を招く場合はこういうケースを取っておりますという事実関係を申し上げておきます。

○白眞勲君 そう頭ごなしでください。私が聞いていることは、オリンピックについて聞いているので。

岸防衛大臣、ちょっとこれも申し訳ない、別に質問通告、岸防衛大臣、これ台湾との交流に非常に岸防衛大臣熱心ですけど、今の意見聞いていて、もし何か言いたいことあったらちよつと申してみてください。

○内閣総理大臣(菅義偉) 御指名いただきました。また、私、防衛大臣でございまして、これ所掌と全く異なることですので、防衛大臣としての発言は控えさせていただきますと思えます。

○白眞勲君 大臣、でもね、東京オリンピック大会推進本部には防衛大臣入っているんですよ。全然所掌じゃないんですよ、所掌なんですよ、ある意味、だから私聞いてるんですよ。

岸防衛大臣、もう一回言ってください。所掌じゃありませんよ、これ。あつ、所掌ですよ。

○内閣総理大臣(菅義偉) まあ所掌、所掌か所掌じゃないかということでございますけれども、いづれにしても、台湾の場合は政府として判断をされるということになるんだと思えます。(発言する者あり) いや、総理を含めて判断をされる

ということだと思えます。

あくまで日本と台湾という関係で申し上げるならば、一九七二年の日中共同声明を踏まえて、台湾との関係というものは実務的な関係である、こういうふうな理解をしておられるところでございます。その範囲内での判断ということになると思えます。

○白眞勲君 ちよつと拉致問題についてお聞きします。

北朝鮮が拉致の再調査をすることで合意したストックホルム合意については今も有効だということではよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 有効だということでは結構です。

○白眞勲君 昨日、衆議院でも外務大臣、ストックホルム合意については御説明されていまして、もう一度、ちよつとこのストックホルム合意について今のお考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣(菅義偉) ストックホルム合意、二〇一四年の五月にストックホルムで合意されたものであります。それまで拉致問題は解決済みとしてきた北朝鮮との間で、固く閉ざされていた交渉の窓を開いて、北朝鮮に対して拉致被害者を始めとする日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明させた点で意義があると考えております。

有効だと考えておられて、ところが、ストックホルム合意以降、北朝鮮の特別調査委員会による調査について北朝鮮から調査結果の報告はなく、報告書も提出されておらず、こういう現状については極めて遺憾だと思っております。

○白眞勲君 それだけ重要であるならば、これ、外務大臣の外交演説で、二〇一八年から、それから全然言及しなくなっちゃったんですよ、何でですか。それ以降、総理演説ももちろんですよ、これ言及されないんです。拉致問題について、ストックホルム合意について、なぜですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 個別の例えは外交演説の中のあるスペースの中で拉致問題については強

く言及をし、さらには、今、条件を付けずに金正恩委員長とも直接向き合おうと、こういう強い表現といえます。明確な意思も示しているところでもあります。

国際社会におきましても、拉致問題早期解決についての理解、間違ひなく深まっていると思えます。言及、言及にかかわらず、ストックホルム合意に従ってこの問題の解決、努めていきたいと思っております。

○白眞勲君 だったら、ストックホルム合意をちゃんと言うべきですよ、これは。政府としてのこの所信表明のところで言わなくなっちゃったというのに対しては間違ひなくメッセージを北朝鮮に与える可能性があると思っております。

何かすくくくはぐなんですね、これ、本当に多いんです。そういうの、国連人権状況決議では、日本は二〇一八年まではEUと共同提山をしている。二〇一九年は逆に提出もしていない、今度は、あつ、提案もしていない。で、今度は決議案に後から乗ったとか、もう何かちぐはぐなんですよ。これ、首尾一貫してないのとこれ外交上良くないと思えますけれども、総理、いかがですか。これ総理に聞きたい。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私も拉致担当大臣も就任していません。日も早く拉致被害者全員の帰国実現に向けて何が最も必要であるか、そうしたことを考えながら対応してきておりますので、その今委員から御指摘がありました表の部分の対応が変わるということもなかなか御説明させていただくことが、控えさせてもらいますけれども、そういう事情事情の中で判断をしているということをお断りさせていただきます。

○白眞勲君 事情事情だからこそ、こういってところは首尾一貫したメッセージが必要だということに思っております。

実際、拉致問題特別委員会、国会に設置されていますけれども、最後に行ったのは二〇一九年五月二十九日です。政府・与党は憲法審査会開かないと言っているけれども我々野党を攻撃していますけれ

く言及をし、さらには、今、条件を付けずに金正恩委員長とも直接向き合おうと、こういう強い表現といえます。明確な意思も示しているところでもあります。

国際社会におきましても、拉致問題早期解決についての理解、間違ひなく深まっていると思えます。言及、言及にかかわらず、ストックホルム合意に従ってこの問題の解決、努めていきたいと思っております。

○白眞勲君 だったら、ストックホルム合意をちゃんと言うべきですよ、これは。政府としてのこの所信表明のところで言わなくなっちゃったというのに対しては間違ひなくメッセージを北朝鮮に与える可能性があると思っております。

何かすくくくはぐなんですね、これ、本当に多いんです。そういうの、国連人権状況決議では、日本は二〇一八年まではEUと共同提山をしている。二〇一九年は逆に提出もしていない、今度は、あつ、提案もしていない。で、今度は決議案に後から乗ったとか、もう何かちぐはぐなんですよ。これ、首尾一貫してないのとこれ外交上良くないと思えますけれども、総理、いかがですか。これ総理に聞きたい。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私も拉致担当大臣も就任していません。日も早く拉致被害者全員の帰国実現に向けて何が最も必要であるか、そうしたことを考えながら対応してきておりますので、その今委員から御指摘がありました表の部分の対応が変わるということもなかなか御説明させていただくことが、控えさせてもらいますけれども、そういう事情事情の中で判断をしているということをお断りさせていただきます。

○白眞勲君 事情事情だからこそ、こういってところは首尾一貫したメッセージが必要だということに思っております。

実際、拉致問題特別委員会、国会に設置されていますけれども、最後に行ったのは二〇一九年五月二十九日です。政府・与党は憲法審査会開かないと言っているけれども我々野党を攻撃していますけれ

く言及をし、さらには、今、条件を付けずに金正恩委員長とも直接向き合おうと、こういう強い表現といえます。明確な意思も示しているところでもあります。

国際社会におきましても、拉致問題早期解決についての理解、間違ひなく深まっていると思えます。言及、言及にかかわらず、ストックホルム合意に従ってこの問題の解決、努めていきたいと思っております。

○白眞勲君 だったら、ストックホルム合意をちゃんと言うべきですよ、これは。政府としてのこの所信表明のところで言わなくなっちゃったというのに対しては間違ひなくメッセージを北朝鮮に与える可能性があると思っております。

何かすくくくはぐなんですね、これ、本当に多いんです。そういうの、国連人権状況決議では、日本は二〇一八年まではEUと共同提山をしている。二〇一九年は逆に提出もしていない、今度は、あつ、提案もしていない。で、今度は決議案に後から乗ったとか、もう何かちぐはぐなんですよ。これ、首尾一貫してないのとこれ外交上良くないと思えますけれども、総理、いかがですか。これ総理に聞きたい。

○内閣総理大臣(菅義偉) 私も拉致担当大臣も就任していません。日も早く拉致被害者全員の帰国実現に向けて何が最も必要であるか、そうしたことを考えながら対応してきておりますので、その今委員から御指摘がありました表の部分の対応が変わるということもなかなか御説明させていただくことが、控えさせてもらいますけれども、そういう事情事情の中で判断をしているということをお断りさせていただきます。

○白眞勲君 事情事情だからこそ、こういってところは首尾一貫したメッセージが必要だということに思っております。

実際、拉致問題特別委員会、国会に設置されていますけれども、最後に行ったのは二〇一九年五月二十九日です。政府・与党は憲法審査会開かないと言っているけれども我々野党を攻撃していますけれ

く言及をし、さらには、今、条件を付けずに金正恩委員長とも直接向き合おうと、こういう強い表現といえます。明確な意思も示しているところでもあります。

ども、拉致問題対策委員会も全然開かれていないんです。質疑がね、その理由は何だといえ、大臣の日程が取れませんか。そんなんですよ。

○内閣総理大臣(菅義偉) 委員会の運営につきましても、委員会においてお決めたことだと思ひますが、委員会から御要請がありましたら出席をさせていただきますと思ひます。

○白眞勲 総理も所信表明で政権の最後先課題であると言ったのなら、特別委員会が開かれるときは総理も出席したらいかがですか。どうですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) やはりそこは国会で決められるわけでありまして、そういう中で決めたのであれば、それは当然出席をします。

○白眞勲 総理はかねてから、条件を付けずに、先ほどもおっしゃいました、直接向き合う決意ですとおっしゃっています。私はこれ不思議でしようがないのは、この向き合うという言葉なんです。何で直接会って話をすると行かないで、向き合うんですか。向き合うって、何ですか。そういう言葉使ったんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 外交的に首脳会談も含めてそういう表現をされているようでありまして、

○白眞勲 いやいや、外交的にどうであれ、やっぱり国民に向かって説明するわけですから、その場合にはちゃんと、直接会って話を、こういう言い方の方が私はいいと思ひます。向き合うという、我々一般的に向き合うといえ、じつと見合つて、何かあつたつづみみたいなね、そんな感じに思ひませんか。これ、どうですか。ちゃんと話し合うということですよ。

○内閣総理大臣(菅義偉) 恐らく、外交的に見ると、向き合うという言葉、すぐそばで対面して話をすると、それが向き合うと、私はそのよう

に解釈をいたしております。

○白眞勲 茂木大臣そういうふうには解釈しても、国民一般的には、向き合うと、私も含めて何か、ちゃんと話し合ひしようというふうに行つた方がもっと分かりやすいような私は気がします。

それで、ちょっと聞きたいんですけど、さっきのオリンピックの話なんですけれども、金正恩氏、呼ぶつもりはありますか。

○内閣総理大臣(菅義偉) あくまで、IOC、そして国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、組織委員会、東京都が招待をされるかどうかということになりますので、政府としてということにはなりません。

○白眞勲 金正恩氏、来られたら、これは会議しますね。

○内閣総理大臣(菅義偉) 仮定の質問にお答えするのは差し控えますけれども、まあ、いい機会だなというふうには思ひます。

○白眞勲 やつと前向きな答弁をいただきまして、いい機会だ。本当、私はそう思ひますよ。先ほど言ったように、小さな、どんな小さな機会でもというふうにおっしゃっている以上、やっぱりしっかりとこれは向き合つてもらいたいなというふうに思ひます。

そういう中で、私、不思議なのが、十二月にも予定されている韓国における日韓サミットの問題は韓国側で解決策を見出すべきであるという立場で、総理もそういうスタンスだと思ひます。

韓国側が歩み寄らないと云わないという報道があるんですけども、となると、北朝鮮の金正恩氏とは条件を付け合つて向き合う、これ、どうなっているんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 様々な報道はあると思ひますが、日韓サミットにつきましても、地域の平和と繁栄に大きな責任を有する日韓の二首脳が一堂に会して日韓の具体的な協

力や地域の諸課題について議論することは、非常に有益だと思ひております。

一方で、日韓の間、まあ韓国でありますから極めて重要な二国間関係であります。同時に、二国間関係、隣国であるがゆえに様々な懸念を抱えておられます。日韓半島労働者問題、これにつきましても、一日も早く韓国側に国際法違反の状態、解消してほしいと強く求めていることであります。それはそれとして、様々な対話は重要だと考えております。

ただ、首脳会談、行つたりますと、どうしても様々な準備、これが必要になるわけでありまして、日韓サミットの日程等については現時点では何も決まっていなかつた。そういう意味で、サミットへの出席について予断を持って申し上げることは差し控えたいと思ひます。

○白眞勲 これ、総理にお聞きしたいんですけども、日韓関係についてですね、最近とか言われている。しかし、国民の間の交流というのは、まあ韓流ドラマとかいろいろなものでは非常ないい関係で、政治がどうも私は残念な状況になっている。これ、総理としてどう思われますか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 日韓関係というのは、まあ隣国でありますし、極めて大事な国だといふふうに、私自身はそのように考えています。そういう中であつて、日韓サミット、日程等については現時点においては何ら決まっていないということでありまして、

○白眞勲 これ、韓国側が納得いく解決策を示せば良好な関係に戻せるということではよろしいですね。

○内閣総理大臣(菅義偉) 先ほど申し上げましたように、日韓半島労働者問題、これに関しまして、大法院の判決、そして関連する司法手続、明確な国際法違反だと思ひておられます。韓国側においてそれを解消する努力をしてほしい。そういう努力をされて、日本側が納得できる、関連企業も納得できる、そういう一た案が出てきたらよく検討したい、前向きに検討したいと思ひます。

○白眞勲 総理も同じ考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 同じ考えです。

○白眞勲 このオリンピックに絡めて、韓国の文在寅大統領、当然これ呼ばれると思ひますけれども、そうすると、日韓、それに北朝鮮、アメリカ、ロシアも含めた六者協議、核開発のですね、これできるんです。首脳会合ができるんです。

このように、菅総理、主導してやたらどうでしょうか。どうですか、これ御提案です。

○内閣総理大臣(菅義偉) 仮定なことでありまして、そういう機会というのはなかなかないだらうと思ひます。そのように首脳が一堂に会する機会というのはなかなかないだらうといふふうに思ひます。そういう中で、外交上は極めて大事な機会になるだらうと思ひます。

○白眞勲 ちょっとこれ、また雰囲気変えて、リクチンについて聞きます。

聞いていると、何か予備費六千七百億円入れて、外国企業のワクチン代として来年前半に国民全員に確保する。もう、聞かましよう。ちよつと早くでござんないか。外国企業のリクチン代として来年前半に確保すると、国民全員に確保すると、これよろしい感じがしますか。

○内閣総理大臣(菅義偉) 合意等々している部分にしましては、今、それぞれ、これは万回、回数分ですけれども、二億九千万回確保いたしております。確保しておりますが、これは一度打ちの、二度打ちということがございますので、まだそこがしっかりと確定しておられないので、何人分かというのとはなかなか申し上げられませんが、しかし、一応目標としては来年前半に国民全日分を確保すべくいろいろと合意は結んでおります。

ただ、リクチンが開発されて、我が国で承認をされる、つまり安全性、有効性確認されませんとそれは国民の皆様方に打つていただくということにはならないと思ひます。

○白眞勲 支払うんですけれども、外国企業にね、お金を支払うんだけど、これというのはでき

が、確かに超冷凍保存という形であります。
今、都道府県等々自治体に対して、このような形で、例えば千人分が冷凍保存でやってきた場合に、それをどういう場所です、例えば、福に來ますから、かなりの規模で接福をいただかな

きやいけなという話になりますし、場合によってはドライアイス等々を確保していただきながら保管もしていただかなきやいけなない。”医療機関に對しても、そのような可能性があるということである。情報伝達はさせていただいておりますが、コールドチェーンといいますが、ワクチンメーカーも含めて、どのように輸送をしていくか、どのようにその後保管していくかということ

も含めて今検討の上、各医療機関を含めていろんな情報交換をさせていただいておるということであります。

○白眞勲君　これ、しっかりとってもらいたいと思います。

次に、イギリス・アシコアについて聞きます。

報道によりまず、政府はイーリス・アショアの代替案としてイーリス艦とか検討しているというところなんですけれども、この件どうなっている

んでしようか。防衛大臣、お答えください。
○國務大臣(岸信介君) イーリス・アシアの代
替案ですけれども、本年六月に代替案の配備を、
配備に関するプロセスを停止して以降、その代替
案について防衛省において検討してきたところで
あります。

現在決まっておりますのは、洋上式のプラットフォームに、洋上プラットフォームにイージス・アシコアの構成品を搭載せるといふ方向で更に検討を進めると、技術的実現可能性について確認、検討をしているということでございます。

「イー・ジス艦に載せるかどうかということについては、まだ決まっているものではないかもしれませんが、その方策というものを排除するものでもないという事です。」

「○白眞勲君 まあまだ決まっていないうことなんでしょうけど、イー・ジス・ア・シヨアの方が値

段も安いし、運用面についても有利だということ
で、こっちだと三つていたんですよ。イーリス艦
じやないんじやないか、イーリス艦の方がいいん
じやないかと三つたら、いやいや、イーリス・ア
シヨアだ、アシヨアだと言っていたんですよ。こ
れ、うそだったんですか。

○国務大臣(岸信夫君) イーリス・アシヨアの導
入を決めてから、その場所の選定を進めてまいっ
たところであります。その段階で、いわゆるミサ
イルの一段目のブースターの落下場所について、
安全が確保できるところに落とせるということに
確認がないということでしたので、それ
までの説明と異なると、防衛省が現地に對して
行ってきた説明と異なるということになったもの
ですから、このブocesを停止したということでは
ございませう。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) それでは、もう一度、白
眞勲君、質問をしてください。もう一度質問して
ください。(発言する者あり)まあちよっと、もう
一回確認しましょう。質問を確認しましょう。
(発言する者あり)

はい、どうぞ、白眞勲君。
○白眞勲君 じゃ、もう一回答えてください。
○国務大臣(岸信夫君) 御質問の趣旨が費用の比
較ということでございますね。

先ほども言いましたけれども、地上案、地上に
配備する予定だったイーリス・アシヨアの配備
を、ブocesを停止したのは、ブースターの落下
場所について確定できないと、安全性を確保でき
ないということから停止を、停止せざるを得な
かった、こういうことではございませう。

その上で、今のそのミサイル、我が国を取り巻
く安全保障環境、大変厳しい、北朝鮮のミサイル
も我が国を狙ってきている、こういうような状況
の中で、ミサイル防衛をしつかり進めるために
この代替案を進めていかなければいけない、こ
ういうことで検討してきたところでございませう。
それで、価格の比較ということについては、全
体の比較については、まだ決まったわけではない

ので、新しい案が洋上、洋上プラットフォームと
いうことは決まっておりますけれども、それ以上
のものはまだ決まっております。価格の、
全体の価格の比較というものはちよっと今のこ
ろはお答えを差し控えていただきたいと思います
ませう。

○白眞勲君 いや、だから、今までイーリス・ア
シヨア、あつ、ごめんなさい、イーリス艦だと大
変だからイーリス・アシヨアだと言っていたんで
すよ。これじゃないんだと言っていたのが、い
や、ちよっとデータが間違っていました、こっち
ですというの、それはうそだったのかと聞いて
いるんです。これ以上はもう平行線になつちゃ
うから、ちよっと聞くんですけど、ちよっと先進
め

敵基地攻撃について自民党内で議論されている
ということなんですけど、ミサイル撃つ前にその
発射台を破壊するとか、これすごく難しい問題だ
と思うんですけど、これ、先制攻撃ともいわれか
ない。民間人を巻き込む可能性も否定できないわ
けで、憲法九条どころか国際法上違反なんじや
ありませんか。この辺どうですか。

○国務大臣(岸信夫君) 九月に発表されました内
閣総理大臣の談話の中で、迎撃能力を向上させる
だけで本間に国民の命や平和な暮らしを守り抜く
ことができるのかという問題意識がございまし
た。その下で、抑止力を強化するためにミサイル
阻止に関する安保政策の新たな方針について検討
している、こういうことではあります。

もつとも、この検討についてはあくまでも憲法
の範囲内、それから日米間の基本的な役割分担も
変えることなく、国際法を遵守し、そして専守防
衛の考え方の下で行っていくということでありま
す。

○白眞勲君 いや、だから、全然答えていませ
ん。もう一回です。憲法違反なんじやないかと聞い
ています。
○国務大臣(岸信夫君) ミサイル阻止の、どのよ

うに進めていくか、こういうことについてはあく
までも憲法の範囲内で考えていくということであ
ります。
○白眞勲君 要は、相手が発射のボタンを押して
も動かないとか、電源供給、無線設備を無力化さ
せるとか、サイバーによって可能ならば相手の兵
士や民間人の被害を出さずに食い止めることがで
きると思うんですけども。

そこで、ちよっと法制局長官にお聞きいたしま
すが、我が国が自衛権の行使として相手方のミサ
イル発射の阻止を、阻止するためのサイバーを使
うこと、これ憲法上許されているのかどうか、お
聞きしたいと思ひます。
○政府特別補佐人(近藤正春君) 憲法九条の下
での武力の行使が認められるのは、いわゆる武力
行使の二要件を満たす場合に限られていると解し
てきております。

このため、あくまでも一般論として申し上げま
す、御指摘のようなサイバーを利用した措置で
ございませうか、ちよっと詳細は分かりません
けれども、仮に憲法九条第一項の武力の行使に
当たるといふのであれば、こうした武力の行使が
認められるのはいわゆる武力の行使の二要件を満
たす場合に限られるものというふうに解されま
す。

○白眞勲君 もう一回聞きますけど、我が国が自
衛権の行使として相手方のミサイルを発射するた
めのサイバーを使うことは可能かどうかを聞いて
いるんです。憲法上許されるか、もう一回答えて
ください。ちゃんと答えてください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 先ほど申し上げ
ましたように、サイバーを使う理由、措置という
のが武力の行使に当たるとか当たらないのか、私
どももちよっとその中身がよく分かりませんの
で、したがって、仮にそれが武力の行使に当たる
ということであれば二要件を満たす場合に限られ
るということ、そういうことで、その中身が分
かりませんので、ちよっとそのサイバーを使う構
造が、体どういふもので、それが本間に武力の行

使に当たるものなのか当たらないものなのか、そ
こがちよっと判断がつかないので、おおよそサイ
バーを使うものがどうかと言われているからな
いというところでございまして、したがって、先ほ
ど、一般論でいふことは、武力の行使に当たる
場合にはいわゆる武力の行使の二要件を満たす場
合に限られるという御答弁を申し上げたというこ
とでございませう。

○白眞勲君 じゃ、サイバーを、サイバーという
ものについて、いわゆる使うことがその憲法上
の、ミサイル発射を阻止するためにサイバーを使
うことが自衛権の行使としては許されるというこ
とですか。
○政府特別補佐人(近藤正春君) いえ、そこは、
サイバーを使うことがどうかというようなこと
ではなく、あくまでも武力の行使として評価される
形で使うかどうかということでございますので、あ
ることをやるのが憲法上どうかというところは、
それは武力の行使に当たるかどうかというところが
最大のところでございまして、そのところは、
やっぱり具体的にどういふ形で使われるかと、そ
れがいわゆる武力の行使として評価されるものな
のかどうかということだと思ひます。

○白眞勲君 じゃ、サイバーもその中に含まれる
ということですね、武力の行使に、そういうこと
ですね。逆にそういうことではしょう。
○政府特別補佐人(近藤正春君) そういう意味で
は、それがいわゆる武力攻撃的なものになるのか
どうかというのとはちよっとよく分かりませ
んの、そういう意味では、その内容によつては
なり得る、そこはちよっと防衛省にお答えいた
だかないと、私もちよっと分かりませんの、
それ以上ちよっとお答えは控えたいと思ひます。

○白眞勲君 これ重要な発言です。今、内容に
よつてはあり得るとおっしゃった。これ重要な
ですね。つまり、サイバーでも憲法上許される場
合がある、自衛権の行使として、これを相手国領
域内においてということも内容的にはあり得ると
いうことで、非常に私は重要なお話をいただきま

したけれども、あとは午後にしたと思います。

○委員長(山本順三君) 残条の質疑は午後にする
ことといたします。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時開会

○委員長(山本順三君) ただいまから予算委員会
を再開いたします。

予算の執行状況に関する調査を議題とし、休憩
前に引き続き質疑を行います。白眞勲君。

○白眞勲君 休憩前に続きまして、質問します。
総理にお聞きしますけれども、敵基地攻撃とか
いろいろなことを今言われていますよね、イー
ス・アシアとか何かとか。でも、やっぱり一番
重要なのは、私は外交力の強化であるというふう
に思っていますけれども、その辺についての御認識
をまずお聞きたいと思えます。

○内閣総理大臣(菅義偉君) やはり外交、安全保
障を考えたときに、やはり外交力をしっかりと強
化するということが、これ不測の勢力が大変であ
りますけれども、極めて大事なことだというふう
に思っています。

○白眞勲君 そういう中で、ミサイル阻止につ
いては、総理は迎撃能力以外の抑止力の強化につ
いて方策を検討しているとこの前お答えになってい
るんですけども、先ほど申し上げましたよう
に、物理的に人や物を傷つけず、また破壊するこ
とのないミサイル阻止の手段としてサイバー能力
を位置付けること、これについてはどうお考えで
すか。

○国務大臣(岸信夫君) 今、サイバー攻撃の能力
についてお聞かせがございました。

おっしゃるとおり、日本にミサイルを撃ち込め
うとしている相手にそれはやめた方がいいと思わ
せる、これがまあ抑止力であるところ、こういう位置

付けにしております。その上で、ミサイル阻止の
能力という意味でいえば、総合的に考える必要は
ありますけれども、その中で、今、政府の中で新
たな方策というものを示してできるように検討を
進めているところ、こういうことでもあります。

その中には、もちろん、サイバー攻撃といま
すよりも、サイバーを、サイバー攻撃を受けたと
きにそれに対抗する能力を言った方がいいかもし
れませんが、そういうことも含まれているとい
うふうな考え方をしております。

○白眞勲君 この件、もう時間があれるので、
ちよつと外交防衛委員会でもたやりますから、岸
さん、よろしくお願ひします。

ちよつと日銀の黒田総裁にETFについてお聞
きしたいと思ひますが、この表を見せてくださ
い。

これ、日銀がETFに、つまり株に投資してい
るんですけども、これ十年になりました。こう
いう状況なんですけれども、大株主の企業ランキ
ング、この中で筆頭株主、どのぐらいあるんでき
か、日銀が筆頭株主になっているの。

○参考人(黒田東彦君) このETFの買入れとい
うのは、これを通じて、言わば株式市場のリスク
プレミアムに働きかける形で、間接的ではありま
すけれども、経済あるいは物価に対して好影響を
与えるということを狙いとして行っております。

足下、コロナ対応ということで、従来の倍の十二
兆円を上限として弾力的に買入れられております。

そうした上で、このETFにつきましましては、御
案内のとおり、これを構成する株式の議決権は、
ETFを組成した投資信託委託会社が信託銀行を
通じて行使することになっておりまして、現在の
このETF買入れの枠組みの下で実際に日本銀行
がこのETFを構成する株式の株主になるという
ことは想定されておられません。

それはスチュワードシップ・コードに基づいて
託銀行が適切に行使しておられるということだと
思ひます。

○白眞勲君 いや、分かっています。だから、筆
頭になっているのは、議決権の行使はないけど、
筆頭になっているのはどれぐらいあるんですかと
聞いています。

○参考人(黒田東彦君) これは、これも御案内の
とおりですけれども、ETFの、まあ言わば日本
銀行は受益者なわけですね、株主権を行使する立
場になく、受益者なんですけれども、そのETF
の受益者の保有額の情報というのは公表されてお
りませんし、また逆に、有価証券報告書において
企業が公表している株主、株式の状況というの
も、実際ほとんどその資産管理機関名で公表され
ていますので、公表データでそれを知ることが
とはできないわけです。

委員の御議論が、日本銀行が買入れているR
TFの銘柄について、その銘柄の実際の保有割合
とその銘柄のETFについて日本銀行が買入ってい
るものを掛け合わせれば間接保有の割合が分かる
のではないかと、これだと思ひますけれども、それ
はそうなんです、ETFの銘柄に関する情報とい
うのは市場に不測の影響を及ぼすということ
で、日本銀行が買入れているETFの銘柄の情
報は公表しないということになっております。

したがって、そういう形で計算した、ある
いは公表していないETF銘柄に関する情報を
使って計算したものを公表するということにして
おりません、できないということをお断りいた
さしたいと思います。

○白眞勲君 全然理解できませんよ。
これ、見てくださいよ、大企業ほとんど、すき
まじい数の、日本銀行が、間接的にせよ株式持
つていて、ということなんです。

開きたいんです。今、十二兆円と言いました。
すさまじい勢いです。最初は、これ十年になりま
した、ETF、最初が四千五百億だったと聞いて
いますけれども、これ、海外の中央銀行、どこ

かやっていますか。

○参考人(黒田東彦君) 現段階で海外の先進国の
中央銀行が株式あるいはETFを購入しているとい
う例はないと思ひます。

私の記憶では、例のアジア通貨危機のときに香
港の金融管理局が、これはETFではあなかった生
の株を大量に買入れたということはありました
けれども、現時点で中央銀行で株式あるいはETF
を買入れている例はないというふうに思いま
す。

○白眞勲君 これ、FRBのパウエル議長でさ
え、私たちは株を買う意図はない。何でそんな
んですか、ほかの先進国やらないんですか。

○参考人(黒田東彦君) これ、他の中央銀行の意
図をこちらがそんたくするわけにもいきません
が、恐らく、つあるかと思うんですけれども、
一つは、直接株を買入れているということにな
ると問題が生ずるんじゃないかということ、
じゃ、ETFだったら問題ないんじゃないかとい
うことになりまして、我が国のETFの買
入れの意図が、先ほど申し上げたように、株式市
場のリスクプレミアムに働きかけることを通じて
金融市場の不安定な動きなど企業や家計のコン
フィデンスの悪化につながることを防止するとい
うことを通じて、経済や物価にプラスの影響を与
えようとしているわけなんです、先進国の中
央銀行は現時点ではそういう必要性を感じていな
いんだなということだというふうに思ひます。

○白眞勲君 何か言っていることが分らないん
ですけれども、その中で、十月二十九日の記事に
こう書いてあるんです、相場が下げてても日銀が
ETFを買うという安心感も多い。これ、言ってい
るんですけど、つまり、ETFが買入から相場が下
がらないんだ。つまり、相場を操作しているよう
な感じになっちゃうんじゃないでしょうか。ど
うですか、総裁。

○参考人(黒田東彦君) 先ほど申し上げたよう
に、この目的が、株式市場のリスクプレミアムに
働きかけることを通じて金融市場の不安定な動き

などが企業や家計のコンフィデンスに悪い影響を与え、これを防止するために行っているわけであり、株価自体を引き上げようとかそういう意図はありません。

ただ、確かに、リスクプレミアムが異常に膨れ上がった株価が下がってしまうということが、ETFの買入れによって防止されて金融市場の不安定な動きがなくなると、それによって株価が安定するという効果はあると思いますけれども、これはあくまでもそういうリスクプレミアムをノーマルな形に縮小しようということをやっているわけではなく、特定の株価を念頭に置いて何かするということとはしておりませんし、御案内のとおり、ETFを通じて間接的に所有している株の量というのは、東京証券取引所の株式、上場されている株式、株価総額の6%程度じやないかと思うんですね。ですから、何か直接的に株価を引き上げるとか下落を防止するということを狙っておりませんし、そういう効果もあるとは思いませんが、さっき申し上げたように、リスクプレミアムをノーマルな状況に引き下げることによって株式市場の安定をもたらすという効果はあると思います。

○白眞勲君 この表を見てください。これ、下がったときにどんどん買入るんですよ。だから株価を操作しているんじゃないかと私は聞いたんですね。

いつ売るんですか。

○参考人(黒田東彦君) 先ほどから申し上げておりますが、ETFの買入れ、これは現在行っておりまして大規模な金融緩和の一環として実施しているわけでありまして、

現状、物価安定の目標の実現にはなお時間が掛かると思っております。また今年に入ってから新型コロナウイルス感染症が経済に大きな影響を及ぼしているということで、先ほど来申し上げているように、従来より倍増して弾力的に買入れを行っているというところであります。

したがって、ETF買入れを含む金融緩和

というのは必要な政策であるというふうな考えでおりますので、今の段階でこのETFの買入れについて見直しをするとか、あるいは処分するとかいうことは考えておりません。

○白眞勲君 どんどん買ってばかりいるわけですね。

これ、結果的にETFで買い進めることによって、海外を含めた機関投資家や株上の損を引き受けたことになるんじゃないでしょうか。この十年で一度も売っていない。日本の国家予算の三割、三十五兆円ですよ。これを日銀が株に入れていく。これ、海外の機関投資家など、まるで損失を補填するようなり方は今すぐやめるべきです。今、株持っている人たちは、大変お金持ちなんです。だから、これがアベノミクスの格差社会のつゆの元凶になっているということを最後に申し上げまして、私からの質問を終わります。

○委員(長山本順三君) 以上で白眞勲君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員(長山本順三君) 次に、小西洋之君の質疑を行います。小西洋之君。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋之でございます。菅総理に伺います。

官房長官時代の雑誌の人生相談のコーナーにおいて、仕事においてアピール力はあくまで付随的なものだというようなお話を申し上げておりましたが、このアピール力は仕事において付随的なものだ、このお考え、どういうお考えなのか教えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私の人生相談の中から御質問いただきました。ありがとうございます。

付随的なものだということは、やはり仕事が大変なもの、まず最優先することは間違っちゃならないという意味で申し上げたと思えます。

○小西洋之君 通告しているんですが、菅総理、

付随的というお言葉を菅総理はどういう言葉として認識でいらっしゃいますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 仕事をすることが一番主のことだということ、そういう意味で言っているんだらうと思っております。

○小西洋之君 仕事が主で、アピール力は付随的なもの、つまり付き従う従属的なもの、そういう意味でしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) それは人によって異なる考え方があるんじゃないでしょうか。私自身はやはり仕事が一番であって、アピール力というのはそれに付いてくる、その次だというふうに思っています。

○小西洋之君 今総理がおっしゃった付随的、付随、これは学術会議問題の総理の任命の実質は本質でございます。(資料提示)

内閣府の官房長、私、配付している会議録ページ、昭和五十八年五月十二日、この会議録の中で、総理の任命制が付随的な行為であると述べている箇所を読み上げていただけますか。手塚政府委員がよろしいかと思えます。

○政府参考人(大塚幸寛君) お答えをいたします。

付随的というふうな箇所を読み上げようという御指摘だと理解いたしました。申し上げます。

当時、説明員の高岡完治君が、これはむしろ先生御指摘のように、そういうところにあるのではございませんで、今回の改正法案は推薦に変え、こういうことでございまして、選挙制から推薦制に変えるというところにこの改正法案の眼目があるわけでございます。内閣総理大臣の発令行為と申しますのは、それに随伴する付随的な行為でございます。このように私は解釈をしております。

○小西洋之君 済みません、今、手塚政府委員の答弁をお願いしました。

○政府参考人(大塚幸寛君) 失礼いたしました。改めて申し上げます。

当時の手塚政府委員のお答えをいたしまして、

いささか長うございまして、その付随的な行為のところの周辺を讀ませていただきます。

ただ、今度のような形になりますと、それで読むことはもうできませんし、今参考人からも……(発言する者あり)あつ、失礼いたしました。

では、申し上げます。

国家公務員になるかどうかというのが学術会議が最初で来たとき問題になったようでございますが、そのときに、国家公務員である、しかもそれは特別職ということで人事院も判断しているところでございます。その中で、国公法の中で、就任について選挙によることを必要とする職員ということ、この場合にはそのままで言わば特別職になるということで、実際には任命行為を行っていない。ただ、今度のような形になりますと、それで読むことはもうできませんし、今参考人からも申し上げたように、付随的な行為として形式的な任命を行わざるを得ないということでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 今の答弁のとおり、実は総理の任命制というのは、選挙制から推薦制に変わる、推薦制に変わった者を学術会議、国家公務員特別職の公務員にするためにしようがなくやっているとだということなんですけれども。

内閣府に聞きますが、任命制を導入した理由、これ以外に理由はありませんか。

○政府参考人(大塚幸寛君) ちよっと今、当時のその記録を正確には承知してございませんが、やはり、的確なその学術会議の会員の推薦母体を作ることだけ確保するという趣旨だったというふうに理解をしております。

○小西洋之君 今おっしゃった答弁と、先ほど読んでいただいた総理の任命が付随的なものである、付随的な行為である、その論理的な整合性を説明してください。

○政府参考人(大塚幸寛君) あくまでも推薦に基づいて任命、総理が最終的には任命をするということになったわけでございます。その任命という

のは、言つてみれば、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならぬということではないという形で、あくまでも総理に任命権が位置付けられたというふうに理解しております。

○小西洋之君 付随的な行為にすぎない任命が上たる行為である推薦を破る、推薦拒否ができるんですか、論理的に説明してください。

○政府参考人(大塚幸寛君) 委員の今のそのお言葉に限らず、当時のもう四十年前の言葉でございますので、厳密な定義というものがあつた言葉によつては正確に把握し難いものもございます。

いづれにいたしましても、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならぬということではないというの、任命権が導人されてから一貫した考え方でございまして。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) そうしたら、小西洋君、もう一度質問をして、それに対して答えをしていただこうと思ひます。

小西洋之君

○小西洋之君 推薦が主、そして任命はしようがなく行ふ付随的な行為です。なぜ付随的な行為で上たる推薦を破る推薦拒否ができるのか、論理的に説明してください。

○政府参考人(大塚幸寛君) お答えをいたします。

法律の条文上、あくまでも推薦に基づいて任命をすることとなっております。もちろん、この任命は、推薦を尊重しつつも最終的には任命権者として総理が判断と責任を有しているということでございます。で、まさしくその任命権につきまして、先ほど来お答えしておりますように、憲法第十五条一項に基づいて、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならぬということではないという点については、法制局も含めた一貫した政府の考え方でございまして。

○小西洋之君 何も答えていないので。

次、二ページの高官説明員のこの問題に関する答弁を読み上げてください、官房長。

○政府参考人(大塚幸寛君) 委員御配付の二ペー

ジ目を読み上げさせていただきます。

ただいま御審議いただいております法案の第七條第二項の規定に基づきまして内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うことになるわけでございます。しばしば略がございまして、あつ、ドでございますか、(発言する者あり)失礼いたしました。委員は、第二十二條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する、こういう表現になっておりまして、二十人の委員が研理から推薦されてまいりまして、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うというふうにご覧いただけます。(発言する者あり)二ページではなかつたでしょうか、あつ、済みません、いただいた資料の方では……(発言する者あり)あつ、失礼いたしました、申し訳ございません。

○委員長(山本順三君) 委員長の確認をしてから。

○政府参考人(大塚幸寛君) 失礼いたしました。

○委員長(山本順三君) いいですか、じゃ、引き続いてどうぞ。

○政府参考人(大塚幸寛君) 私の間違いでございまして。失礼いたしました。

ちよつともう一度、資料を取りに帰らせていただきます。申し訳ございません。

○委員長(山本順三君) 大塚幸寛大臣官房長。

○政府参考人(大塚幸寛君) 失礼いたしました。

こちらの議事録本体の方の二ページということでご覧上げさせていただきます。当時の高官説明員の発言でございます。

「今回の改正法案のこの制度の改正は、内閣総理大臣の任命権を」ということが目的では毛頭ございませぬ。選挙制を推薦制に変えようというのが今回の改正法案の骨子でございまして、先ほど御説明申し上げましたように、推薦制をとるがために国家公務員としての位置づけをされております日本学術会議員が、その法的地位を獲得するためには何らかの入口をあけ、中に引き入れるという

行為が法的には必要になってくるわけでございます。そして、そういう随伴する行為として内閣総理大臣の任命というものを考えたわけでございます。したがって、申し上げるまでもなくそれは形式的任命ということでございまして、これは先ほど総理からお答えになりましたとおりでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 官房長、総理の任命権が推薦に伴う、付き従うだけの付随的なものというのを御有じでしたか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日本学術会議法上、推薦に基づいて任命することになっており、この任命は、推薦を尊重しつつも、学術会議の役割なども踏まえ、任命権者として判断するものと解釈されます。この点、憲法第十五條一項に基づいて、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならぬということではないという点については、内閣法制局も含めた政府の一貫した考えであります。

○小西洋之君 総理、今、推薦を尊重しつつもと言つたんですけれども、おっしゃったんですが、尊重じゃないんですよ。尊重するのは当たり前なんです。尊重以上なんです。主たる推薦に手が出せない、單なる付随的行為だつて言っているんですよ。

なぜ任命拒否が合法になるのか、論理的に説明してください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 今私が申し上げましたように、憲法第十五條一項に基づいて、推薦された方々を必ずそのまゝ任命しなければならぬという点ではないという点については、内閣法制局も含めた政府の一貫した考えであります。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) それでは、法制局(発言する者あり)や、私が指名します。答弁で結構ですか。

近藤正春内閣法制局長官。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 日本学術会議法

の今、審査のときの国会議事録の語で、ちよつと当局、その細かい内容については、どういった趣旨でお答えになつていかうの存じ上げないないで、ちよつと正確にお答えすることは無理でございます。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 大塚幸寛内閣府大臣官房長。

○政府参考人(大塚幸寛君) 先ほど来、その当時の五十八年改正の答弁の、その発言の記録を基にしながらおつしやつておられますので、先ほど、私、その四十年前のあれなので、当時のやり取りであり、必ずしも現時点では把握が難しいと申し上げました。

例えば、そこでその形式的任命権という言葉が使われておりますが、これは同じく、その当時、昭和四十四年の高辻當時の法制局長官が、義的に形式任命権ならもう手も足も出ないのじゃないか、実質的任命権なら何でもできるではないかというふうになりがちでございますが、そういう意味では私もはいずれも誤りであると思つております。と、いったような御発言もございまして。

要すれば、形式的、形式的任命という言葉、言葉をつ取つても、必ずしもその定義が明確ではないというふうにも思ひますし、ましてや四十年たつてございまして、先ほど把握が難しいと申し上げました。

いづれにいたしましても、法制局からもこれはおつしやつていただいておりますが、やはり相当程度、国立大学の学長の任命等の議論を通じて、やはり推薦に基づいた者について全て任命しなければならぬというわけではないということ、これは昭和五十八年の改正のときも基本的にこれを踏襲して、その考えの下に立つて立案をされたこと、これは法制局からもそういう御答弁をいただいております。私どもも同様でございます。まして、解釈変更は一切行つていないということを確認し申し上げたいと思ひます。

○小西洋之君 法制局長官が答えられなくて、省庁の官房長が答えるという、戦後の議会の歴史で

初めてなんですが。

今、官房長、よろしいですか、あなたが御紹介した高辻法制局長官の一義的なこの形式的任命ですね、これは教特法の文科大臣の任命制度に関する形式的任命の話ですね、学術会議法と関係ないですね、それだけ答えてください。

○政府参考人(大塚幸寛君) 元々が、この憲法十五条に基づいて内閣の選定、罷免権、さらには個別法において定められている任命権の範囲は、元をたどればこの高辻政府委員の御答弁に端を発しているという理解をしております、もちろん、その個別法の部分のところで、それからその上位概念としての共通的な考え方と両方含まれているのは事実だろうと思いますが、私どもは、ここは少なくとも、形式的任命権についての説明、つまり、形式的にはなかなか説明が困難であるということを中心とした部分だということふうに理解をしております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 大塚幸寛内閣府大臣官房長。

○政府参考人(大塚幸寛君) お答えいたします。私が先ほど御紹介した高辻政府委員の答弁は、元々、その大学の学長の任命の問題を契機として高辻政府委員が答弁されたものと承知をしております。

○小西洋之君 官僚がこういうめっちゃくちゃな答弁、私、かつて官房長がいらしたとき、そのときの総務省の官僚、課長補佐をやっておりましたけれども、政治資金課、放送政策課、衛星・放送課、もうどういふ部署かは御存じで分かれると思いませんけれども、私がいた時代には絶対あり得ないような官僚の答弁が安倍政権、菅政権の下で行われていました。

菅総理、菅総理にちゃんと伺います。菅総理は、総理の任命権が随伴的なもの、付随的なものだというふうになされている、そのことを御存じでしたか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私、先ほど申し上げましたように、憲法第十五条の第一項に基づいて、推薦された方々を必ずそのまま任命しなきゃならないということではないという点について、内閣法制局も含めた政府の一貫した考え方である、この考え方に基づいて私は行いました。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 菅内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私自身はそういう過去の答弁は承知していませんでした。ただ、基本的には尊重はしたいというふうに思います。

○小西洋之君 答弁を知っているかではなくて、あなたの任命権の法的性質を、九月二十八日に六名の学者の先生方を任命拒否した段階で、あなたの任命権は推薦を破ることができない付随的なものである、そうしたことをご存じでしたか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は今、度々申し上げておりますけれども、内閣法制局も含めた政府の一貫した考え方に基づいて答弁しているということですよ。

○小西洋之君 任命権が付随的なものであるかどうかを知っていたかどうか、九月二十八日、知って任命拒否をしたかを聞いております。四回口です。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は法令に基づいて任命をいたしております。

○小西洋之君 この今の高辻答弁は総理の任命権の法令解釈なんです、なんですか、この高辻答弁に基づいて任命に関する行為を行ったということですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 過去の答弁は尊重はしますけれども、私は法令に基づいて任命をいたしました。

○小西洋之君 じゃ、この過去の答弁、中曽根元総理ですね、政府が行うのは形式的任命にすぎない、総理の任命権は形式的任命にすぎないというふうになつています。総理もこれは同じお考えですか。

○政府参考人(大塚幸寛君) 先ほどの五十八年のときと同じ中曽根総理の答弁と承知いたしますが、これも冒頭申しましたように四十年前のこと

でございまして、その趣旨を今から把握するのは難しいわけではございませんが、ただ、当時は選挙制を廃止して新たに各学会から推薦に基づく任命制に移行しようとしており、当時の、この国会答弁にもございまして、その新しい制度によって公選としてふさわしい者が推薦されることになるという期待があったのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしまして、推薦された方々を必ずそのまま任命しなきゃならないということではないという点については、法制局も含めた一貫した考え方であることを繰り返して申し上げます。

○小西洋之君 官僚にすつてもらわなければ委員会に出ない菅総理の姿をテレビで国民の皆さんしっかりと御認識いただいておりますけれども、中曽根元総理の、総理の任命権は形式的任命に過ぎない、それしかない、この答弁、この考えを菅総理も同じ考えですか、維持していますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほどと同じ答えになるわけですが、この答弁は尊重はしますけれども、私は法令に基づいて対応したということですよ。

○小西洋之君 じゃ、菅総理は、この中曽根総理の答弁は任命権に関する法令解釈、法令解釈を述べた答弁ではないと考えているんですか、何を述べた答弁だと考えているんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 当時の法令の審議の際に中曽根総理が述べたことということは承知しておりますけれども、私自身は、先ほど申し上げましたけれども、法令に基づいて任命をさせていただきます。

○小西洋之君 中曽根総理の答弁は法令解釈です。学術会議法の改正のときに何十回と同じ答弁をみんなしています。総理の任命権は形式的任命しかない。

中曽根総理のこの答弁、法令解釈だというふうにお考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私が今申し上げたと

おりでありまして、内閣法制局も含めた政府の一貫した考え方に基づいて私は答弁しておりますので、是非、内閣法制局長官から説明をと思います。

○小西洋之君 総理、ギブアップして法制局長官に助けを求めていたわけでも、大事なことをちゃんと聞かないといけませんので。

中曽根総理はこれ、形式任命を法令解釈として述べているはずなんです。ところが、菅総理は別の解釈をお持ちなんです。実質的任命ができる。

日本国の総理大臣は、後の総理大臣、国会で作った法律と別の解釈をつくって好きなことができる、そういう国なんです。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私はこの点を含めて先ほど申し上げておりますけれども、憲法第十五条第一項に基づいて、推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならぬということではないという、この点については内閣法制局も含めた政府の一貫の考え方でありまして、私は任命をさせていただきます。

○小西洋之君 一貫とおっしゃっていますけど、昭和五十八年当時、中曽根総理もそういう法令解釈でいたんですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) ただいまの任命制度についての性格についてのお答えでございまして、五十八年の日本学術会議法の一部改正法の審議の前でございまして、昭和五十八年、日本学術会議法の一部改正法の立案以前から、個別の法律において、ある行政機関における公務員の人事について、当該行政機関の職務の独立性等に鑑みて、何らかの申出や推薦に基づいて任命するものと規定しているとしても、憲法第十五条第一項の規定で明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理との調整が必要であるというふうな政府として理解してきたところをございまして、御指摘の昭和五十八年の日本学術会議法の一部改正法案についても、その日本学術会議法七条一項の規

定による内閣総理大臣の委員の任命に關して、その任命に關して國民及び国会に對し責任を負ふないという場合であつても推薦のとおりに任命し、その場合にあつては推薦のとおりに任命しなればならないという義務があると解しては、考へられませんか。推薦のとおりに必ず任命する義務があるという考へ方に基づいて一連の答弁がされてゐたとは考へ難いというふうに承知しております。

○小西洋之君 今の法制局長官の答弁は、この昭和十八年の改正以前から、この任命制においては推薦のとおりに必ずしも任命する義務があるわけではない、すなわち総理には実質的な任命権があるということをおっしゃるんですけれども、じゃ、なぜ中曾根総理はこの學術會議法の任命、形式的任命にすぎない、形式しかできないということを答弁してゐるんですか。論理的に答えてください。中曾根総理は虚偽答弁をしてゐるんですか、法制局長官。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 中曾根総理の御真意というのか、そこは必ずしも全て、先ほど内閣府の方からもありましたけれども、そういうことではございませんが、私なりに理解をいたしますところによりますと、あくまでも基本は、選挙制度から推薦制に変わり、推薦制がきちんとされてくればそれに基づいて通常は中に任命をしていく、そういう形のものを形式的行為という、任命というふうにおっしゃつたというふうには理解しております。通常、基本的には推薦がされれば任命をたてていくと、それが形式的であつて、どうしても國民に責任を負ふないような場合までを含んでゐるものではないと、一〇〇％ではないという意味で、というふうには私も理解をしております。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 小西君に申し上げます。質問者は委員長の指名によつて質問をしてください。分かりました。

じゃ、どうぞ続けて。

○政府特別補佐人(近藤正春君) そういう意味で

は、形式的任命というのの解釈の問題だと思ひますけど、その当時の答弁ですね、私どもとしては、憲法と個々の法律に關する解釈の上にのつとつて各法律ができておりましたから、当時、政府としてそういう解釈をそういう任命制について持っておりましたので、それを当然踏まえた上でお答えになつてゐると、それを、そういうもの形式任命と呼ばれたというふうには私も承知しております。

○小西洋之君 総理は先ほどから、憲法十五條に基づいた任命制に關する論理的な考へ方、それは五十八年以前の高辻法制局長官のものと云つておられますけど、それは文科大臣の任命制に關する論理ということでは間違ひないですね。

○政府参考人(大塚幸寛君) お答えを申し上げます。今の点、昨日の予算委員会でも議論になつたと思ひますが、おっしゃるとおり、四十四年の高辻長官の答弁は、これはあくまでも教育公務員特例法という規定についての解釈だということでは承知しております。

ただ、一方で、そこから示された憲法十五條と個々の任命に關する規定との關係については、これは各法律にまたがる基本的な考へ方だということとが昨日法制局長官からも御答弁があつたと記憶をしております。まさしくその基本的な考へ方が今度は個別法の日本學術會議法に落ちて、そこは総理の任命権が明定をされてゐるということであるかと理解しております。そこはあくまでも全て推薦されてきた方々を任命しなればならないというところではないかというところは、これも五十八年の任命制導入から始終一貫してゐるということをお断りいたします。

○小西洋之君 先ほどから、総理、法制局長官などが答弁してゐる文科大臣の任命制には実質的な任命権がある、それが任命に關する基本的な考へ方、それはこの學術會議法の制定の国会審議に關して、その文科大臣の任命、実質任命を持

つ、その任命権を完全に排除してゐる質疑があるんですね。

このお配りしてゐる會議録のページの上方からですけれども、読み上げますが、學術會議の独立性というものが侵されないうるか、こういう心配を保持するのだから、何でも何でも念を押してゐるわけではございません。そうしますと、今まで行われた二度の国立大の拒否事件、今日文科省にも通告してありますが、九州大学と北海道大学で当時文科大臣が任命しないということがあつたんですね。二度の国立大の拒否事件が起きないという保証はこの法律の中にどこに含まれてゐますか。どこのところを読んだら、あなるほど大丈夫なんだと理解できるんですか。

総さ、尚回答、官房長、読み上げていただけますか。

○政府参考人(大塚幸寛君) 読み上げます。

ただいま御審議いただいたとおり法案の第七條第二項の規定に基づきまして内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うことになるわけでございます。こちらでよろしいでしょうか。會員は、第二十二條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する、こういう表現になつております。二十一人の會員が早速から推薦されてまいりました。それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うというふうにごの条文を私どもは解釈をしてゐるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきまして法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 昔総理に伺ひます。

この質疑なんですけれども、総理が先ほどからおっしゃる文科大臣の任命制度、この実質的な任命権を持つ、この基本的な考へ方に基づいて、そういう考へ方によつてこの學術會議法の世界でも任命拒否が起きないですか、それを何でも何でも念押してゐる。で、起きないという保証はこの法律のどこにあるのですかというふうには尋ね

て、この高岡さんという方が、今まさに御審議してゐる法律の第七條であります、この七條はこういう条文なので、総理が形式的な任命を行う、こういう条文として内閣法制局と相談をして法規範として作つてゐるという答弁なんです。分かりますか。

この質疑があるにもかかわらず、文科大臣の任命制を根據に學術會議法において任命拒否がなぜできるのか、論理的に説明してください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほど来申し上げてゐるとおりでありまして、私どもこれを判断するには、当然法制局長官、相談した上でこれを判断するわけでありまして、私はその上で判断をしたということでありまして、

○小西洋之君 答えてない。

文科大臣の任命制の基本的な論理に基づいて學術會議法の任命にも実質的な任命権がある、任命拒否ができるということを言つてゐるんですが、文科大臣のようなことが起きないですね。なぜ起きないんですかというところ、この學術會議法の法律の条文、七條二項の法律の条文でそれを排除してゐるというふうには答弁してゐるんです。

なぜ菅総理の任命拒否が學術會議法七條二項において合法になるのか、論理的に説明してください。

○政府参考人(大塚幸寛君) お答え申し上げます。

先ほど高辻政府委員の答弁を引用いたしました。が、その形式的任命権あるいは実質的な任命権というところの定義自体が必ずしも定まつてゐないというふうには、それは当時の法制局長官の答弁としてそういう實際答弁の記録もございます。

そして、これは、先ほど先ほど申し上げたとおり国立大学の学長の法律を免職にした議論でございますが、そこから導かれる憲法十五條の公務員の選定、罷免権、さらには個別法に基づく個々の任命権者による任命権については、これはこの当時の昭和四十四年の考へ方がそのまま生きて個別法に反映されてゐるというふうには理解をしており

ます。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 静謐に願います。

○小西洋之君 總理、三回口です。官僚の、詔令を官僚に強いるのではなくて、總理が自らちゃんと答えてください。

文科大臣の任命制を根拠に、學術會議法でも實質的な任命、つまり任命拒否ができるということだけを總理はおっしゃっているんです。ところが、學術會議法を作るときに、文科大臣の任命拒否のようないことが起きませんかという質問に対して、起きない根拠として、絶対起きない条文を作っています。法制局とも詰めていますという答弁をしているわけです。

なぜ總理の任命拒否は合法になるのか、論理的にカメラの向こうの、テレビの向こうの国民に説明をしてください。

○内閣總理大臣(齋藤實君) 先ほど来度々申し上げていますが、私も、判断をするについて法制局に相談をし、法制局の了解の下に行っていることでもあります。

○小西洋之君 法制局の責任だということですか。自分は自分の行政行為に対して、任命拒否に対して責任を負わないということですか。

○内閣總理大臣(齋藤實君) そこは、私も判断するとき、法制局に確認をした上で判断をしています。

○小西洋之君 ちよつと官房長がどうしても答弁出たがるので、二ページ目ですね、この配付資料の三ページ目の答弁、質問と答弁を読み上げてもええですか。

○政府秘書人(大塚幸寛君) こちらの三ページでよろしいでしょうか。はい、失礼いたしました。

説明員(高岡元治君)の御答弁を讀み上げます。そういうことではございませんで、この条文の読み方といたしまして、(発言する者あり)あつ、質問と答弁、はい、失礼いたしました。

まず、質問の柏谷議員でございます。たつた、人の国立大学の学長とは違ふ、セツトで二百十人だから、そのうちの、人はいけませんとか、二人

はいけませんというようなことではないという説明になるのですか。セツトで二百十人全部を任命するということになるのですか。

高岡元治君の答弁でございますが、そういうことではございませんで、この条文の読み方といたしまして、推薦に基づいて、ぎりぎりした法解釈論として申し上げれば、その文言を解釈すれば、その中身が二百人であつて、あるいは、人であれば、形式的な任命行為になると、こういうことでございます。

よろしいでしょうか。

○小西洋之君 總理、法解釈で任命拒否は絶対にできないですかと問われて、そういう条文を法制局と作り出したというふうに当時の高岡政府委員は答弁しています。

なぜ總理の任命拒否が合法になるのか、説明してください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 先ほど御答弁申し上げました、憲法十五條と各法律における任命権者の任命についての基本的な考え方ということとを御説明いたしましたけれども、昭和三十年に内閣府の方から御相談があつたときに、過去の経緯も拝見しつつ、その從來から政府が取つております基本的な考え方、国民に責任を負えない場合まで任命する必要がある、任命を拒否することができるときがあるという考え方についてはそのときに再度確認をして、また、そういう基本的な枠組みに基づいて、今回、總理の方は個別の案件について御判断をされたということだと思ひます。

○小西洋之君 じゃ、法制局長官、總理を守るためにめちやくちやな説教ばかりおっしゃつていますけれども、この會議録の資料の十五ページ目の、高辻法制局長官、先ほどからの、高辻法制局長官のこの寄稿文の下線を引いた部分を讀み上げてもらえませんか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 内閣法制局の使命は、内閣が法律上の過誤を犯すことなく、その施策を円滑に遂行することができるようにする

いう、その一点にある。そうである以上、同局の法律上の意見の開陳は、法律の良心によりこれなりと信ずるところに従つてすべきであつて、時の内閣の政策的意圖に盲従し、何が政府にとって都合であるかという利害の見地に立つてその場をしのぐというような無節操な態度ですべきではない。

○小西洋之君 先ほどからのあなたの答弁は、高辻法制局長官が絶対あつてはならないと言つていた、内閣の政策的意圖に盲従し、政府にとつて都合であるかという利害の見地に立つた答弁ではありませんか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 先ほど御答弁申し上げましたけれども、今回の考へ方は、平成三十年に、何れ世の中起つていないところで、平時のところできちつと御相談があつて、そのときにみんなで議論をし、考えた上で、ああいう結論について了解をしたわけでございます。何もその、今回のことがあるからどうこうではなくて、元々そういう考へで整理をしていたということとを申し上げておきまして、先ほどの読ませていただいた文章に別に恥じるところは全くございません。

○小西洋之君 昭和二十七年につくつた解釈をこの五十八年では採用しない、文科大臣のような任命拒否が絶対に起きない、そういう条文を作つた、あなたの下の法制局とその点は詰めた、そして、任命拒否が絶対に起きませんが、法解釈では大丈夫ですかという四回に對しても、法制局としっかりとそこを詰めていますというふうになつて

いるんです。

にもかかわらず、なぜ總理の任命拒否が合法になるのか、内閣法制局長官の存在に懸けて答弁してください。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 平成三十年に御相談を得たときに、かつての答弁でありますとかそういうものも含めて、資料、高辻長官時代の答弁も再度確認をしながら、当時の審査録も見ながら確認をいたしました。

当時の審査録について、仮に高辻長官が、当時、あるいは元々、昭和二十八年に文科大臣、文部大臣が当時御発言されたら、その後、高辻長官、昭和四十四年のときにもう一度御説明をされました、その先ほど申し上げました憲法第十五條第一項と個々の法律における任命権者の任命についての責任の關係についての考へ方について、仮に當時変えた形で解釈をしていくということであれば、当然それについての、解釈変更についての紙が当然整理されているというふうに私も理解いたしましたから、それについては全く何もございません。

また、条文の審査の中に、學術會議法の条文の審査の上に、教育公務員特例法十條というものが用例として書いてもございまして、そういうものを見ながら当然条文を作つて、同じ世界の中にある程度同じような条文を作つていったというふうに私も理解しております。

○小西洋之君 じゃ、一言、任命拒否ができないのか、絶対に任命拒否はありませんねという質問に対して、なぜできる場合がある、そういう答弁をしていないんですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) ちよつと御質問の趣旨が、当時ということでございまして、それは先ほど申し上げましたように、多分、選挙制から任命制に変わつて、通常、きちんと推薦をされてくればそのまま任命をしていくという世界を前提に、当然、そういう通常の運用、これまでも多分、學術會議についてはそういう歴史をずっと通つてきておられると思ひますけれども、その元々尊重義務があつて、それを尊重しながら任命をしていく、ちゃんと學術會議側からきちつとした人が推薦されれば、当然そういうことになる、そういうことを当然前提に御説明をされたんだというふうに私も思ひます。

○小西洋之君 總理に伺います。よろしいですか。

先ほどから、學術會議法の世界で總理による任命拒否は絶対に起きない、そういう法解釈で絶対

に大丈夫だという質問に対して、大丈夫でございます。法制局との審査でも十分その点は詰めたという答弁を繰り返してまいります。

なぜ、この昭和五十八年当時、いや、違いますが、文科大臣の任命制と同じく、任命拒否、実質的な任命権を総理が持つておりますという答弁をしなかつたんでしょうか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 繰り返したる部分もございしますが、まさしく、一つは、その昭和四十年、あつ、矢張り、四十年前のその答弁のやり取り、あるいはその背景にあつたその問題の認識なりを今正確に把握することは難しいということ、これは是非御理解をいただきたいと思ひます。

ただ、その中で、その当時の選挙制から推薦制に中々その制度の変更による様々な期待感、そうした中でやり取りではないかというふうにも考えられますし、ただ、一方で、いづれにいたしましても、憲法第十五条一項に基づく国民の選定権とそれに基づく個別法の任命権の考え方、これは繰り返してまいります。当時から一貫して維持されているところでございます。（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 大塚幸寛内閣府大臣官房長。

○政府参考人（大塚幸寛君） 分かりやすくございしました。

一部繰り返しは御容赦いただきたく思ひますが、まず、その御指摘の答弁が約四十年前のことであること、先ほど申しましたその形式的任命という言葉が繰り返して出されておりますが、先ほど、その高辻長官の答弁でも、必ずしもその形式、実質というところの定義も定まっていないうふうな御答弁があつたと理解しております。ただ、そういう中で、あくまでも推薦された方々を必ずそのまま任命しなければならぬというところではないかというところは、これは、まあ繰り返してまいります。当時から法制局も含めた、貫いた考え方であるということ、こ

れはもう繰り返して述べさせていただきたいと思ひます。その意味において、全く解釈を変更してない、当時から一貫しているということをもたねて申し上げたいと思ひます。

○小西洋之君 一点、今聞きまして、高辻長官の答弁で、形式が実質が意味が定まっていないうのは、文科大臣の任命制についての話じゃないんですか。

資料の十、ページにその会議録を付けていますから、説明してください。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを申し上げます。それから、その中でございしますが、大学の自治、これは無論言うまでもなく極めて重要な問題であります。ただいま御指摘になりましたように形式的な任命権あるいは実質的な任命権というふうな言葉で言いますと、非常に、義的に形式的任命権ならもう足も出ないのじゃないか、実質的な任命権なら何でもできるのではないかというふうになりがちでございしますが、そういう意味では私もはいずれも誤りであると思つております。

これでよろしいでしょうか。

○小西洋之君 これ、文科大臣の任命制の話なんです。学術会議の任命制は形式的任命に尽きると国会で何回も何回も答弁して立法されているんですよ。

この国会で、形式的任命権しかない、実質的な任命権はない、任命拒否はできないというふうな国会で議決された法律の下で、総理、任命拒否をやるのが合法なんです。説明してください。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 私ども責任を持ってこれ行つておりますから、当然、法制局に確認した上で私は発言をいたしておりますから、法制に基づいて行つて、こういうことであります。

○小西洋之君 これは国会の立法権の否定そのものなんです。総理、じゃ、伺いますけれども、我が国の、い

いですが、法令解釈は、運用の期待感を込めて行うことは許されるんですか。法制局長官はそういう答弁をいたします。

○政府特別補佐人（近藤正壽君） 先ほどのお尋ねで、当時の議事録の解釈をいうことで私の解釈で、当時のことを申し上げたもので、法律論としては、先ほど申し上げたとおり、おおよそ一〇〇％任命しなけりやしないのはなく、あくまでも、（発言する者あり）その形式的任命という用語が、多分、その本来の意味での法律用語でございせんので、その高辻長官もその全部が、というの、何というんでしょうか、かなり粗い言い方で形式的任命だとか実質的な任命だとか言うんでございせん。実際問題としては完全に一〇〇％どころかというところではなく、ある程度一部

今も拒否できるところを含めて形式的任命とおっしゃっているというふうには私も理解しております。

○小西洋之君 この高岡答弁で、ざりざりとした法解釈で一人残らず形式的任命でというふうに述べております。にもかかわらず、なぜ組形式任命になるんですか、法制局長官。

○政府特別補佐人（近藤正壽君） 先ほど申し上げました、当時の審査録も拝見しましたけど、そこ、先ほど申しましたような資料が何年五十八年の審査録になくて、むしろ他の、類似の、（発言する者あり）私ども、法制局でございまして、審査の内容をしっかりと見ておりますので、（発言する者あり）ということ、私どもは、やっぱり法制局としては審査録をしっかりと法律解釈をいたします。それについて、私どもの解釈としては、まさしくそういった他の用例と類似のものとしてその条文を置いておきますので、類似の解釈がある程度適用されていくということを考えております。

○小西洋之君 全く何も答えていません。菅総理、よろしいですか。我が国は、法解釈は四十年たつたら会議録から読み取れなくなるんですか。法律の法解釈は四十年たつたら会議録から読み取れなくなる、そういう困なんですか、我が国は。

○政府参考人（大塚幸寛君） 繰り返して申し上げますが、当時使われた用語によりましては、それは法令用語であれば例え解釈が定まっていなくてもございまして、ただ、やり取りの中の用語が全て法令用語で定義が確定しているものでもないと思つております。少なくともその形式的云々につきましては、四十年たつた現在において、当時秘密にどういふ言葉が使われたのか定かではないということも申し上げております。

読み取れなくなる、そういう困なんですか、我が国は。

○政府参考人（大塚幸寛君） 繰り返して申し上げますが、当時使われた用語によりましては、それは法令用語であれば例え解釈が定まっていなくてもございまして、ただ、やり取りの中の用語が全て法令用語で定義が確定しているものでもないと思つております。少なくともその形式的云々につきましては、四十年たつた現在において、当時秘密にどういふ言葉が使われたのか定かではないということも申し上げております。

なお、先ほど委員から、運用の期待を前提にしたような答弁になっているのかといったような趣旨で、なつておりましたが、ただ、一方で、当時の議事録を拝見しますと、学協会は今度は責任を持つて一番ふさわしいという方を出し、それを広く二百十名の構成の中で、こういう方がいんじやないかと、そういう話し合いで出てくることを期待しているわけにございましてという形で、やはり一定の期待に基づいたやり取りがされているものと、こういったやり取りからも考えた次第でございします。

○小西洋之君 今のは学術会議の中の選考の話じゃないですか。選考の後、推薦された人は総理は任命拒否できない、そういう話をしているんです。よろしいですか。

先ほどから、この高岡さんという方の名前が出ています。法制局とも十分詰めたというふうにおっしゃっていますけれども、内閣府、この高岡さんってどういふ方ですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えをいたします。

高岡完治、当時のこの法案の担当説明員でございしますが、当時、内閣総理大臣官房参事官の職にございまして、その後、日本学術会議の事務局長、あるいは国立公文書館長等を歴任された方であると承知しております。

○小西洋之君 先ほどから菅総理が言っている、自分の任命拒否は合法である、これは天動説な

んです。昔総理の任命拒否は違法である、これが地動説なんですよ。天動説対地動説の闘いなんです。ただ、これは科学をもって立証しないといふのがないので、今からそれを立証させていただきます。次、このパネルをよろしいですか。

この高岡さんが法制局と詰めたという証拠が国立公文書館に残っています。この二冊の黒い本、この二冊、これは、当時、学術会議法を内閣法制局の参事官、課長が審査して長官まで上げていくわけですけども、その審査記録が残っています。

次のフリッツを出してください。
次のフリッツなんですか。法制局の審査ですから、法律の条文を持ち込んで審査をするわけですから、高岡さんのこの名前が載っています。国会で審議している高岡さんは、内閣法制局でまさに法案審査を法制局の担当参事官から受けた人そのものなわけですから。

じゃ、この高岡さんがどういう条文案を内閣法制局の審査で持ち込んだのか。持ち込んだ日付が、これ三月の二十五日と書いてあります。高岡さんとはか一名でいらつしやいましたという当時の法制局参事官のメモがあります。

じゃ、高岡さんがこの条文審査が始まった三月の二十五日に持ち込んだ条文ですけども、御覧いただけますか。次のフリッツですね。総理の任命に関する条文ですけど、今は七条ですけども、審査は第十九条にその任命制度を入れることを初め意図していました。赤い線を引いているところだけ御覧ください。

内閣総理大臣は、公員推薦管理会、これは学術会議がつくる組織ですけども、内閣総理大臣は、公員推薦管理会が選出した者を公員に任命する。後に推薦という言葉に変わるんですけども、内閣総理大臣は、Aという団体ですね、公員推薦管理会が選出した者を公員に任命する。で、Aは足りない人が出たときの条文ですけども、内閣総理大臣は、前項の規定による選出の際にあ

らかじめ決定された者を公員に任命する。

つまり、義務教育を受けた日本国民の皆さんだつたら誰でも、この条文、選出した者を任命するといふ条文ですけど、もうつまり一〇〇%のこの形式的任命、つまり任命拒否は絶対できないといふ条文で審査が始まっているわけですから。

次のフリッツ、よろしいですか。
こうした条文なんですか。内閣法制局、調べてもらっているのを答弁してもらえますか。こうした構造の条文、そして今の現条文、そしてこの条文が両方出されている審査の日付を答弁してください。

○政府参事官(木村陽一君) 当時の法律案の審議録からお尋ねのその正確な日付を確定するというのはなかなか困難なところはございますが、その審議録の資料中に記されたメモ書きも含めて見てみますと、お尋ねの条文構造、選出あるいは推薦でございますが、した者を公員に任命するといふ形のもの、審査資料として提出されたのは昭和五十八年二月二十五日ではないかと、現在の条文にやる案、推薦に基づいて内閣総理大臣がこれを任命するといふものが提出されたのは昭和五十八年の四月九日ではないか。ただ、それよりも少し前から別案として考えていた形跡もあるようにございます。

そのように推薦をしたところでございます。
○小西洋之君 推薦した者を任命するといふ一〇〇%の形式的任命しか日本語として読めない、そういう条文案が出された日にちを全部述べてもらえますか。三月二十五日に始まって、次は何ですか。その次は。

○政府参事官(木村陽一君) 推薦した者を任命するといふ形で日付が読み取れますのは、二月二十五日、それから、済みません、完全に網羅的に申し上げるのが難しいんですが、四月の五日、それから、これは済みません、日付が、済みません、分かりません。四月五日、四月五日がございまして、それから、四月六日、四月七日の十時

でございますかね。それから、これは、最後、済みません、ちよつと網羅的に、網羅的に説明せよという、済みません、趣旨で受け止めておられますので、申し述べさせていただきますが、最終的に現在の案につながるものが出たのが四月九日ということかと思ひます。

○小西洋之君 与野党の理事にも確認いただきましたが、きちんと通告しております。
私の調査ですけども、推薦した者を任命するといふ、一〇〇%形式的任命しか読めない条文ですけども、三月二十五日、四月の四日、四月の五日に出されております。

ただ、その後、今の条文が出てくるんですね。両案を審査していくわけでございます。で、両案が四月の七日、四月の八日に提出されて、そして、法制局が言つたように四月の九日に今の案になつたわけでございます。

ここでこのフリッツを御覧いただきたいんですが、四月九日、最終、今の案になる前の条文案、基づき任命するになる前の四月八日の法制局審査に出された資料でございます。

テレビの皆様から御覧いただいて右側、内閣総理大臣は、公員推薦管理会が推薦した者を公員に任命する、一〇〇%の形式的任命の条文でございます。これと全く同じ別案としてですね、七条、十九条の別案として、今の七条ですね、七条、十九条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する、今の案が作られているわけでございます。

菅総理に伺います。
内閣法制局において、同じ日の同じ審査において別案として二つの条文が出されています。一つは、日本語として一〇〇%形式的任命しか読めない、推薦した者を任命するといふ条文です。そしてもう一つは、今の推薦に基づいて任命するといふ条文でございます。

であるならば、今の推薦に基づいて任命するといふ条文は、一〇〇%の形式的任命の条文とし法的に読めない、そういうふうになるわけではござい

いません。

○政府参事官(大塚幸寛君) お答えをいたしま

今委員から、るるその昭和五十八の改正当時のその審査の過程についての御説明があったと理解しておりますが、それは一般論で申し上げても、いろいろ法案を検討する過程では様々な案が検討されるというのには、それはあり得るんだらうと思っております。

ただ、間違いないのは、そうしたいろんな検討を経た上で、最終的には推薦に基づく任命制というものが制定されたわけですから、その任命権は総理にあり、その任命権につきましては、これも繰り返しになりますが、あくまでもその推薦のとおりに任命しなければならぬといふわけではないという考え方に最終的に至つたといふことを重ねて申し上げたいと思ひます。あくまでも結論は今申し上げたところが結論でございます。(発言する者あり)

○政府特別補佐人(近藤正春君) 今、審査録の途中に持ち込まれる、内閣府から持ち込まれたいろんな案の経緯について先生から御紹介ありましたけれども、そういう意味では、内閣府の方はどうしてこういうものを提出してきたのかということについて御承知だと思ひますので、内閣府の方からお答えをさせていただきたいと思ひます。

○政府参事官(大塚幸寛君) まさしく、その法律の改正の検討の過程で様々な御議論があったことの一つのそのうかがわせる材料なんだらうというふうに考えております。

ただ、あくまでも、結果としては任命制が導入をされ、ただ、推薦に基づく任命権が総理に付与されたといふことでございます。

○小西洋之君 じゃ、内閣府の官房長は、このパネルですけども、内閣法制局に内閣府の高岡参事官が、実質的な任命権を持つ制度、その条文と、形式的任命一〇〇%の制度、その条文を両方持ち込んで審査を受けているというふうにお考えなんですか。

○政府参事人(大塚幸寛君) 例えは、その推薦された者を任命するということも厳密なその意味合いというものが正直分りかねるところもござい

ます。 いずれにいたしましても、四十一年以上の、四十年ぐらゐり前のかなり古い資料でございまして、いかによ、その今お示しいただいた文書だけからどうしようかという感じがしないわけでもないが、ただ、間違いない、いろいろな当時議論、検討がされたのであろうというところはそれは間違いないだろうと思っております。

○小西洋之君 内閣法制局長官、内閣法制局が審査する、当時の参事官が後世に残す、法解釈をきちんと残すために作っている文書ですけれども、推薦した者を任命する、私は一〇〇%の形式的任命しか決めないと思いますが、そういう条文を同じ意味として、推薦に基づいて任命する、こういう条文で書くこともできるんじゃないのか。一〇〇%の形式的任命の条文を作る、その審査であるという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 正直に申し上げれば、なぜそういう条が持ち込まれたり、どういう背景でということとは必ずしもよく分かりません。

ただ、今先生がおっしゃったように、一〇〇%だということと法的にはあり得ない条文でして、だから例がないでございまして、その、を任命するということとは、もう任命する行為が一切ないわけですから、それはあくまでも儀礼的なものしかないんで、その場合には、決定し、届けると書くんです。法的にはですね。決定し、許可が要らないのにわざわざ、許可制度で全部許可ではなくて、そのときは届出と私も書きまします。法的には、全く権限のない規定を書くというのはあり得ないで、そういう意味では用例がないのは当たり前で、当然、基づいてというのが当時のこのように推薦を前提とした規定の書き方であり、当然、任命権というものをきちっと立たせて条文を書く、これが法的に正しいので、正し

いところに最後落ちてきたというふうに私も理解しております。

○小西洋之君 法制局長官は、この二つの条文が実質的な任命権を有する、実質的な任命権を法的に許容する条文だとお考えですか。

○政府特別補佐人(近藤正春君) 実質的な任命権というのは、ちよつと私どもという意味でお使いのか分かりませんが、いわゆる普通の任命というものは、自由な裁量の中で適材適所にいろんな方を任命していくというのとは通常言う実質的な任命でございまして、この場合にはかなり制限をされておまして、それが、基づいての推薦によつてかなり制約をされて、およそ自由にはできないけれども、限られた中で裁量の拒否ができる形によつて任命権というものを完遂していくという形の書き方がこのまじく基づいて系の条文でございまして、まさしくそういう意味においてはほとんどそのとおり任命をしていくわけですから、二つの条文(参議院の参事官)二つの条文ですか。

二つの条文については、ちよつと分かりませんが、をにのつての方については用例もなく、私も書くような条文でないで、普通ですね、分かりませんが、に基づいてというのは、まさしくそういうことがある程度確立された書き方の条文でございまして、まさしくそこに、最終的な審査として適正なところには落ちてきたというふうに私も思っております。

○小西洋之君 法制局長官の答弁は、半分正しくて半分でたらめなんです。

この推薦した者を任命する、一〇〇%もこの形式的任命、任命拒否なんか絶対できないという条文と、この推薦に基づいて任命するという条文、これは同じ意味、同じときに別家として審査されているわけですから同じ意味であるに決まっています。次のパネルをお願ひいたします。この同じ目的、あつ、翌日ですね、最終的に今の案になったときの四月九日の審査記録でござい

ますけれども、先ほどから法制局長官も言っていましたけれども、法制局参事官の字で任命という例なし。推薦した者を任命するという条文が我が国になんてあるんですか。だ、法制局、私も官僚なんぞ経験あるんですけど、そういうのを嫌うんですね。だ、基づいて任命するでいいじゃないかということになったわけですね。

で、その証拠がちゃんと国会の会議録に残っております。高岡さんの上司の何度も答弁している手塚さんですけれども、私も全くの形式的任命というふうにお考えで、法令もしたがってこれは形式的ですよという規定、さっきの、を任命する条文でございまして、そういう条文というのは他に例がないけれども、もうそういう条文を書く必要がないと、推薦した者を任命するという条文は書く必要がないというふうに判断して、法制局のそういう審査を受けて現在の法案になっているわけでございます。二つのことを言っているわけでございます。

先ほど、法制局長官が教員法という、文科大臣の任命制度の条文を、記録があるというのは、まさに小さな四角で囲ってあるところですけども、こればかりに裁判所法などの条文の名前が書いてあるんですけども、これは、出してきた者を任命するといった条文の例、それなんかを一緒に眺めていて、ただ、いずれにしても、初めから、推薦した者を任命する、任命拒否は絶対的に、絶対できない、そういう条文を作ろうという審査をやっていたわけでございます。

○内閣総理大臣(菅義偉君) これ、度々申し上げておりますけれども、私ども、判断するときは法制局長官と相談をして決め、確認をして決めます。それはそのとおりで私どもは行つてきています。

○小西洋之君 法制局長官の責任にするんじゃないかと、自分の政治家としての判断を述べてください。自分の判断を述べてください。○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、現行法の中で物事を判断をしていきたいと思つておりますので、必ず確認した上で判断をしています。

○小西洋之君 現行法の解釈を説明する、実質的な任命権はゼロである、形式的任命しかない、そういう権利しか総理の任命権にはないというこの法案、条文を作る過程のこの資料を見てもなお、自分は学術会議委員の任命拒否が合法である、そういうふうにお考えですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、これを判断するに、内閣府なり法制局なりにそういう説明を受けた中で判断をしています。

○小西洋之君 大動説を一生懸命主張しているんですけど、なぜそういう条文が、形式的任命しかできない条文が持ち込まれたのか、審査の中で、実はその立法経緯がきちんと記録に残っております。

内閣府、この五十八年当時、当時の学術会議会長が国会で答弁をされているんですけども、この任命権についてですね、どういふ答弁をされていますか。

○政府参事人(橋井仁史君) 参事官で当時の学術会議会長、久保亮五がこのように発言しております。(発言する者あり)はい、昭和五十八年の五月十日でございまして。

「学術会議の委員が総理大臣任命になって、これが審議会のようにならざるであらうという御発言でございまして、それに対してお答えすべきかどうかはよくわかりませんが、総理大臣が任命されることは、そういう法案でございまして、しかしながら、これはここにあらうような選出制度によつて選出された委員が形式的に総理大臣によつて任命されるということ、実質的な任命制を意味しないものだとは私は理解しております。その意味において、これは総理大臣の実質的な任命ではない」。

ここまででよろしいでしょうか。

○小西洋之君 総理、当時、法改正のとき、学術会議の会長が参事人で国会にいらして、学術会議の会長は、七条の任命制度について形式的任命である、実質的な任命権はないという答弁をしていらしたのです。

総理が一貫しておっしゃっている任命拒否ができるという解釈、実質的な任命があるという解釈は五十八年以前からあったというお考えは、日本学術会議の会長、日本学術会議をだましている、そういうお考えでないですか。

○政府参事人(大塚幸寛君) お答えを申し上げます。

やはり、四十年前のことですので、一部、ではないかという部分がございますが、当時、やはりその形式、実質ということが、その定義が必ずしもきちんとは定まらないままそういうやり取りがされていた、それは先ほどの高辻長官の御発言でもそこは明らかなんだろうと思っております。

そういう中で、ただ、一つ間違いない申し上げられますのは、高辻の第十五条に基づく公務員の選定権、そこによって立つところの学術会議法七条の推薦に基づく任命権、これは確たるものとして間違いない当時の改正法案の中に存在し、それを前提に成立したということだろうというふうな理解をしております。

○小西洋之君 昔総理、昭和五十八年、法律を作ったときに学術会議会長が形式的任命制度というふうな、国会で、理解しているかと答弁している。それを今になって実質的な任命だといって会合を任命拒否するのは、学術会議会長、学術会議、そして国会をだます行為じゃないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 全くそんなことではないと思います。

私も、先ほど来度々申し上げてまいりましたけれども、内閣法制局に確認の上で判断をいたしてまいります。

○小西洋之君 じゃ、学術会議会長がなぜこういう答弁をしているのか。この会議録の八ページで

すね、官房長、答弁人好きな官房長、読み上げていただけですか、八ページ。

○委員長(山本順三君) ちよつと、理事、集まつてください。

それでは、大塚幸寛内閣府大臣官房長。

○政府参事人(大塚幸寛君) 議事録の八ページ、手塚政府委員の御答弁の部分かと理解いたしました。下線部の部分を読み上げます。

今度の改正法案を考へるに当たつて、私も全く空から出発しておるわけじゃありません。自主改革案、これも随分やはり年数を掛けて検討されたものでございまして、進出方法以外の点はほとんど取り入れてあるわけでございまして、それから選出方法についても、こちらの総務長官試案を検討していただいたのに対して、かなり分析した報告書を出していただいた、言わばこの範囲内で私も積み上げていったわけでございまして、以上でございます。

○小西洋之君 実、総理府と学術会議は、当時、相談しながら案文を作つて内閣法制局に出していたんですね。

官房長、今おっしゃっていた会議録の中の自主改革案、総務長官試案、そして分析した報告書、それぞれについて、総理の任命権についてどういう記述があるかを答弁してください。

○政府参事人(大塚幸寛君) お答えを申し上げます。

自主改革案、これは日本学術会議改革案を指しておられると理解いたしました。昭和五十七年十一月の学術会議による成果文書でございますが、会員の選出制度は有権者の直接選挙によることを原則とする、ただし、定数のおおよそ二分の一については推薦制を採用するとされております。

取りあへず以上で……(発言する者あり)任命について、はい。それから、こちらは総務長官試案の方では……(発言する者あり)要綱、はい。それから、その学術会議に関する懇談会でのその旨は学術会議の改革についての、その選出制度について、その学者の代表機関としては選

挙制を維持しながらも推薦制を加味して選挙制の欠陥を改善する案、全面的に推薦制とする案、学会単位で推薦又は選挙された候補者の中から適切な方法で選出する案が示されているということでございます。

そして、さらに、その同月の総務長官試案では、会員の選出方法として、科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、学会を基礎に選出した者を会員として推薦し、その者を会員とすることが適当と考へるとされているところでござい

以上でございます。

○小西洋之君 分析した報告書が抜けています。

○委員長(山本順三君) これ、小西洋に申し上げますけれども、これ、どを読んでいいかわからない場面が多々あります。御自身で読むのはいけりけれども、これで質問にするというのはいけりなものでありますので、質問を続けてください。

○小西洋之君 答弁の中の分析した報告書の中の任命に関する記述を読み上げてください。

○政府参事人(大塚幸寛君) 済みません、恐らくこのことかと思ひます。

「総務長官試案にもとづく学術会議推薦制の検討結果について」ということで、日本学術会議の方で整理したものだと思いますが、その報告の七ページの所で、学術会議推薦制が科学者の自主的選出の一つの形態である以上、会員の選出の過程において、自主的に選出された科学者以外の意見や判断が入り込まないような制度的配慮が必要である。選挙の場合には、立候補制であるから任命を必要としないが、学術会議推薦制の場合には任命行為が必要となる。本会議が政府から独立した国の機関として存続する以上は、この任命が政府によつて実質的に左右されるべきであつてはならないから、国立大学における教員や学長の任命におけることと、任命権をあくまで形式的任命権にとどめておかなければならない。もし学術会議推薦制に基づいて新しい法令を作るとするならば、実質的な任命権にならない、ならないような法令上の根

拠を明確にしておくことが不可欠である。これが可能かどうかの検討も極めて重要な問題である。この記述でございまいしょうか。

○小西洋之君 今読み上げのとおり、学術会議と総理府が合意しながら形式的任命の制度を作るというふうな法案を作つたわけでございます。

法制局長官、法令解釈のルールを述べて、こうした立案の背景などを当てはめて、なぜ任命拒否は合法になるのか、説明してください。

○政府特別補佐人(近藤正壽君) 先ほど審査録のところ御答弁いたしました、最終的な案文としては、やはり審査録でどういふ案文を書いたかというところを決めますので、過程はあるかもしれないけれども、最終的にその案文にしたというところは、その案文に対しての解釈が生じるということだと私は思ひます。

したがって、仮にその過程とすればいいのであれば、違ふ案文が……(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 委員長の指名をもって質問してください。これも何度も申し上げております。あなたは私の指名をもって質問するんです。

○政府特別補佐人(近藤正壽君) 済みません、法令解釈の考え方でございますか。済みません、ちよつと勘違いをいたしました。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) ルールは守りましょうね。ルールはね。ちゃんと指名してからです。ちよつと待つてください。

内閣法制局長官近藤正壽君、歴代政府が答弁をしております法令の解釈の考え方についてでございますけれども、一般論として、これまで法令の解釈については、当該法令の規定の文、趣旨等に即して、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことに留意して論理的に確定されるものであり、政府による法令の解釈は、このような考え方に基き、それぞれ論理的な追求の結果として示されたもので

あつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな費
請を考慮すべきことは当然であるとしても、な
お、このような考え方を離れて政府が自由に法令
の解釈を変更することができるといふ性質のもの
でないと考えてきている。

もつとも、このようなことを前提に検討を行つ
た結果、従前の解釈を変更することが出てくる
との結論が得られた場合には、これを要するこ
とがおおそく許されないというものではないと考
えてきている。（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 同じようなパターンを脱
却してください。

○小西洋之君 容弁漏れですが、先ほどのよう
な立案の背景などの要素を当てはめてなぜ任命拒否
が合法になるのか、法制局長官、説明してくださ
い、法令解釈のルールに照らして。

○政府特別補佐人（近藤正壽君） 内閣総理大臣に
日本学術会議法第十七条の推薦のとおりになす任
命する義務があるとは言えないという同法第
七条一項の解釈についてでございますけれども、
同項、まず、同項の文言からしても内閣総理大臣
が推薦のとおりに任命しないことが許されない
とは言えないことを踏まえるとともに、昭和五十八
年の日本学術会議法の一部改正法案の審議以前か
らの基本となる考え方、すなわち、申出や推薦等
に基づき公務員の任命であつても、憲法第十五条
第一項の規定で明らかにされているところの公務
員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の
原理からすれば、国民に対して責任を負えない場
合には任命権者は任命を拒否できるといふ考え
方を維持した上で行つていられるものであり、法
令の解釈に關する政府の考え方にものつたもので
あるといふふうに考えております。

○小西洋之君 今の答弁の中で、立案者の意図、
立案の背景、具体的な根拠をもつて教えてくださ
い。

○政府特別補佐人（近藤正壽君） 立案者の意図、
立案の背景となる、まさしく先ほど、選挙制から
任命制という形で、選挙制がいろいろ問題が生じ

ていて、それを克服するために新しい任命制度に
変えていく、いろんな部会による推薦に基づいて
そういうことをしていくというのがまさに立法の
意図でございまして、それに基づいて個々の条文
が全体として書かれたということでございます
で、この条文、個々の、七条二項についてはも
うかなり明確な条文でございまして、その条文
にある程度解釈は先ほど申し上げたような論理
によつてできるというふうに私も考えており
ます。

○小西洋之君 立案者の意図や立案の背景とい
うのは、今回のような政治介入がこの学術会議の任
命制度で起きないように、そういうことを学術会
議も総理府も、そして法制局も、みんな考へて
作つた条文です。

○政府特別補佐人（近藤正壽君） この条文はまさ
しくその基についてという方式で、基本的には任
命、推薦する側に主体があつて、そのとおり
やつていくというのがまさしく政治的介入を防ぐ
という、今の制度の中における最も自主性を重ん
じた書き方の用例でございまして、先ほどの拒否
をできる場合というのは、やっぱり憲法との関係
でどうしてもそこは、任命権の実態を少し持つ
ていうところは、それはもう今の法制上どうして
ある話でございまして、そういう意味では、それ
をなくすものであれば任命制をやめるしかない
といふふうに思ひます。

○小西洋之君 容弁拒否の場で、国民の皆さん御
理解いただいていると思ひます。

○委員長（山本順三君） 以上で小西洋之君の質疑
は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、森ゆうこさんの質
疑を行います。森ゆうこさん。

○森ゆうこ君 立憲民主党の森ゆうこでございます
が、菅総理、御就任、誠にありがとうございます。

私は、新人のときに総務大臣だった菅総理に拉
致問題のことで委員会質問をして、結果とし
て、要請させていただいたことが実現したという
経験がありまして、ちゃんと野党の、しかも新人
の議員も聞いてくださるすばらしい政治家だ
なといふふうに思つておりました。

○森ゆうこ君 内容を覚えていらつしやいます
か。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 内容は承知していま
せん。

○森ゆうこ君 「しかかぜ」という短波放送、これ
に対する支援をお願いしたいということで、これ
は入道拉致被害者家族会の皆さん勇気付けた、特
定失踪者の会の皆さんを勇気付けたものでござ
いました。

ちよつと期待していたんですけども、そうい
う意味でちゃんと困つていられる人たちの話をしつ
かり聞いてくれると思つていたんですけども、ど
うも、まあ恐らくこの日本学術会議の問題で
ちよつとつまづいたやうな感じがすると思ひま
すよ。

これ、川内博史さんも提案していましたが、終
わらせることができるのは総理だけなんですけ
ど、これ、どういふふうに決着を付けられます
か。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 堀田会長とお会いさ
せていただきました。堀田会長と、この学術会議
問題について、国民から理解をされ、そしてより
良いものにしていくというところで一致していま
すので、そうしたことを進めながら考えていき
たいと思ひます。

○森ゆうこ君 ちよつと具体的に教えてくださ
い。何をやるんですか。

まず、今違法な状態だということではもう衆議院
でもさきさき聞かれましたけど、その御認識でよ
ろしいですよ。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 今違法な状態ではな
いと思つています。

○森ゆうこ君 でも、定員が充足されておられま
せん。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 先ほど申申し上げ
ていますけれども、この学術会議法の推薦に基づ
く全員の任命については、憲法第十五条第一項に
基づけば、推薦された方々を必ずそのまゝ任命し
なければならぬということではないという点に
ついては、内閣法制局の了解を得た政府の一貫し
た考え方であり、今回もその任命も法律に基づ
いて行つておりますし、過去にも定員が足りなかつ
たことはあつたんじゃないでしょうか。

○森ゆうこ君 いや、だから七条です。定員が決
まっています。今その状態ではない。

これ、じゃ、このままでいいとおつしやるん
ですか。

○閣務大臣（井上信治君） 学術会議の公日が定
日に満たない場合違法かどうかと、そういった御質
問だと理解をしております。

学術会議、定年制でありますから、任期の途中
で定年に達した場合など、そうするとその会員の
人数が満たさなくなる、こういった状態はありま
すから、必ずしも違法ではありません。

○森ゆうこ君 いや、しかし、日本学術会議が、
七条ですけれども、二百十人の会員をもつてこれ
を組織するといふことなので、今のたまたま不可
抗力で欠員が出た、またそれを補充するといふこ
とも書いてありますけれども、今はせっかく推薦
したものを拒否したからそういう状態になつてい
るんですよ。これを解決するのは総理大臣じゃな
いんですか。

○閣務大臣（井上信治君） 現在その定員を満た
していないという状態だとしても、これ、総理大臣
の任命も学術会議の推薦に基づいて任命をするわ
けですから、そういう意味では、改めて学術会議
がどのように考えるかということになるかと思ひ
ます。（発言する者あり）

○委員長（山本順三君） 井上閣務大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほどお答えしたつもりだったんですが、定員が欠けていたとしても、日本学術会議法上違法というふうには考えておりません。今までもそういったケースはあったということですね。

○森ゆう二君 総理は、学術会議、六人をそのまゝもう一回出してもらってきちんと任命すればいいと思いますよ。しかし、このままの状態を放置されるんですか、もう一回再推薦をしてもらうんですか、どちらですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) この九十九名を任命した時点において、八人の皆様については候補者じゃなくなっております。(発言する者あり)

○森ゆう二君 発言時間が私たちは制限されているので、一回の質問で答えてもらえますか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ですから、私自身、先ほど申し上げましたけど、執田会長とお会いをして、この学術会議をより良いものにしていくというところで一致をいたしました。今、井上大臣の下でそうした話し合いを行っていたいておりま

○森ゆう二君 じゃ、再推薦してもらおうと、そのときに条件を出すんですか。こういう人なら認めますよと、総理がこういう人なら任命しますよという条件を出されるんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ですから、学術会議がいい方向になるように、まず話し合いの中で進めていきたいと思いますし、ただ、推薦するのはこれは学術会議側でありますから、私自身がこれについて申し上げることは控えるべきだと思います。

○森ゆう二君 じゃ、同じ人を、改めて再推薦と違って同じ人を出してきたらどうするんですか。

○森ゆう二君 じゃ、憲法十五条第一項との関係でお聞きします。

さっき法制局長官が明確に答えられました。その全てを任命しなければいけないわけではない。しかし、まあ形式的な任命で、しかし国民との関係があるの、〇〇形式とは言えないので、法律の条文の関係で、ちよつとした、基づいてという、要するに国民に対して説明できないような人は任命できないという。この事務局の説明でも、会員の任命について、国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならぬことについて書いてあるんですよ。

だから、ごくごく限定されているんですが、総理は、これはどういう場合のことだというふうに思われますか。総理のお考えを教えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まず、この年間十億円の予算を使って活動している政府の機関であり、任命された委員は公務員となるわけであり、それから、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパランスの取れた活動を確保するために必要な判断を行ったということであり、私、そういう意味合いにおいて総合的、俯瞰的な活動というのを申し上げていました。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 森ゆう二さん、質問は委員長の名をもつてしてください。

○森ゆう二君 会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならぬというの、憲法、その総理の御説明の憲法十五条第一項、この関係からきていますよね。だから、任命拒否もできる、全てそのまま認めて任命しなきゃいけないものではないと、ここから説明しているわけですか。

だから、国民及び国会に対して責任を負えるものでないというのは、一体どういうときなんですか。

か。そんなこと、しよつちゅうあるんですか。だって、学術会議が責任を持つてこの基準に基づいて推薦しているんですよ。よほどのことがなければ、この意味は、総理が御説明になっている懸念のは、よほどのことがなければ日本学術会議からの推薦を断ることはできないということとを逆に言っているんで、そういう意味では総理の説明責任がありますよ。きちんと説明していただけないか。私の質問時間、もうこれだけに使うわけにいかないの、もっときちんと説明していただけないか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 先ほど申し上げましたけれども、この任命された委員は公務員となるわけであり、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うために、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパランスの取れた活動を確保するため必要な判断として任命をさせていただきます。

そして、個々人の任命の理由については、政府の機関に所属する公務員の任命であり、通常の公務員の任命と同様に、その理由については、人事に関するものであり、お答えを差し控えたというところであります。(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) じゃ、森ゆう二さん、いまだ一度質問をよろしくお願いいたします。

○森ゆう二君 きちんとみんなが納得できるような、国民が納得できるような、まあ、よほどのことがあって任命を拒否したんだというふうになんか思っていますよ。一体どんなことなのか。それ、実際に選んだ杉田さんに来てもらわれないと困るんですよ。総理、お分かりになりますか。具体的に分かっていないんですか。

じゃ、別な聞き方します。具体的にそういう、もうよほどのことと、総理もなるほど、これだからこの六人は任命拒否できないわという、よほど……(発言する者あり)あつ、任命拒否するしかないわという、よほどのことがあったというふう

に説明を受けたんですか、杉田さんから。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私、先ほど来、これと同じ答弁になるんですけども、任命された方は公務員になるわけであり、その前提で、社会的課題に対して提言などを行うため、専門分野の枠にとらわれない広い視野に立つてパランスの取れた活動を確保する、そういう必要の中で判断をさせていただいたということであり、(発言する者あり)

○委員長(山本順三君) 森さん、質疑を続けていただければと思います。

○森ゆう二君 この問題、これじゃ、総理、期待された国民の皆さんがもつとがっかりしていらつしやると思うんです。これも、私、これだけに時間費やすわけにいかないの、もう次行きますが。

国交大臣、NEXCO中日本の高速道路手抜き工事、重大な問題が報道されておりますけど、これについて今分かっていることを教えてください。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 本件につきましては、まず、発注者は日本高速道路株式会社八王子支社で、受注者は株式会社大島産業でございます。工事の概要、御存じだと思いますが、二〇一六年の熊本地震におきまして、ロッキング橋脚、この架かるような橋が落橋したという事象から、同形式の中央自動車道の本線をまたぐ橋、七つの耐震補強工事が、これが工事の概要でございます。

工事の完成間近ということで確認をしたところ、クラックが見付かりまして、十月に、見付かったことを受けまして、中日本高速道路株式会社から、受注者である株式会社大島産業に対してこの事実関係の調査指示を行い、この十一月二日に大島産業からの調査報告を受領したと報告を受けております。

同報告書では、施工不良により、この緑橋というところでありまして、緑橋の橋の台、下り車線側の橋の台にクラックが発生したことなどが報告をされておまして、その施工の不良の原因は全

て大島産業の管理不足が原因であるということなどが記載されているというふうに聞いております。

これを受けて、まず、中日本高速道路株式会社は、同社自身が施工不良箇所の再施工を行って、そして、昨日、株式会社大島産業に対して、施工不良が確認された箇所の損害賠償請求を行うとともに、施工不良の疑いのある他の橋梁の調査を開始させたというふうに伺っております。

また、同時に、過去十年間に国及び高速道路株式会社が発注した工事のうち大島産業が発注した同種工事についても、施工不良の有無の調査を開始しているところでございます。

国交省といたしまして、大変重大な事案にすぎないと思いますので、しっかりとこの調査結果を受けて、また高速道路株式会社と連携しつつ適切に対応してまいりたいと、こう思っております。

以上でございます。

○森ゆう二君 衆議院の山井さんから先ほどこのリストをいただいたんですが、今、現時点で、これ国上交通省からのリストです。大島産業が発注した緑橋と同様の工事リスト。過去十年以内、何件ありますか。

○国務大臣(赤羽一嘉君) これ今、ちょっと済みません。質問は過去十年以内に受注して完了したということでしょうか。九州地方……(発音する音あり)あつ、済みません、一十六、済みません、同じ表を持っております。二十六、これ、ただ、今精査中でございますが、二十六件というふうに思っております。

○森ゆう二君 これ、大変なことじゃないですか。第二の耐震偽装。物すごい数です。これ、ちよつとしたニュース見ただけでも大変人命に関わる重大な事案だと思いませんか、どういふふうに調査されますか。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 今、これはもう大変重大な事案につながるというところは、私もそうした緊張感を持って対応して、指示をしております。

先ほど申し上げましたように、まず九州地方整備局を中心に、その十年間の二十六か所について施工不良がなかったかどうかということも、工事の調査を開始しているところでございます。今、今回の事案につきましても、七つの橋のうち一か所が見付かりましたが、それ以外についても調査をしております。

この一か所につきましては、工事、任せないで、中日本高速道路株式会社自身でその修理、応急修理というか施工しまして、この辺についての損害賠償についてはもう既に立てておるところでございます。

いずれにしても、今回、この大島産業が関わった工事で重大な事故につながないように、しっかりと緊張感を持って厳しく当然のことながら対応してまいりたいと思っております。

○森ゆう二君 総理に伺います。

一部報道では、菅内閣の副大臣、あえて今名前申し上げませんが、この工事業者に関わっている圧力を掛けていたというふうな報道もございすけれども、もしそうだとするとこれも非常に大変なことだと思いませんか、内閣としてきちんとその辺の調査を予定ありますか。指示を出されますか。総理。

○内閣総理大臣(菅義偉君) このこと全体については私は承知をいたしません。

ただ、いずれにしても、今、国交大臣が徹底して今調べているということでありまして、まずは大臣から内容というのを私しっかり後で聞きたいと、こういうふうに思います。

○森ゆう二君 いや、これ大々的に、今日、各局、先ほどのお話のニュースでも朝のニュースでも報道しているんですけど、何にも、これ結構重大な問題だと思いませんか。これ、これ以上広がる可能性だってありますよね。政治家が関わっている、何の報告も受けていなかったんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ええ、報告はまだ受けていません。

今、赤羽大臣が徹底して調査をする、して

るという状況でありましたので、当然ある程度めどが立つたら私に報告があるというふうに思っています。

○森ゆう二君 総理は、官房長官としての最後の記者会見で、私もそれ見ました、配信動画、危機管理の官という感じで、随分記者さんたちから、まあ私から見ると持ち上げられている感じがしたんですけど、総理の御答弁を聞いていますしたら非常に自信を持っていらっしゃるというふうにも感じました。

総理は、官房長官として、七年八月です。大変だったと思うんですが、何よりも危機管理に重きを置いてやってきたというふうにおっしゃっているわけですが、その中で、九月十四日の記者会見の質問とちよつとかぶりませうけれども、どのようなことが記憶に残っているでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) まず最初にあったのがアルジェリアのテロ事件でありました。それから北朝鮮のミサイル、あるいは熊本地震とか、あるいは昨年の九月の大雨とか、台風による大雨とか、いろんな危機管理に直面してきたわけでありまして、私自身、内閣官房長官としての危機管理の責任者でありまして、夜も時間を問わずに地震とかそういうものがあるわけでありまして、緊張しながら、この七年八月はすぐ行くことができたというふうに思っています。

○森ゆう二君 今ちよつと後ろの方からどなたかがおっしゃいましたけれども、国家安全保障会議というのがございす。これはどのようなものでしょうか。総理。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 国家安全保障会議は、二〇一二年十二月の発足以来、危機管理を含む国家安全保障上の様々な課題について重要な役割を果たしてきたと思えます。私自身も官房長官として発足当初から議論に参加してきましたが、私の政権においても、この国家安全保障政策を機動的、戦略的にこれから進めていきたい、このよ

うに思っています。

○森ゆう二君 日本版NSC、国家の安全保障、非常事態、緊急事態、対処するために閣僚が集まって議論をする極めて重要な組織であります。総理は、官房長官のときに、先ほどアルジェリアの話はお話しになりましたけど、ダッラのテロ事件はどうでしたか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 御指摘の点については、当分、私は朝一番から必要な対応を全て行つた上で、当時、選挙戦の途中、中だつたというふうにも思います。安倍総理と相談をし、安倍総理が遊説を中止して官邸で陣頭指揮を執ることによって、私自身は当時秋生田副長官に職務代行を行っていたので、私は選挙応援に、一か所だけ出かけてきました。

○森ゆう二君 それはどこですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 新潟であります。

○森ゆう二君 四年前の参議院選挙、新潟は初めて一人区になって熾烈な戦いでした。総理がおいでになると、官房長官として、しかも、ダッラのテロ事件が起きて、今まさに当局が踏み込まんとする。NSCは招集された、国家安全保障会議、いや、まさか来ないだろうと、まさか選挙に来ないやねと。危機管理の要ですからね、官房長官は。――そのメモやめてください、それ。危機管理に対する姿勢を聞いているんだから。

まさか来るとは思いませんでしたけど、おいでになりました。正直、驚きました。どうですか、あのときの判断は正しかったと思われませんか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 実は、その選挙の最中でありましたけど、安倍総理は遊説を中止をして官邸で陣頭指揮を執る、私自身は選挙応援に出かける、そういう総理との間の中で判断をさせていただきました。また、この事件については、この事案に関する情報入手後、国内でできることを全て確認をし、官邸対策室を設置するなど、政府を挙げて情報収集と対応に当たる体制を整えた上で、現地からの報告をもつて対処しています。

政府として、当然人命最優先で取り組むと同時に

に、その一方で、選挙はまさに民主主義の根幹を成す重要なものであり、総理と相談をした上で、総理は遊説を中止して官邸にいて陣頭指揮を執る、そして、私は、内閣法の規定に基づいて官房副長官、現在の文科大臣を職務の代行に指定して、予定どおり新潟に赴任に行くことにいたしました。このため、御指摘の国家安全保障公議には私の職務を代行する当時衆生田副長官が出席をいたしました。

このように、しっかり体制を整えた上、まして最高責任者であります総理大臣が遊説を中止をして陣頭指揮に執るということになりましたので、私は応援に出かけて、それで帰ってきたと、そういうことがありました。(笑三する者あり)

○委員長(山本順三君) 皆内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そこは適切であつたというふうに思います。

○森ゆう二君 まあ人命最優先、危機管理が第一という菅総理の姿というか、コメントしませんが、これも。

それで、ちょっと確認なんです、これ、幹事会というんですか、四人国会台というんですか、この国家安全保障会議、議事録は取つてあるんでしょうか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 議事録はあつたようです。

○森ゆう二君 秘書官に聞いてもいいですから、もうちょっと正確に言ってください。これ、NSC、国家安全保障会議です。議事録は取つてあるということなんですか。国家の緊急事態、国の対処方針を決める大事な会議に議事録はあつたようです。一つ、一体何なんですか。もっとちゃんと答えてください。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 公文書管理法に基づいて議事録は作つて保存してあるということです。『発言する者あり』議事録はあつたようです。

○森ゆう二君 議事録を作らないと、官房長官として記者の質問に対して記者会見でたしか答へられたことがあつたと思います。

議事録は作らない、議事録はあつたということではないですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) ええ、そうです。

○森ゆう二君 いや、国家のテレビで見ている国民の皆さん、どうですか。国家の緊急事態、重大事態、大変なときに、国家安全保障会議が招集され、選挙の応援を理由にしてサボる大臣もいる。そして、議事録は作らない。

これこそ、先ほど連立代表代行が、文書主義、公文書管理法に基づき、後世にきちっと伝えられる、そういうことで決められている文書管理。そもそも議事録を作らない、こんな大事な会議なのに、これ適当ですか、変えた方がいいんじゃないですか。ないこと自体が信じられません、私は。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 公文書管理法に基づいて議事録の概要はしっかりと作つて保存をいたしています。(笑三する者あり)

○委員長(山本順三君) 皆内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 公文書管理法の第四條に基づいて、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が微妙なものがあつた場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなさいとなつています。で、文書は作成をして、概要を作つて保存をされているということです。

○森ゆう二君 議事録じゃないんですか。議事概要なんですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) そういう意味で、先ほど申し上げましたけど、意思決定に至る過程などが分かるような文書を作成しなさいとなつていて、その中で議事録の概要を作つて保存をしております。

○森ゆう二君 これ、大事な国家としての意思決定、概要という表現がちょっと私は理解できないんですけど、これきちんとどう一回運用を考へ直すべきだと思いますし、改めて、安倍政権以来、公文書の管理に問題が多過ぎます。今

口は取り上げませんでしたけれども、防衛省で文書の改ざんがあつたことも説明を受けておりますし、今後この問題をきちんとやつていきたいと思ひます。

ところで、小泉構造改革以来、規制改革ということで、総理も規制改革に取り組むということでございましたけれども、郵政民営化も含め、構造改革すれば、規制改革すれば日本の景気は良くなる、そして国民はみんなハッピーになるという話だったんですけども、菅総理、体どうなつていらっしゃるんでしょうか。

今の国民の皆様の生活はどのような状況なのか、構造改革、規制改革によつて国民の皆さんが豊かに安心して暮らしていらっしゃるのかどうか、その辺についての総理の御認識を伺います。

○国務大臣(河野太郎君) 人口が減り、社会が高齢化する中で、日本の経済を活性化するために、規制を改革し、日本の経済を前に進めていく、そういうための努力が必要だと思ひます。

○国務大臣(西村康稔君) 今年に入つてからは、コロナを機に経済情勢、意図的に緊急事態宣言で経済を止めたことでもありますので経済の状況は非常に落ち込んだわけでありまして、現状、消費も落ちて持ち直しつつありますが、そのコロナ以前の段階を考えれば、アベノミクス、まさに二本の足を推進することによつて、規制改革でもちろん新たなビジネスを生み出していくこともやりながら、成長と、そしてそれを、成長の果実を若い立場にある方々に分配しながら政策を進めてきた。

その結果、全体として総雇用者所得も上がつておりますし、最近でも家計調査、これ定額給付金の十の百も効いておりますので、所得は向上しているもの、所得、雇用の環境は改善してきているものというふうな認識をしております。

○森ゆう二君 アベノミクス七年、道半ば、ずうっと道半ばのままで、とうとう地方に、庶民に回つてこなかった、今でも言われますよ。そういう

う声、聞きませんか。

それで、じゃ、ちょっと結果を見せていただきたい。何かいい数字ないんですか。(資料提示)

どうして、総理、何でもかの国では平均賃金これだけ伸びているのに、日本だけが少ないんでしょうか。

○国務大臣(西村康稔君) 経済全般の話でありまして、まず、私から御答弁申し上げたいと思ひますけれども。

まさに、お示しいただいたグラフ、表は、十一年間、それを越える日本経済のデフレ、これがいかに深刻な影響を与えたかということを示しているものだと思います。言うまでもありませんけれども、九〇年代のバブル崩壊以降、リーマン・ショックを経て、長年のデフレによつて、企業は人件費を抑制することによつて事業を継続するということを続けてきたわけであります。それによつて、当然賃金が上がらない、消費も増えない、そうすると売上げが増えない、また賃金が下がる、この上がらないという、この言わばデフレの悪循環を繰り返してきたわけであります。そのことを踏まえて、まさにアベノミクス、安倍政権できて以降、政権交代以降、このデフレを脱却するということを目標として、雇用と賃上げ、これを中核に、政策の中核に考えてきたわけであります。最低賃金の引上げとか、あるいは七年連続の労使交渉による賃上げの実現、こういったことを通じて、それから、今年の四月からは同一労働同一賃金も実現、大企業で行われております。こういったことを通じて所得環境が上がつてきております。

そのグラフも、二枚目の時給のグラフもありまして、二〇一二年以降で見ますとプラスになつておりまして、まだ道半ばでしかありませんが、プラス三・八%となつておりまして、そういうことを踏まえて、更に賃上げを中心としたデフレ脱却を目指して取り組んでいきたいと考えております。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 安倍政権発足してか

ら毎年賃上げ二・五％というふうなことはやってきて
いることは御承知だと思います。さらに、雇用を
大幅に増やしたことも事実じゃないでしょうか。
やはり一番大事なものは、働く場所、雇用を増やす
ことだということに思っています。それと同時に
に、可処分所得を増やす、このことも政治の大き
な役割だということに思っています。

それで、この地方ですけれども、地方の地価は
二十六年間ずっと下がって放しだったんです。下
落続けてきましたけれども、昨年は二十七年ぶり
に上昇を始めたんです。それはやはりインパウン
ド政策が大きかったんだらうというふうな思っ
ています。今年に入って、コロナの中で非常に厳し
い状況になっていまして、少なくとも二十
七年ぶりに地価が上がり始めたところで、私自
身、七年八か月前官房長官やって一番うれしかった
んですけれども、今は残念ながらこのコロナの状
況でありますけれども、これを乗り越えてこの経
済をしっかり回していきたい、こういうふうな思
います。

○森ゆう二君 どの問題についても今のようなき
ちとと答弁を最初からしていただきたいなとい
うふうに思いますが、でも、今そうおっしゃいま
したけど、約八年も掛かって全然良くならないわ
けです。安倍さんもこの間までもう安倍政権の成
果とかが出ていたけど、もう全然良くならない
わけですね。

次のグラフを見てください。非正規職員、もう今
やもう四割近く、このコロナ禍で若干減ってはい
ますが、物すごく不安定な雇用で、昨日も
衆議院でお話があったと思います。だから若い人
たちは結婚もできない、子供もつけれない、つく
りたいと思う人がね。

この感傷を何とかしなきゃいけないのに、構
造改革、規制改革やれば良くなると言っていたの
に、全然良くならないのはなぜなんですか。そ
れに答えをストレートにいただきたいんです
よ、総理。いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) 非正規、確かに二〇〇

九年から二〇一九年までで四百十八万人、非正
規の方々が増えております。

ただ、内訳見ますと、このうち六十歳以上の男
女六六％、それから女性が二六％非正規、もちろ
ん女性も正規であった方がこれは間違いなくい
わけでありまして、雇用を生み出したという意味
では全体の所得は増えているということござい
まして、非正規が増えたというのはこういうよう
な側面が多いと。

もちろん、第二のその氷河期世代をつくっちゃ
いけないということで、先般も、私や文科大臣含
めて経済団体の方に是非とも来年の四月もしっか
りと雇っていただきたいという形をお願いは行っ
てまいりました。

○森ゆう二君 厚生労働大臣さうおっしゃいま
したけど、菅総理のブレーンは、つい先週のテレ
朝日、朝生でこんなことを言っていたしやいま
したよ。正規雇用と言われるものはほとんど首を
切れないんですよ。首を切れない社員なんて雇
えないんですよ。普通、それで非正規というのを
だんだんだんだん増やしていかなざるを得なかつ
た。こういう人がこれから経済と規制改革のアドバ
イザーですか。

総理、これどなたか、よくこういう話していま
すから、どなたか分かるでしょう。

○国務大臣(西村康稔君) いろいろ御意見はある
と思いますが、日本の雇用システムについて
いるような考え方はあると思いますが、直近はコ
ロナを機に非常に雇用も厳しい状況から今持ち直
しつつある状況だと思っております。大きな流
れで言えば、やはり将来の人手不足の予想も含め
て、これまでのコロナ以前の人手不足感も含め
て、正社員を増やすという動きも、大きな流れも
出てきております。

した動きを強化していきたいというふうに考えて
おります。

○内閣総理大臣(菅義偉君) どなたですか、教え
てください。

○森ゆう二君 竹中平蔵さんです。竹中平蔵さん
は今どういう立場ですか。そして、仕事は何と何
と何をしていますか。さういふことですか。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 竹中さんが具体的に
どのような仕事をされているかというのは私は承知
していません。大学教授とかさうしたものをやっ
て、評論家とか、経済評論とか、そういうこと
じゃないでしょうか。

いずれにしても、竹中さんに限らず有識者の方に
様々なこの成長戦略とか規制改革の会議には入っ
ていただいていますけれども、いろんな意見を聞
く中で私のところで判断をして、経済を良くする
ために取り組んでいるということでもあります。

○森ゆう二君 総理になられてから初めて公食を
された民間人は竹中平蔵さんというふうには承
知しているんですが、総理のアドバイザーという
かブレーンとしてのいろんな役をこれまでやって
こられました。今回も改めてお願いをしたわけ
です。さういふことですか。政府の中でいろんな役
職にいらしていらっしゃる。

ります。

それから、スーパーステイの有識者懇談会でこ
ざいますけれども、これはスーパーステイ構想を
実現するための制度の在り方を議論するものであ
りまして、その成果は全てのエリアや事業者にと
して活用される機会が開かれることになります。で
すから、この懇談会は特定の事業者を選定するな
ど利益処分を行う場ではないことから、竹中平蔵
氏のスーパーステイ構想有識者懇談会というの
は、まさに適切な人物であるというふうに思っ
ております。

○森ゆう二君 いや、私、全然質問していないん
です。竹中平蔵さんがこういう規制緩和の
会議に入っているのも全然問題ないわけであ
る。わざわざ説明しているの、何ですか。

○国務大臣(坂本哲志君) どういう役をやっている
らっしゃるかということを開かれたということ
で、この役をやっているらっしゃることであ
る。明をいたしました。

○森ゆう二君 規制改革をやっているけど、特別
にどこが利益を得るわけじゃないから問題ない
と。

つまり、利益相反のことを私がこれから聞くと
思ったんですね、大臣。

○国務大臣(坂本哲志君) あくまでも、今の有識
者会議あるいは国家戦略特区諮問会議、そのこ
とのメンバーの一人であるということをお説明を
したところであります。

○森ゆう二君 ありがとうございます。おかげで
議論が活性化できますね。

とにかく、規制改革関連の未来投資会議、規制
改革推進会議、もうどこを取っても金太郎あめ
たに竹中平蔵さん出てくるんですよ。

これ、もう一回言いますよ。正規雇用と言われ
るものはほとんど首を切れないんですよ。首を切
れない社員なんて雇えないんですよ。普通、それ
で非正規というのをだんだんだんだんだんだん増
やしていかなざるを得なかった。

じゃ、大臣、竹中平蔵さんというのは派閥大平

のバソラのどんな役をしているんですか。
○國務大臣(坂本哲志) バソラグループの会長でございます。

○森ゆう子君 規制改革して、どんどんどんどん非正規労働者が増えて、アベノミクス、大金持ちには更に大金持ちに、でも、庶民はますます苦しくなった。

ちよつと次の見てください。アベノミクスのおかげで確かに大金持ちの人は増えました。そして、更に純金融資産が増えました。すこいすね。ちよつとこれ、どうなっているのか説明してくださいませ、総理。

○國務大臣(西村康稔) お示しいただいたグラフでありますけれども、能力を發揮して、そして成功が報われて、そして所得や資産が増える、これは、つまり努力が報われることは私は悪いことではないと思います。起業したりいろんなことにチャレンジしていく、そういうチャレンジしようと思える社会はつくっていかたいというふうに考えております。

ただし、その上で、富裕層がより豊かになり、所得の低い人が貧しくなる、格差が固定化をされたりあるいは再生産されたり、あるいは許容できないような格差、これは生じないようにしていくことが大事だというふうに考えております。

そうした観点から、最低賃金の引上げを、この安倍政権交代後、百五十二円上げてきました、九百二十円まで来まして、引き続き、所得全体の底上げ、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○森ゆう子君 意味のない答弁ですね。現実見てください。景気全然駄目なのに、実体経済は、大金持ちが二〇一七年には百二十六万人、しかもその人たちが保有している純金融資産は二百九十九兆円ですよ。今社会のひずみがコロナによって物すごく大きく現れてきていて、もうこの間、同僚議員がみんな言っていますけれども、年越せないんじゃないか、シングルマザーは一日、食にしている、子供たちに食べさせるために、それが現実なんですよ、人々の。

○森ゆう子君 意味のない答弁ですね。現実見てください。景気全然駄目なのに、実体経済は、大金持ちが二〇一七年には百二十六万人、しかもその人たちが保有している純金融資産は二百九十九兆円ですよ。今社会のひずみがコロナによって物すごく大きく現れてきていて、もうこの間、同僚議員がみんな言っていますけれども、年越せないんじゃないか、シングルマザーは一日、食にしている、子供たちに食べさせるために、それが現実なんですよ、人々の。

この大金持ちが更に大金持ちになったアベノミクス、何でもかんでもか、金融。先ほど白さんがやりました。ちよつと官製相場じゃないですか、日銀の。こんな異常なこといつまで続けるんですか、総理。

○國務大臣(田村憲久君) 多分、年金を運用しているGPIFも、株、国内株を投資しているというところでグラフの中に入れていただいているんだと思いますが、もう御承知だと思えますけど、GPIFの場合は、もう専ら被保険者の利益のために、まあ言うなれば将来必要な年金の給付を長期的な観点からこれを確保するというところでやっております。ただいま国内債券、非常に高くなっております。

そういう意味では、高いものを今一定の比率で持っておりますと、将来的には値が下がる可能性がこれは高いわけでありまして、そういう意味でポートフォリオを見直しております。結果的に、分散投資というものをやった結果、国内株が比率が増えておるといふことでございまして、これは被保険者の方々の利益を考えた上でこういう形を取らせていただいておりますという形でございします。

○森ゆう子君 それは官製相場ですから、これはいつまでも続けれませんよ。何と云うのか、私、総理には就任直後に、もう皆さんコロナで大変でしょうと、もう何とか皆さん一人一人に手が届くようにその対策やりますという強いメッセージを出していただきたかったの、自衛、共助、公助でしよう。この間ずっとお話を聞いて、何でこんな自衛で言うんだというなと思つて。伊吹文明さんの話ですね、これ。

これ、自民党の皆さん、今ほとんどこういう考えなんですか。自衛、共助、公助でできるのに私は自衛ができませんという自称弱者が次々出てきて、自衛がしている人の果実をかすめ取っていくと社会は成り立たなくなる。自民党はこんな考え方なんですか、総理。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、私自身が口指す社会像として自衛、共助、公助、こうしたものを掲げました。さらに、自衛、共助、公助、そして自分自身でできることを私、中し上げています。やはり自分自身でできることは基本的にやっぱ自分自身でやるというところは大事なところじゃないでしょうか。そして、地域や家族で助け合つて、そしてその上で最後は国がセーフティネットとしてしっかり守ってくれる、そういう信頼される社会、そうしたものを目指したいと思っております。

例えば、今コロナで大変です。しかし、コロナの中でも、二密を避けるとかあるいはマスクをするとか手洗いをすると、自分のできることは、まずそこからスタートすべきじゃないでしょうか。そうした中で共助、公助と。今はコロナで大変だといふことで、政府としても大胆な財政支出動をさせていたたいいます。こういう中で、やはり誰一人取り残されないようにしていくのが、やはり私はこれが政府の役割だといふふうに思っております。

○森ゆう子君 それができないから、手が届いていないから、みんなこの予算委員会でも提案しているんですよ。人親支援であるとか、休業給付の充実、拡大であるとか、それからもうボナナス払い、ローンのね、住宅ローンの、それから奨学金、対象になつていない学生さん、払えない、もうそういう悲鳴が毎日毎週地元からは、食堂やつていける人たちが、もう本当毎日連絡来ますよ。これをどうにかして、予備費を使つても、今すぐある制度を拡充して対応してほしいと、対応してくれと、こういうことを今総理が指示すべきじゃないんですか。指示してください。

○國務大臣(田村憲久君) 一人親家庭も含めて大変厳しい状況があるというのは我々も認識しております。もちろん、自衛、共助、公助というのは何でも自衛というわけではないわけでありまして、やっぱり働いていただくというところは大変重要である。仕事があれば、ハローワーク等々いろんな対応、それから求職者支援制度でありま

すとか生活困窮者自立支援制度、こういうようなものもあります。雇用保険等々の共助というものもあります。もちろんセーフティネットという最後の、あつ、ごめんなさい、生活保護というセーフティネットもありませんか。

そんな中において、我々も状況はいろいろと勘案する中において、一人親家庭において、コロナ禍でございましてから緊急特例の給付金をお出しをさせていただいたり、それから小口の資金等々もいろいろと、これは融資でありまして、住民税非課税世帯で所得が下がつておられる方はその半額は御返済が免除されるようなそういう制度でありますけれども、そういうものをやっておりますわけでありませう。

これ、今までやつてくる中において、これから状況を見ながら、この後どうするかということも含めて検討をしております。ちよつとでございます。

○森ゆう子君 早くやつてください。いつまで検討しているんですか。具体的にもう我々は提案していますよ、昨日、長瀬さん、そして山井さん、要望に行つたと思ひますけど。

○國務大臣(田村憲久君) いろんな御要望、例えば休業支援金の方も含めていろんな御要望をいただいております。与党からも一人親対策等々の御要望をいただいております。

そのような御要望をいただく中において、もちろん現状をしっかりと見据えなきゃいけませんけれども、必要があればこれに対してはしっかりと検討を進めてまいりたいと思ひます。

○森ゆう子君 総理、必要があれば検討する、今国民がみんな困っているのにまだそれなんですか。千億、そのために積んだんじゃないんですか。具体的に我々提案しているんですよ。総理がすぐやれと指示していただければ助かるんですよ。いや、お金持ちの人はいいんですよ、困っていないんだから、みんな困っている人たちが本当に大勢いると云っているのをちよつとよく調べてもらえませんか、総理。

○内閣総理大臣(菅義偉) 政府としては、やはり今般しい状況の中にあつて雇用を守つて事業が継続できるように、最大二百萬円の持続化給付金、最大四千萬円の無利子無担保融資の措置、こうしたことを進めています。

こうしたものも行き渡るようにしたいと思ひますし、また、GOTOトラベル、持続化給付金、雇用調整金、さらには、今厚労大臣からお話ありましたが、一人親支援、様々なことを関係間でこれは相談しながら、新型コロナウイルスが経済に与える影響を始め内外の経済動向を注視して、この新型ウイルス対策に万全を尽くし、経済を回復させるために、そこはちゅうちよくなく対応するべき等、必要な対策というのは講じていきたいと思つています。

○森ゆう二君 困つてゐる、生活に困つてゐる皆さんが今の総理の言葉を聞いて安心してくださつたでしょうか。

もう少し対策をパッケージにして、これで安心してくださると、みんな分かりますし、これでもうしたいと思ひますし、持続化給付金、当初から問題になつていました。最初に申し込んだ人たちが、全然対応してくださらず、とうとう例のサービスデザイン協議会が何か通知を出したんです。二週間以内に入らなものを山してこないとう打ち切ると、ちよつとひどいじゃないですか。ひど過ぎますよ。どうですか、分かりますか。あつ、経産省だ。

○國務大臣(梶山弘志) 今お話をしましたのは不備解消依頼書というものが届いたということだと思ひますけれども、申請に不備がある方につきましては、これまでも複数回にわたり、メールやはがき、マイページにて不備修正の御依頼、御案内を差し上げ、サポート会場、コールセンター等で相談対応を行つた上で、できる限りの不備解消ができるよう対応を継続してきたところでありまして、しかしながら、申請内容の不備修正をお願いしてから長期間返答がない方を含め、要件を満たすことを示す書類等を十分に確認できない方、最

期間です。できない方たちに対して、不給付要件に該当すると思はれる方が引き続き多くいらっしゃるということでありまして、こうした十四日以内の不備修正をお願いする不備解消依頼書を送りつけているものでありまして、不備が解消できた場合には給付の対象となります。これ、ずつと四回かけているけど連絡がない、そしてまた、修正をお願いしているけれどもその修正の書類が来ないという方たちに対してこういうものを送らせていただいているというところであります。したがって、審査の一方的な打ち切りとの御指摘は当たらないと考えております。

○森ゆう二君 それは、経産省の話と、まあサービスデザイン協議会の話と、その申請している人と、主張全く違ひますね。しかも、その不服申立てをそのサービスデザイン協議会がやると、それ、ちよつとおかしくないですか。さんざん待たされて対応してもらえない、その不備の理由も教えてもらえないという、そういう、相変わらずあるんですよ。ちよつと経産省、もう少しきちつとやつてくだされ。

○國務大臣(梶山弘志) これは申請があつて審査があつて給付ということになります。そして、まあ、九九%ぐらい審査通つています。その中にまあ不正受給なんかもありましたけれども、九九%通つてゐる。残りの一%でなかなか書類がそろわないという方にこういうものを送らせていただいているということ、これで対応していただければお支払をするということでありまして。

○森ゆう二君 まあ一方的で、そのいろんな問題点が指摘されていたところが最後までそういうことをやるといふのはおかしいということを重ねて申し上げたい。

最後に、原案についてお聞きします。カーボンニュートラルのために、原発、ほとんど再稼働するんですか。新潟柏崎刈羽六、七号機、全部審査通りました。総理の方針を教えてください。

では、高い独立性を有する原子力規制委員会が科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しい水準の新規規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元と理解を得ながら進めていく、これが政府の基本方針です。

○森ゆう二君 パネルは、今の新潟県知事、自民党が応援した知事です。こういう広告を出して当選しました。地元は七割の人が反対です、新潟県民は、ごり押ししないでくださいね。

○國務大臣(梶山弘志) 正規の手続に従つてこつたことをおさけていただいておりますけれども、現在、新潟県において検証委員会のプロセスが進められてゐるものと承知をしております。政府としてこの検証委員会のプロセスについてはコメントすることは差し控へたいと思ひます。

○森ゆう二君 原発処理水はどうするんですか。○國務大臣(梶山弘志) 九年前の原子力発電所事故以来、原子力を見る目は大変厳しいものになつてゐると私も思つております。私も福島県茨城県東海村から七、八キロのところに住んでおりますし、今まで理解があつた方もなかなかやっぱ理解していただけないということで、ハードルは上がつてゐるのは肌で感じてゐるところであります。これは、今、信頼回復の、技術的にも、また地域の皆さんの信頼も回復していく期間であると思つております。

そして、この事故後にできた規制委員会、そして新たに作つた規制基準においてこういった審査をしてゐるということでありまして、それを通つたものはしっかりと動かしていくということなんなんです。ALPS処理水の件に関しまして、科学的な知見に基づいた提言をいただくとともに、ALPS処理水の安全性や処分に伴う風評被害への懸念、国際社会や消費者への情報発信の必要性等の御指摘をいただいております。広く国民の皆様から貴重な意見を頂戴できていると考えております。十月二十三日には、様々な場面でいただいた御意見の整理を行い、関係省庁に対して更に検討を深めることを要請したところであります。

まずは、こうした議論を踏まえて、関係省庁において更に検討を深めていくことが大切であると思つております。敷地が逼迫する中、いつまでも方針を決めずに先送りできないのも事実である中で、丁寧な議論とのバランスを取りつつ、適切なタイミングで政府として責任を持って結論を出してまいりたいと考えております。

○森ゆう二君 事故の検証もできていない、核のごみの捨場もない、でも原発再稼働を行う。そして、ALPS処理水、ほかにも方法があるのに検討せず、放出しようとしている。とても国民のために働く内閣だとは思ひえない。

厳しく対峙していくことをお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(山本順三) 以上で森ゆう二さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三) 次に、二之湯智君の質疑を行います。二之湯智君。

○二之湯智君 自民党の二之湯智です。まず初めに、九月十六日に第九十九代菅義偉内閣総理大臣が誕生いたしました。テレビ、新聞のマスコミは、秋田県の農家出身で、地元の高校を出て上京、働きながら大学に通ひ、今日の地位にまでたどり着いた、たたき上げの苦学人であると、秋田県初の総理大臣の誕生を好意的に報道をいたしております。

東北出身の総理大臣は、戦前は平民宰相原敬、そして二人の海軍の軍人でありました斎藤實、そして米内光政、戦後は鈴木善幸総理大臣であるわけでございます。そして、菅総理は東北で五人目の内閣総理大臣、秋田県では初めての方であるわけでございます。総理は、高校を卒業して東京へ出て、念願として大学に通ひ、それから神奈川県で地元の同会議員の秘書として随分と苦学された、このように思ふわけでございます。血縁のないこの地域で一生懸命頑張つて横濱の市会議員になり、そして因政に進出して今日の地位まで上り詰められた、

では、現在、日本には約九十万人の研究者がいる中、学術会議を構成する約二百人の会員、そして二千人の連合会員は、それぞれどのように選ばれているのでしょうか。会員は、連合会員からの持ち上がりが七割、そして残りは現在の会員と連合会員の推薦から選ばれております。そして、連合会員というのは会員の推薦で選ばれます。これでは結局、国民には本当に分らず、密室で選んでいるということになっているのではないのでしょうか。

外国人の会員が認められております。そういう形で多様性の確保に寄与していると考へられるところでございますが、一方で、日本学術会議が取り組んでおります男女比率や、あるいは年齢、あるいは地方別の会員数、これらに配慮しているかどうかについては確認できておりません。

以上でございます。

いるところでございます。
委員御指摘の点につきましても、必要に依じて
検討課題としていくことになるものと考えており
ます。

○二之湯智君 報道によりますと、学術会議の公
員の選考に關しては、百五名の推薦名簿を学術会
議が正式に提出する前に、あらかじめ内閣府の日

本学術会議事務局を通じて官邸とも選考の考え方についてある程度の調整が行われていたようでありまして、大西元会長もそうした話をされている

○二之湯智君 国立大学は、以前は国の機関であり、文科省の一部でしたが、二〇〇四年に国立大学法人となり、いわゆる独立法として独立の組織となったわけであります。これにより、学長の裁量で自由な経営もできるようになり、民間の寄附も受け付けやすくなりました。さらに、大学ごとの業績も外部から非常に評価しやすくなったのではないのでしょうか。

学術会議は長らく国の機関であり、現在は内閣府の一部ですが、この学術団体が国の機関となつ

ている例は国際的にも非常に珍しいと言われております。こうした形骸のままでは、過去において南極観測や原子力研究の導入、特に南極観測隊は、戦後一十一年後に学術会議が是非とも南極観測隊をやるべきだということに強く政府に申し入れてそれが実現したわけでございます。私も中学一年か二年のときに、南極観測隊「三谷」の記録映画を学校の映画鑑賞で見たことありまして、大変感動いたしました。そういう輝かしい学術会議の歴史があるわけでございます。

そういう中で、今回、いつまでも国の機関であつては提言機能も活性化しづらく、国民の期待に応えることができない、そういうことになっていくのではないですか。むしろ、今回、こういうことを契機に独立行政法人にしたり、あるいは公益社団法人のような形を取って、必要な会員の補助金を国から交付する形を取った方がよいのではないかと考えています。

井上担当大臣にその点をお伺いいたします。
○国務大臣(井上清治郎) 日本学術会議は、国の予算を投ずる機関として、科学の観点から社会的課題の解決に向けた提言をしていくなど、本来発揮されるべき役割を適切に果たし、国民の皆様にも理解される存在であり続けることが重要であると考えています。

学術会議の堀田会長からは、学術会議の提言機能や情報発信力、国際活動などにおいて検討すべき課題があるというところで、解決に向けた道筋をしっかりと検討いただこう、私から会長に要請をいたしました。

(委員長退席、理事藤川政人君着席)
御指摘の点も含め、学術会議の組織形態についても様々な御意見があるものと承知をしております。私としても、学術会議を所掌する大庁として、学術会議が発揮すべき機能を適切に果たすことができるようにするという観点から、学術会議の組織形態も含めて、堀田会長と連携して共に未来志向でしっかりと検討してまいりたいと思っております。その際、自民党においてもプロジェクトチーム

ムにおいて検討しているところであると承知しており、そのような御議論も参考にしたいと考えています。

○二之湯智君 学術会議の質問はこの程度にいたしました。今月の十一月一日に大阪で大阪府構想の是非を問う住民投票が行われたわけでございます。結果は、前回五年前と同じように、市民の方は大阪市の廃止に反対、特別に四つをつくる大阪府構想にノーの答えを突き付けたわけでございます。

しかし、ある程度、この政令指定都市の在り方、さらには道府県と政令指定都市の在り方の問題、大都市はどうあるべきかと、こういう問題については、菅総理も感想を述べられていたように、私もある程度地方問題について考えるいい機会を与えてもらったのではないかと、このように思っています。

私も政令指定都市市会議員を経験した一人といまして、府と京都市の間の権限の問題あるいは財源の問題、あるいはこの政令指定都市の中から選ばれている府会議員の存在の問題、こういう問題はかねてからずっといろいろと書かれておりますけど、なかなかこの制度の改正ができないわけでございます。

今日、ぜんだつてのこの新型コロナウイルス感染症等の特別措置法は、都道府県の知事が、応急口となつておるわけでございますけれども、感染症にかかった患者さんは政令指定都市の中の人の方が多いためです。そういう中であつて、非常に、今回、政令指定都市市側から、もう少し政令市の方に、国の方は都道府県と政令市と二つの窓口をつくつてもらった方がより効率的ではなかったのではないかと、こういうことも意見もあるわけでございます。

したがって、大阪府構想は駄目になりましてたけれども、依然としてこの政令指定都市と道府県の問題、いろんな地方の制度、自治体の在り方の問題について課題は多いわけでございます。そういう面で、この横浜市の市会議員として、政令

都市の市会議員として経験のある菅総理にその点も含めてひとつお考えを承りたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 新型コロナウイルスを含む感染症への対応に当たっては、かねて厚生労働省から、都道府県と保健所設置市及び特別区は相互に連携して感染症対策をお願いをするよう、行方ようお示しをしたところでございます。その上で、感染症の発生時の自治体間の連携の在り方については情報提供を強化していくべきではないかと、この指摘もあり、関係省庁において検討を進めています。

また、政令指定都市に関しては、事務権限等の点で都道府県との関係で課題があると指摘をされております。詳しくは総務大臣が答弁させていただきますが、これまで制度改正を行ってきたところであり、今後も必要な対応について検討してまいりたいと思っております。

○国務大臣(武田良太君) 我が国の指定都市制度は、かつてありますけれども、人口規模が都道府県並みである指定都市に対しては事務配分等の特例を認めておりましたが、そのこと自体が都道府県との関係で課題を生じさせているとの指摘もあるところであります。

こうした課題に対処するために、最近では平成二十六年、この両市、指定都市と都道府県が政策を調整する場を法制化する等の措置を講じてまいりましたけれども、今後とも、御指摘のとおり、必要な対応について検討してまいりたいと存じます。

○二之湯智君 質問の通告はないんですけど、やはり調整会議があまりなくても、なかなかそこは県の職員と政令市の職員とのいろんな調整争いがあつてうまく機能していないという問題あります。さらにまた、政令指定都市に都市計画の権限が移りまして、大都市のその行政がなかなか府県との間でうまくいかないということもございまして、そういう面も含めて、これから大都市の在り方、都道府県との在り方、こういうことについて、生命努力をしていただきたいと、こ

のように要望しておきます。

ところで、まだアメリカの大統領選挙の結果が判明しないようございまして、法廷闘争に持ち込まれるというような、そんな報道もあるわけでございます。

四年前はトランプ大統領が誕生いたしました。就任式の前に安倍総理はトランプ大統領を訪ねて、そして個人的な信頼関係を築かれたわけでございます。古くは、安倍総理と、また、いや、中曽根総理とレーガン大統領の個人的な関係、やはり、国際政治において首脳同士のいわゆる個人的な信頼関係を構築するということは非常に両国の友好親善にとって重要であるということが分かったわけございまして、安倍政治の継承をする菅総理におきまして、これから、どちらになられるにしても、どうやってこのアメリカの首脳との個人的な関係を築かれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 日米同盟は、日本外交、安全保障の基軸であり、インド太平洋地域と国際社会の平和、繁栄、自由の基盤となるものであります。米国の大統領選挙の結果にかかわらず、日本としては、引き続き米国の緊密な連携していく考えに変わりありません。

その上で申し上げれば、私も総理就任後に米岡を含むG7、中国、ロシアなどの電話会議を重ねてきました。また、先般のベトナム及びインドネシア訪問では、ソック首相、ジココ大統領、ASEAN閣僚会議に向けた連携も含め、対面でじっくり意見交換をし、首脳間の信頼関係を構築することができたと思っております。

引き続き、各国首脳との信頼、協力関係を更に発展させ、積極外交を展開していく決意であります。

○二之湯智君 次に、定額特別給付金、いわゆる十万円に、国民にひとしく配付された件についてお伺いしたいと思います。

第一次補正、第二次補正の効果を踏まえて更に第三次補正も講ずる必要があると思っておりますが、

この十万円のお金が経済対策として盛り込まれたわけですが、見えてきません。これは、そのときに人々が連帯して一致結束し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならぬ、このため、感染拡大防止に徹底し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うということ、十万円を皆さんに給付されたんですが、やや抽象的な表現で、どうすればいいんだということ、この十万円をもらった方は大変有り難かったと、そして、まあこれはかなり迅速に、約一か月くらいで多くの、もう全ての国民に給付されたことは私は高く評価したいんですが。

さて、この十万円の使い方ですね、麻生財務大臣は、十万円がほとんど消費されずに預金に回ったということ、これはもう少しこのお金を使って経済をうまく回してほしいという意味に発言されたと思うんですが、この点に關しまして麻生財務大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎) 御記憶かと思えますけれども、あのとき十万円と二十万円と二つあったので、貧しい方々に二十万円という一十万円という二つに意見が分かれた。結果として一十万円になったことは御記憶のとおりですが、あの結果、四月、四月一六日の数字を、今出てきていますけれども、いわゆる可処分所得、家庭内における使える金という意味ですけれども、この家庭内の可処分所得というのは、去年の四月一六日は七十六万円が今年、約七十八万円が今年、約八十六万円、約八兆円ぐらい、いわゆる可処分所得が増えているというので八兆増えた。あれ出したのは十二兆です。しかし、八兆増えていることは間違いないですね。

（理事藤川政人君退席、委員長着席）
しかし、同時に、今度は景気が悪い、先行き分からぬと、こんなものを使っちゃたらえらいことになると思う人だっているんじゃないですか。それから、それは貯金したと。逆に、消費も減ったというので、減った消費が約八兆円。プラスマイナス十六兆円増えています。というところ、

ところが、一番私の気になるところで、あれが貸しに家庭にうまく三十兆行けば、あつ、十兆円行けば、その間は多分、この可処分所得、貯金に回るよりは目先の金に使う分が多かったんではないのか、そちらの方が効果があったんではないかなと思いますよ。

ただ、あのとき、まだマイナカードとかそういったようなものがまだ普及して、まあ今でも普及しているとは言えませんが、そういったものができていけば極めて迅速にばつと二十万が使えるんだと思うんですが、残念ながらそういう状況になっておりませんので、今のところでは十万円一律というのは最も早いということ、それでも、一か月、まあ二か月近くたつたところもあるんですが、そういったことになりましたので、このいわゆる、何というんですかね、いわゆる特別定額給付金というものの使われ方というものの、また配分の仕方等々につきましては、これは考える余地があるのではないかと、私どもは基本的にそう思っています。

消費喚起という意味におきましては、あの十万円使っている消費に回していただいた方もいっぱいいらっしゃることは確かですし、いろいろ家庭電化製品が売れたとか、電気代の付いた、モーターの付いた自転車やたら売れたとか、いろいろなものがあることは確かですけれども、少なくともこういったようなものがもう少し消費に回るといふことをちょっと考えにやいかぬのかなというの、これはあの十万円に限らせませんけれども、使われていくという方法を今後考えにやいかぬと、この感覚という感じが持っています。

○二之湯智君 続きまして、持続化給付金の給付の方策について質問したいと思っております。
今回、余りにもこの手続に多くの費用が掛かり過ぎたんだと、こういう批判があるわけですが、私も二、三の市の担当者に聞きますと、本来ならば市の商工会の人間がこのときこそ頑張るべきだと、言ったのに、安易にどうも第三者に委託してしまつて、ある市では商工会議所に四、五人の方が

一月か二月泊まり込んで、そして実際に申請した数は本当に数十件だったと。もうこれでは本当に多くの費用が掛かつた。そのときこそ市の職員が、あるいは商工会議所の職員が頑張るべきではないかと、こういう意見を聞くわけですが、いままで、今回のこの給付の方法について、どういう点が足らなかつたのか、どういう点を反省すべきか、こういうことが分れば、ひとつ経度大臣にお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(橋山弘志) 持続化給付金のこの事業の遂行に当たりましては、受託者であります民間事業者だけでなく、委員御指摘のとおり商工会や商工会議所にも協力をお願いしております。申請に当たつての事業者からの問合せの対応や手続のサポートをいただく等、様々な機関との連携の下で実施をしてきたところであります。

その一方で、本給付金事業の制度設計の段階において、商工会、商工会議所はコロナ対策により大幅に増加した相談への対応や持続化補助金の執行、商工会、日本政策金融公庫といった金融機関は実質無利子無担保の融資等の業務により手いっぱいでありました。また、数百年社に対する現金給付についてノウハウを有していなかったという点でもあります。

加えて、今般の持続化給付金の執行に当たりましては、最大時で、全国で一万人を超える、一口当たり一万人を超える大規模な事務局体制を構築する必要がありました。

今後、コロナ危機のような緊急事態にどのような体制で対応していくべきかという点については、こうした実態や政府全体におけるデジタル化についての検討状況なども踏まえながら引き続き議論をしてまいりたいと思っております。

や請求書などの押印のために出社すること、これが相次いだということです。さらにまた、会社ではデジタル化が進んでいるのに役所に提出する書類は紙で、しかも押印する必要があるということ、わざわざ出社しなければならないという話もありました。

本場に押印、書類に押印し、紙で提出しなければ成り済ましなどの不正を防止できないかを考えるべきでありますけれども、前例の踏襲は許されないと、このように思うわけがございます。

一方、住宅ローンのような契約の場合には、成り済ましを防止するという意味で電子押印を含め何らかの押印が求められることは道理がありまますし、表彰状や感謝状に押印がなくパソコン入力された文字だけというのは味気ないということですね。

まあ、押印というのは長い間の伝統であり、文化でもあるわけですね。しかし、時代の變遷によつてそれに代わる手段が生まれてきていることも事実です。要は、形式的に押印を求めることはやめよというところが河野大臣の言う「廃止の趣旨ではないか」と考えますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(河野太郎) おっしゃる通りに、行政が民間から求める手続の中で認め印を求めているものがございまして、これは全く個人の認識にならないわけではございます。これはもう前例でやっているだけでございまして、できれば今回やめたいというふうに思っております。

印鑑登録をしているもの、あるいは銀行などに登録した印については今回廃止することも考えなければいけないと思っておりますし、例えば民間での契約書というのは印鑑証明を要するものもたくさんございます。いずれデジタル化が進めば電子認証にこうしたものも置き換わるということが将来あり得ると思いますが、今回はまず行政の手続に關して個人認証にならない認め印をできれば全廃したい、そのように考えているところでございます。

○二之湯智君 次に、日本海側の大和堆周辺での

中国船の違法操業について御質問したいと思いま

す。
我が国の排他的経済水域、いわゆるEEZ内には、日本海中央部に位置する大和堆周辺では、最近、中国の違法操業が非常に急増していると言われております。それに対して北朝鮮の数は減ったけれども、中国が非常に増えてきて、そして十月二十日現在で三千八百二十八隻、既に昨年一年間の二倍以上になっていると言われております。

そんな状況の中で、水産庁は、イカやスルメイカやカニなどを捕っている漁師に対して、まあまあ、当面この地域は自粛するようにと、このようにことを要請したと言われております。イカ釣り漁に従事している方からは、これは自宅の庭先に泥鰌が入ってきたのに近づくなどということだと不満を述べているという報道もあるわけでござ

います。
そういう面でも、むしろ中国側に抗議するのが本意であるのに、逆に自粛するとはどういうことだということになるわけでござります。主権国家として何もしないというのは非常に情けない、こういうことですね。もし水産庁の取締り能力を越えているのであれば、水産庁の取締り能力を上げた

り、海上保安庁の巡視船の対応をお願いして、そして連携してそういう違法操業をやめさせるように努力をしなければならぬと、このように思うわけでござります。

日本海側のいわゆる漁民の方と大変親しい関係にある野上農林水産大臣に見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野上浩太郎君) お答え申し上げます。
大和堆周辺水域におきまして、本年は十月三十一日で延べ二千九百七十八隻の外国漁船等に退去

警告を行っておりますが、お話をしましたとおり、そのほとんどが中国漁船ということでありま

す。
船の漁期が始まる前の五月から、これら二隻を始め大和堆周辺水域に漁業取締り船を重点配備しております。また、漁業取締り船と巡視船との配備の見直しなどを行い、海上保安庁との連携強化を図っているところであります。

このような中、九月二十九日には、大和堆西方の我が国排他的経済水域内におきまして漁業取締り船が北朝鮮公船を確認したことから、我が国漁船に対して一時的に一部水域からの移動を要請したところでありまして、今回は自粛期間が長期にわた

りまして漁業者の皆様は御迷惑をお掛けいたしました。その後、安全確保のめどが立ったことから、十月二十八日から段階的に自粛要請を解除をいたしました。

外国漁船等の違法操業につきましては、外務省において外交ルートを通じて中国等に対して中入れを行っており、農林水産省としても、令和三年

度中に新たに二隻の大型漁業取締り船を就航させ、取締り能力を強化することといたします。また、海上保安庁との一層の連携の強化を図り、漁業者の皆様は安全に操業していただけるよう万全を期していく考えであります。

○二之湯智君 今、大和堆のことについて大臣からお話を伺ったわけでござりますけれども、中国では海上法の執行機関として日本の海上保安庁に当たる海警局がありますけれども、これが、かつては非軍事組織であったけれども、最近では中央軍事委員会の指揮下にある武装警察部隊に編入をされたわけでござります。日本の海上保安庁と異なるわけでござります。

今日のNHKの朝のテレビのニュースによりまして、中国の海警局に武器使用の権限を与える法律が草案中だと、もうこういうようなことが行われておりますけれども、特に尖閣の問題、我が国の固有の領土、中国もそのように我が国の領土だと、こういうことを主張しているわけでござりますけれども、そういうところの尖閣周辺で漁業を営んでいる漁民が中国海警局の公船によって武力の威嚇を受けたら、まあ武力攻撃されるというよ

うなことはないでしょうか。日本政府としても、この海上保安庁の組織の在り方、体制の変更というんですかね、そういうことも考えていかなければならぬんじゃないか。

つまり、海上保安庁の上には国土交通大臣になるわけですね。しかし、今日、海上保安庁の役割というのは非常にもう変わってきているわけですね。この辺について、四士交通大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 今お話をいただきましたように、我が国周辺では、大和堆にしても、尖閣諸島周辺の海域でも様々な対応が推し進められているところでござります。加えて、頻頻、激甚化する災害対応で救済、救済警備等々の業務もあるところでござります。

こうした状況を踏まえまして、平成二十八年の十二月に海上保安体制強化に関する方針を決定していただきました。同年から大型の巡視船十二隻、測量船二隻、また航空機六機の増強整備に着手をしております。また、定員につきましても約八百名増やしていただいております。

野上大臣からお話ございましたが、引き続き、水産庁、また防衛省、また外務省など関係省庁とは切れ目のない対処が可能となるように、本省レベルと現場海域の双方で情報共有を含む緊密な連携協力体制を構築しながら、引き続き、領土、領海を断固として守り抜くという方針の下に、また、事態をいざというときにエスカレーションさせないように冷静かつ毅然とした対応をしてまいります。こう考えております。

○二之湯智君 次に、地方創生について総理の考え方を聞きたいと思っております。
私、地方創生という言葉ですね、これは、何となく、この言葉が本場に日本語としてあるのか、ないのか、あるいは調べる必要がありまして、広辞苑にはなかったんです。同辞典にはなかったんです。ようやく広辞苑に出てくるのは平成三十年の第六版で、新たに作り出すという意味で創

生という言葉が出てくるんですね。
私は、こういう言葉よりも、地方というのはかつては非常に栄えていたわけですね。活気があったわけですね。特に明治の初めなんかは広島県が人口第一位、そして明治五年のときには新潟県が第一位、その頃の日本海側の都市はそれぞれ人口も多くなって経済が活発であつたわけですね。すけれども、その後、太平洋側に人口が移ってしまつたわけですが、かつては栄えていたから、その廃れた町を再び再生しようというので、私は地方再生という言葉の方がよかったらいいのではないかと、このように思っております。

そういう面でも、本場に地方というのは現実には今大変です。私、今年のお盆過ぎに鳥取県倉吉の方へ行ってきました。本場に、家内と旅館出て、町行ってお茶の一杯でも飲もうかと三つたけれども、喫茶店はないし、人は歩いていないし、本場にこれ鳥取県の第三番目の町かなというふうな、そんな感じがしたわけですね。そういう面でも、もう今や地方は衰退から消滅に近いかつてきているんじゃないかと、このように思っております。本場に何とかしなきゃならぬと、このように思っております。

そういう面でも、地方出身で市議員経験者の皆総理に日本再生についての意気込みをひとつお聞かせをいただきたいと、このように思っています。
○内閣総理大臣(菅義偉君) 活力ある地方をつくる、その一員としての私は今私には変わるところがなく、人口減少や東京・横浜中、こうしたもたらす危機について、委員と危機感は一緒であります。

新型コロナウイルス感染症を機に地方に関心が高まっております。たしか先月だったと思っておりますが、東京から地方に行く方の方が数多くなつたという、そういう報道がありましたけれども、まさに東京・横浜中の流れを変えようために、地方の生活環境というのをこれからもしっかり良

いものにしていく必要があると思っております。そのために、各地の観光や農林水産業など成長できるよ

うなことはないでしょうか。日本政府としても、この海上保安庁の組織の在り方、体制の変更というんですかね、そういうことも考えていか

なければならぬんじゃないか。

つまり、海上保安庁の上には国土交通大臣になるわけですね。しかし、今日、海上保安庁の役割というのは非常にもう変わってきているわけですね。この辺について、四士交通大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 今お話をいただきましたように、我が国周辺では、大和堆にしても、尖閣諸島周辺の海域でも様々な対応が推し進められているところでござります。加えて、頻頻、激甚化する災害対応で救済、救済警備等々の業務もあるところでござります。

こうした状況を踏まえまして、平成二十八年の十二月に海上保安体制強化に関する方針を決定していただきました。同年から大型の巡視船十二隻、測量船二隻、また航空機六機の増強整備に着手をしております。また、定員につきましても約八百名増やしていただいております。

野上大臣からお話ございましたが、引き続き、水産庁、また防衛省、また外務省など関係省庁とは切れ目のない対処が可能となるように、本省レベルと現場海域の双方で情報共有を含む緊密な連携協力体制を構築しながら、引き続き、領土、領海を断固として守り抜くという方針の下に、また、事態をいざというときにエスカレーションさせないように冷静かつ毅然とした対応をしてまいります。こう考えております。

○二之湯智君 次に、地方創生について総理の考え方を聞きたいと思っております。
私、地方創生という言葉ですね、これは、何となく、この言葉が本場に日本語としてあるのか、ないのか、あるいは調べる必要がありまして、広辞苑にはなかったんです。同辞典にはなかったんです。ようやく広辞苑に出てくるのは平成三十年の第六版で、新たに作り出すという意味で創

生という言葉が出てくるんですね。
私は、こういう言葉よりも、地方というのはかつては非常に栄えていたわけですね。活気があったわけですね。特に明治の初めなんかは広島県が人口第一位、そして明治五年のときには新潟県が第一位、その頃の日本海側の都市はそれぞれ人口も多くなって経済が活発であつたわけですね。すけれども、その後、太平洋側に人口が移ってしまつたわけですが、かつては栄えていたから、その廃れた町を再び再生しようというので、私は地方再生という言葉の方がよかったらいいのではないかと、このように思っております。

うに支援をしていきたいと思ひます。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の創設も行ってきたくてあり、特に企業版ふるさと納税を使うことによって企業が地方に関心を持ってもらえる、そうしたことも私自身望んでいるところでもあります。

こうしたことを通じて、地方の所得を引き上げて地方の経済を活性化してまいりたいと思ひます。

〇二之湯智君 東京一極集中を打破して、そして地方を再生しよう、よみがえらせようというのは、やっぱり管内閣の私は大きな柱ではないかと思ひます。そのために、この省庁移転というののも一つの大きな柱ではないかと、このように思ひます。

なかなかこれ、省庁移転というのはいまよくないですね。私の地元の京都では、文化庁の移転ということで、本来、今年が本格的に移転したけれども、新型コロナウイルスの関係、働き方改革関係で庁舎の竣工が遅れて、来年、再来年にずれ込むかも分かりません。

しかし、そのときに、省庁移転について役所から突き付けられたこの条件、なぜそこなのか、移転しても同以上の機能が発揮できるのか、そして受入れ条件が整備されているのか、こんな都市をですね、こんな都市を日本全国探してもどこがあるかということですね。こういう条件を付けておいて、そして省庁移転、どこか手挙げたらどうですか、こういうことでは、もう最初から中央省庁のお役人さんはやる気がないと、相当これ政府が真剣に取り組まないと私はいけないと思ひます。

たまたま京都の場合は古い都で文化財があったと。そこで、文化庁なんかは適当ではないかと、このように言われていますけれども、文化庁が京都にいて、どれだけ京都が活性化するか、これはまた問題がございそうですが、やはり京都以外の地方が手を挙げて、そして役所を移転させるというのには至難の業だと、このように思ひます。

が、そこは管総理が、行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打破しよう、こういう総理でございいますから、やはり省庁移転を積極的に進めていただきたと、このように思ひますが、いかがでございましょう。

〇國務大臣(坂本哲志君) 中央省庁の移転の取組につきましまして、先生の御地元であります京都における文化庁の全面的移転や徳島におきまして消費省庁の恒常的拠点の設置等、ほか、研究機関、研修機関等におきまして拠点の設置や共同研究の開始等を通じて地方創生の効果が現れ始めているというふうにも承知をいたしております。

京都の方は、今日おられましたように、京都府警、そして新たな文化庁のビルも今建設しております、二〇二二年には、二百五十人程度の文化庁職員、全部移転する予定でございします。

令和元年の十二月に閣議決定されました第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、これらの取組について、二〇二二年の翌年の二〇二三年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等につきましまして総合的な評価を行いまして、これを踏まえて必要な対応を行うというふうにもされております。

まずは、二〇二三年度中の総合的評価に向けて具体的な成果が得られるよう、関係省庁におきまして、総合戦略を踏まえ取組を著実に進めていただくとともに、有識者からの意見も考慮しつつ、取組のフォローアップを確実に進めてまいりたいと思ひております。よろしく御協力をお願いいたします。

〇二之湯智君 次に、文化を活用した日本の再生というところについてお伺いしたいと思います。

管総理は品川氏の天下洲エリアを御存じでしょうか。私もそんなところで初めて行きました。かつては倉庫街だったらしいんですが、かなりウオーターフロントというのが開発されて、非常ににぎわいのある町でございまして、いわゆるデザイン経営の成功事例であると、昔行ったサンフランシスコのフィッシャー・マンズリーフをほうふつとさせるような、そんな天王洲でございまして。

そういう面でも、今全国で文化を生かした町づくりをやっているところ、こういうことで、いろいろと関係者に話聞きますと、またそこにもまたいろいろな規制があるんですね。先ほど申しました天王洲でもこの辺の規制には非常に苦労したと、そういう話があるわけですね。海浜、運河、河川、ダム、こういうもので、こういうところは非常に親水機能が人々に癒やしを与えるという、非常にいい町づくりであるわけではございしますが、これも、こういう面でも、なかなかこの規制がひびく、うまく町づくりができないということ、是非とも検討チームを立ち上げていただきたいなと。

それから二つ目は、アジアのアート市場。これはなかなか注目されておまして、ああいう辺りにフリーポートや保税倉庫を拡充することも非常に必要ではないかと、このように思ひます。現在、アジアのアート市場の中心である香港が、ああいう状況でございしますから、なかなか香港は今急速に魅力を失いつつあると、そういう面でも、香港の金融機能だけではなくて、アート市場の存在感が薄い日本に香港に取って代わるような絶好のチャンスじゃないかと、言われております。

是非とも文化庁の方でもこういう面でも、生懸命取り組んでいただきたと。

そして最後に、公共空間における芸術作品を設置するいわゆるパブリックアートを本格的に導入したかどうかということをお伺いしたいと思います。

アメリカやフランスなどアートが社会的に定着した国は、パブリックアートの法が、アートが法制化されているわけですね。ちよと今年、十一月三日にですね、文化の日、このときに、パブリックアートの普及、振興を提唱されてきたと、なびの会長の滝さんが文化功労者になったという、これはパブリックアートの非常に高く評価されたということでありまして、こういうことも町づくりのために是非とも力を尽くしていただきたと。

と、このように思ひます。

さらに、管総理は官房長官時代に非常に日本の文化を観光に生かそうということで一生懸命努力されたんですね。赤坂の迎賓館、なかなかこれ入れない。東京へ来たつて赤坂の迎賓館は外側だけしか見ることができなかったけれども、これが入れられるようになった。京都でも、御所の中の和風迎賓館あるいは京都御所、こういうところも管総理の尽力で一般の国民に開放された、こういうことでございします。京都の二条城、これは国宝がもういっぱいありますから、なかなかこれを使うことができない、この国宝の中でもお茶会をすることができたり、そういうことで非常に京都の観光が文化財を活用して活性化したという実績もあるわけでございます。

そういう面でも、地域の魅力を向上させるためにも、一生懸命、文化財の活用ということも非常に重要になってくるんじゃないかと思ひます。特に、町づくりのためにこの文化の位置付けというものを真剣に考えていただきたと、このように思ひます。ぜひとも、そういう面を含めて総理のお考えをお聞かせをお願いいたします。

〇内閣総理大臣(菅義偉君) 委員御指摘のとおり、文化活動を通じて社会の創造性を高め、地域の魅力を向上させることは重要なことであると考へております。

今後の取組に当たって、公共空間に芸術作品を設置するパブリックアートのアイデアについても十分参考にしていきたいというふうに思ひます。

〇二之湯智君 あと幾つか質問はあつたわけですが、質問をしようとしたことを申し上げまして、せっかく役所の方で作っていたいただいた答弁が、かすことができなかった、私も発言の機会を失うことになりましたけれども、

いすれにいたしましても、冒頭申しましたように、非常に異色な内閣総理大臣が誕生したわけ

ございまして、そしてそれは、何と申しますか、非常に細かいところに、あつ、こんなところにもっと気配りをしなきゃならぬかというようなことがよく分かる総理大臣でございまして、ひとつ是非とも人に頑張ってもらいますよ、心よりお願いいたします、私の質問を終わります。

○委員長(山本順三君) 以上で二之湯智君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(山本順三君) 次に、上野通子さんの質疑を行います。上野通子さん。

○上野通子君 自由民主党の上野通子でございます。本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まだまだ日に見えないコロナウイルスとの闘いが続く中でございますが、本日は、新しい生活様式における持続可能な社会に向けての取組についてを全体のテーマとして、まず持続可能な社会の担い手となる子供たちの教育の在り方、次にSDGsの取組について、そしてウェルビーイングについて、順次この観点から御質問させていただきます。テレビの時間が押してまいりますので、早口になつてしまふことをお許しいただきながら、大臣からの御答弁も簡潔にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、今後の持続可能な日本の社会の担い手となる子供たちの教育環境について、菅総理にお伺いします。

資料一を御覧ください。(資料提示)

日本は明治以来、百五十年にわたつて、いわゆる読み書きそろばんの基礎学力をしっかりと育み、紙ベースの教科書とノート、そして黒板とチョークを使用する、主に教科書との知識をしっかりと覚える教育を主流として、同時に、知育だけでなく徳育と体育とのバランスの取れた教育内容がなされてきました。

もちろん、明治スタンダードのこの日本の教育は、これまで世界有数の科学技術力、そして教育

水準の高さによって高度成長を成し遂げて、他国からも評価されてきました。

ところが、今回の新型コロナウイルスへの対応として、ステイホーム体制の中で、いや応なくオンライン授業を進めることに直面し、学校現場のデジタル化が世界的にも遅れていることを実感するとともに、令和のスタンダードとして教育のデジタル化を円滑に導入していく必要性を誰もが感じたと考えています。

もちろん、教科書を用いての対面による授業の重要性は、私も教育の現場に立っていた教師の一人として十分理解はしております。しかしながら、教育のデジタル化がかなり遅れていることも事実でございます。

急激に変化する時代の中で、資料の下にも書いてありますが、STEMAMといって、科学、技術、工学、芸術、そして数学などの教科等の横断的な学習や、個別最適な学びと協働的な学びの充実に必要であり、今年度から開始の学習指導要領においては、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるようにすることが求められていると明記されております。まさに日本の学校教育の人転換期が今だと思ひます。

そこで、学習指導要領に沿ったワイズコロナ、アフターコロナの教育の在り方について、総理にお伺いします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 教育は今後の我が国の社会を担う子供たちを育むものであり、どのような家庭に生まれても安心して教育を受けられる環境において、一人一人の多様な個性や能力を最大限伸ばしていくことが必要であると考えます。

特に、デジタル社会の進展を見据え、一人一台のIT端末を活用し、オンラインと対面による教育の良さを組み合わせながら、それぞれの子供に最適な教育を実現することが重要であり、教育再生実行会議において議論を深めてまいりたいと思ひます。

○上野通子君 ありがとうございます。

総理のお言葉の中にもありましたが、学校教育におけるデジタル化というのは、対面とオンラインのハイブリッド化です。それを進める上で、昨年度から四十八億十億円を投じたGIGAスクール構想は一過性の施策に終わらせるわけにはいかないと思ひます。そのために、財源と人材という教育にとって最も大切な資源の徹底的な見直しと再配分は必要ではないでしょうか。

資料二を御覧ください。

例えば、資料一にあるように、財源については教材整備指針に基づく地方財政措置を見直しして一人一台タブレットの環境の維持費に充てていく再配分や、時間についてはカリキュラムの見直しやSTEMAM教育や個別最適化などの学びを推進するための再配分を行う裁量権の見直し、さらに人材については多様な人材確保そして再配分をするなどの取組、この表だけでも見直しが必要なものばかりだと思います。

このように、学校教育に投じる資源、特に財源、時間、そして人材を抜本的に見直し、その再配分、再配置を行っていくことこそ現場におけるGIGAスクール構想が持続可能な形で実装するのではないのでしょうか。

また、いかなる緊急事態が生じてても学びを今回のように止めるわけにはいきませんので、ICT教育の環境整備は絶対必要なものと思われまふ。しかしながら、高校はまだ依然として進まないのが現状でございますので、高校の方もしっかりと支援していかないとと思ひます。

あわせて、教育のデジタル化の進展やコロナウイルス禍の対応を踏まえて、子供たちの学びを止めない教育環境の確保とともに、何といつても一番必要なのは段階的、計画的に三十人学級などの少人数学級への取組を進めることだと思ひます。

過疎地とか地域ではもう三十人以下のクラスも多々ありますが、都会ではまだまだ三十人以上で密になったまま授業を行っているところも多々ございまして、

そこで、高校を含むGIGAスクール構想の加

速化、そして義務教育段階での全ての学校が少人数化が実現できるような、実現について、文部科学大臣にお伺いします。

○国務大臣(萩生田光一君) デジタル化の推進は、質の高い教育を実現する上で必要不可欠です。このため、文部科学省としては、高校生も含め全ての子供たちに対するICT環境整備が急務と考えております。

GIGAスクール構想に基づいて、高等学校も含め学校ICT環境の一日も早い整備に向けて最大限努めてまいりたいと思ひますが、小中学校と違って、高校になりますと、かなり、教科書とかが、あるいは職業高等学校なども含めると目指す方向が変わってきますので、小中学生のような同じスペースのものを一人一台配ればよいということじゃなくて、より子供たちに合ったものを整備していくという必要があると思います。その単純なる一人一台じゃなくてですね、学校でもいい学びができるようなことも含めて関係の皆さんとしっかりと対応していきたいと思ひます。

また、ICTを活用した個別最適な学びを実現するとともに、新たな感染症の発生など、今後どのような状況においても子供たちの学びを保障することが必要であり、地方一団体を始め現場からの少人数学級の効果や必要性の声は大きく、二、三は高いものがあります。

特に、GIGAスクール構想の下、一人一台端末を活用した個別最適化指導が可能となります。教育の更なる質の向上を図るためにもきめ細かな指導を行うことが求められていることから、ICTの活用と少人数による指導体制を車の両輪として、令和の日本型学校教育の構築に全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○上野通子君 文科大臣、ありがとうございます。

今おっしゃっていたので、余り繰り返す時間はないんですが、特に教育のハイブリッド化、これの実現は喫緊の課題ですからデジタル化を進めていただいたいと思ひますし、もちろん高

校では専門性がありますので、その専門性に合ったハイブリッド化実現、よろしくお願いいたします。

また、指導者である教師を含め、専門性のある指導者もなんですが、なかなか自分の教えやすい教え方等をまだ習得していない方々もいらっしゃるから、その指導の、指導者の教え方、さらには児童生徒の学び方の見直しと更なる進化、これも大事なことであります。そして、何よりも少人数で学ぶ体制づくり、これが喫緊の課題だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、未来の教室プロジェクト事業について、梶山経産大臣にお伺いします。

GIGAスクール構想は数年前から準備がされてきており、省庁間の横の連携も取られていますが、中でも、二〇一八年から世耕元経産大臣の下で経産省が学びの教室プロジェクト事業を打ち出して、五年計画で学びのSTEAM化と学びの個別最適化を進めるために文科省とも協力していただいてお伺いしております。

現在三年目ですが、その現状、さらには今後学びと社会の連携促進のための事業をお考えになつてお伺いしておりますので、どのような計画なのか、併せて経産大臣にお伺いします。

○国務大臣(梶山弘志) 経済産業省では、二〇一七年の学習指導要領改訂に対応して、未来社会のつくり手を育む教育改革を実現するために、教育産業と連携しつつ、自動車やロボットなど様々な産業界の協力も得て、二〇一八年より未来の教室実践事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、一人一台のパソコンやデジタル教材の活用など、エドテックを利用した教育の個別最適化、社会課題を題材にして文理融合型の探求学習に取り組むSTEAM教育プログラムの提供を希望する学校現場で実施をしております。

五か年計画の三年目となる今年度は、成果を全国に普及させるために、全国小中高の二二%に当たる四千三百三十三校の学校を対象にしたエドテック

の試験導入を実施するとともに、中高生に向けたSDGsなどの社会課題を題材に六十三テーマのSTEAM学習コンテンツを開発し、来年二月には公開をする予定であります。

今後、未来社会のつくり手を育む教育改革に向けて、文部科学省や学校現場、産業界と協力して貢献をしてまいりたいと考えております。

○上野通子 大臣、ありがとうございます。

このような省庁横断で横の連携を取って支援していただくこと、大変うれしく思います。ほかの省庁でもかなりのところで文科省協力してくださっているとお伺いしておりますが、これからの知恵と財源も出していだいて、各省庁横断で子供たちに応援していただきたいなと思います。ありがとうございます。

続きまして、今経産大臣のお話の中にもありましたが、SDGsと、皆さんも御存じだと思いますが、このSDGsの政府としての現在の取組状況について、茂木外務大臣にお伺いします。

○国務大臣(茂木敏充) 政府としては、SDGsより積極的に推進するために、二〇一六年に総理を本部長としますSDGs推進本部設置をいたしました。SDGs実施方針であったりとかSDGsアクションプランを定めて取組を進めているところであります。

御案内のとおり、十七の目標があるわけですが、上野委員には、文部科学副大臣時代始め、特にその十七の中でも教育、そしてジェンダーの問題に熱心に取り組んでいたというのと、これは敬愛を表したいと思っております。

確かに日本でも認知度が上がってきているわけでありまして。特に、委員が重視する若い世代、十代、二十代の認知度が上がっているんですが、認知をしていない層であったりとか、認知をしているんですが、具体的な行動に移れないと、移れない、結び付いていない、こういう人が半数以上を占めると、こういう調査結果もあるわけでありまして、認知度の向上というものが各分野での具体的な成果につながって、また、具体的な成果が出

ることによって認知度が上がると、こういう好循環、アクションオリエンテッドな認知度の向上に努めていきたいと思っております。

○上野通子 大臣、ありがとうございます。

SDGsの目的は地球全ての人々の幸せの実現を目指すものでございまして、是非ともこれからの目標達成に向けて国としてもどんどん取り組んでいきたいと思っております。

また、今、茂木大臣のお話の中にもございましたが、若手、そして子供たちの環境、現場ではどうなのかということ、次に、教育現場におけるESDやSDGs教育の現状と若手研究者への支援について、文部科学大臣にお伺いしたいと思います。

実は、このSDGsを教育の中で学ぶことこそ、まさに持続可能な社会の担い手を育むための一番大事なことで私には思います。既にユネスコが行っているESDと違って持続可能な開発のための教育は、多少の温度差はあっても小中高の現場では以前から学習活動の中で取り入れられていた。しかし、ユネスコ・スクール中心の傾向が、あつて、まだまだ全ての学校には浸透していないのが現状でございます。

一方、大学はといいますと、大学におきましてはSDGsの認知度は大変高く、現在、多くの大学で課題解決のための学術研究や社会貢献活動を通じてSDGsに資する取組が行われております。

こうした取組を更に加速するためには、研究活動を支える柔軟な人材の確保と育成が不可欠でございます。

そこで、資料三を御覧ください。しかしながら、博士課程への入学者の推移を見ますと、社会人を除いた人数で比較した場合、十五年間でほぼ四割減という危機的な状況に陥っています。修士課程は横ばいの現状ですが、修士後は博士課程へ進学するのではなく就職を選択するケースが増えているわけで、その背景としては、博士課程に進学した場合に十分な経済的支援を受

けられる見通しが立たない、また、博士号を取得後、十から十五年たつても任期付きの不安定なポストに就いている教員の割合が多く、研究者としてのキャリアパスに不安を感じるといった切実な声が寄せられています。

こうした現状を早急に改善し、社会から求められる優秀な人材が、経済的にもしっかりと支援し、将来不安を抱くことのない、博士課程に進学し、経験を積み、研究成果を上げて高度な研究活動に専念できるように、すなわち中長期的な観点で持続可能な研究体制を構築することが喫緊の課題だと思っております。

そこで、文部科学大臣に、小中高におけるESD、SDGsへの教育の取組、そして優秀な若手研究者が腰を据えて研究できる持続可能な支援体制の強化についてお伺いします。

○国務大臣(萩生田光一) まず、持続可能な開発のための教育の重要性を踏まえて、先生からも御披露いただいたユネスコ・スクールを中心に、今まではESD推進拠点として指導してまいりました。しかし、これ、全国で千校弱ということで、今までは何かこのESDというのは特別なもののように見えただけで、学習指導要領に明記をしたことによつて、これもうかなり、一般的になつてきたと思っております。そこで、ESD推進の手引の改訂などによりその推進をしっかりと図ってまいりたいと思っております。それをきっかけに、全国の学校においてESDが実践されるように取組を深めてまいりたいと思っております。

また、研究者の件ですが、御指摘のとおり、博士課程への進学率が年々減っております。その背景には、経済的な問題や研究者としてのキャリアパスに対する不安があることは十分承知しております。将来を担う若手が安定したポストに就きながら研究に集中できる環境を早急に整備する必要があります。

このため、志ある優秀な若手が経済的な不安を抱かずに進学できるように、関係府省と連携して、例えば博士課程学生に対するフェローシップ

とキャリアパス確保を一体として実施する大学への新たな支援策を令和三年度の概算要求に計上するほか、競争的研究費から研究活動への適正な対価の支出を促進する等の方策により、まずは修士から進学者の半数が生活費相当額を受給できるようなことを目指すとともに、シニア教員の皆さんには外部資金を取っていただくという付加価値への転換をしていただくというポストが空いてきますので、こういった間接経費を活用した若手研究者への任期なしポストの提供、若手研究者ポストの確保に積極的に取り組む大学に対する運営費交付金の傾斜配分などを、取組を総合的に進めて、若い皆さんに博士課程に進んでいただくことができるきっかけづくりを増やしていきたい、そう思っております。

○上野通子君 ありがとうございます。

今後中小中高におけるSDG、SDGの教育の充実、さらには、今大臣から詳しくお話ありましたが、若手研究者が苦しみごとく、どんどん研究を進められるような支援体制の強化をしていただかないと、まさに若手研究者が持続可能な状態になってしまいますので、よろしくお願いいたします。

次に、総理の政治理念とSDGの理念についてお伺いします。

総理が所信表明の中でおっしゃった自助、共助、公助、そして共済により、国民のために働く内閣として改革を実現し、新しい時代をつくり上げていくという政治理念は、SDGの掲げるリープ・ノー・ワン・ビハインド、誰一人取り残さない、そして地球上の全ての人の幸せを実現し、持続可能な地球をつくり上げていくというSDGの理念とまさに一致する日本版SDGと考える気がしますが、総理はどう思われますか、お伺いします。

あわせて、コロナの経験を経て、我が国が今後主体的に取り組むことが重要であるSDGs、先ほど外務大臣からお話ありましたが、この目的達成へ向けた総理から国民へのメッセージ

をよろしくお願いたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、誰一人残さないとの考え方を指導理念としており、これは自助、共助、公助、共済という私の目指す社会像にも沿うものであると思っております。新型コロナウイルスによって人間の安全保障が脅かされ、国際連帯の強化が必要であります。同日標達成も念頭に、保健分野など、途上国を支援するとともに、多国籍主義を推進していきたいと思っております。

政府としては、関係者と緊密に連携をし、オールジャパンで取組を加速し、国内外で目標実現に向かってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○上野通子君 総理、ありがとうございます。

日本版SDGがまさに総理の政治理念であり、また、今、国民の皆さんにSDGをしっかりと取り組んでいくという力強いメッセージ、ありがとうございます。

次に、ここからウエルビーイングについての御質問になりますが、まず経済指標と国の成長戦略とウエルビーイングについて、西村経済再生担当大臣にお伺いします。

ウエルビーイングという言葉を御存じでしょうか。恐らく、今の状態は皆さんお察しになっているのでウエルビーイングではないかと思っておりますが、日本ではより良く生きるとか幸福とか訳されていますが、実は私たちが感じる幸せには二つの種類があります。一つはハピネス、これは感情的な幸せな状態、余り長続きはしない幸福のこと。

もう一つはウエルビーイング、これは身体的、精神的、社会的に良好な状態のことで、長続きする満足や幸せのことです。

そもそも、人間が幸福であり健康であり、福祉を享受することができると、そのことを大切に考えるのがウエルビーイングですが、現在、世界中でウエルビーイングという概念が注目されています。例えば、アイスランドのカトリン・ヤコブスドッティル首相が、経済成長の指標にとらわれない

環境や家庭を重視する予算編成を各国政府に呼びかけました。そして、英国スコットランドのニコラ・スタージョン自治政府首相や、ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相も其唱し、この三名とも女性の首相ですが、いずれもウエルビーイング政策の推進を掲げ、昨年五月、ニュージーランドのジャシンダ・アーダーン首相は、い早くウエルビーイング・パジェット、幸福予算を発表し、国の成功は経済面からのみ測れるものではないとし、予算の焦点を経済財政政策のみではなく、他の事項に拡大しました。

この資料はニュージーランド財務省作成のダッシュボードですが、未来を見据えた資源として四つの分野と、現在の幸福を測る物差しとして十二の分野と、十八の指標が定められています。二〇二一年には見直しと更新を行うことが既に予定されているようで、このように幸福予算は今後もニュージーランドで継続していくようです。

成長戦略において生産性向上やマーケットシェア拡大を目指すことも重要ですが、成長戦略の究極の目的は生活の質を改善すること、まさにウエルビーイングを実現していくことではないでしょうか。

一方で、日本はどうでしょう。今後、ウエルビーイングの視点を入れながら我が国の成長戦略を考へていくべきかがどううか。経済再生担当大臣にお伺いします。

○国務大臣(西村康稔君) お答え申し上げます。上野委員御指摘のように、政治の大きな役割の一つは、まさにこのウエルビーイング、これを、お一人お一人の幸福を実現することにあるというふうに認識をしております。

実は、今年七月に閣議決定しました骨太の方針におきましても、こういう記述をさせていただいております。成長の果実を広く分配する中で、誰一人取り残されない、国民の一人一人が包摂的で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長を実現していく。その上で、さらに、骨太の方針

にはまさにウエルビーイングという言葉が明記されておりまして、人々の満足度やウエルビーイングを見える化し、分野ごとのKPIに反映する、こういう書き方をしております。御指摘のようなウエルビーイングの考え方を踏まえた政策運営を行っていくことと考えています。

その上で、成長戦略においても、まさに健康寿命の延伸、それから、先ほど来御議論あります時代に合った教育機会の確保、それから高齢者や女性が活躍できるような多様な柔軟な働き方の拡大、さらには、まさにICTを使うソサエティ5.0時代に向けた人材育成、こういったことに関連した指標をKPIとして設定をし、その実現のために政策を取り組むこととしております。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、人生や幸せ、あるいは家族との過ごし方、人とのつながり、こういったことについて改めて考え直し、価値観が大きく変わるきっかけともなっております。例えば、多くの方がテレワークを経験して、家族と過ごす時間の重要性を再認識されたり、あるいは、必ずしも東京の真ん中にいないと仕事ができないというわけじゃないと、都会にいないきやいけないわけじゃないということで、地方移住を、関心が非常に高まっております。

こうした状況も踏まえつつ、御提案をしっかりと踏まえまして、受け止めて、まさに全ての人が豊かさを実感できる、そうした経済政策、実践してまいりたいというふうに考えております。

○上野通子君 大臣、丁寧に御答弁いただき、ありがとうございます。生活の豊かさを考えて、そしてまた、骨太にウエルビーイングという言葉を入れていただきまして、ありがとうございます。

実は、自由民主党の方でも、党本部の政調の方に、この度、日本ウエルビーイング計画推進特命委員会を立ち上げさせていただきまして、私もずっと関わっていたんですが、もう今朝も委員会やりまして、先週もやらせていただき、もっと、何が足りないかって、やっぱり認知度が足りない

のが、滑りやすいかと思ひます。ウエルビーイングといふ地方で言つても全く何のことか分からないような状態です。人々の豊かな生活、生活の質を良くするということをもっと発信していきたいと思ひますので、どうぞ回として忘れずに政策に生かしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

今の話の続きになるんですが、実は今日の特命委員会の方で、内閣府がやっております生活の質、満足度の報告書の説明を伺つたわけでございます。そのことについてちょっと質問させていただきますが、内閣府では、毎年二月に生活の質、満足度に関する調査を行つています。そして、今年五月にもコロナ感染拡大の中で満足度の調査もしました。それらを合わせて、これまでの四次にわたる報告書を取りまとめていきます。これらの調査分析を今後どのように生かしていくのか、そしてまた、各分野の政策はウエルビーイングを念頭に置いて進められるべきと考えますが、大臣はどう思われますか。担当の坂本大臣、よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(坂本哲志) 上野先生におかれましては、今言われましたように、自民党の日本ウエルビーイング計画推進特命委員会の座長として大変な御尽力をいただいております。今朝も熱心な審議をされたということで、心から敬意を表したいと思います。

国連やOECDといった国際機関におきまして、ウエルビーイングに関する調査分析や指標作成を通じて、GDPという経済的な側面だけでは捉えられない豊かさや生活の質、満足度を描き出すとする試みが今活発化しております。内閣府では、二〇一九年以降、ウエルビーイングに関連しまして、満足度・生活の質に関する調査を実施しているところでございます。例えば、本年九月に公表いたしました報告書では、三つのことを例に挙げています。まず労働時間が短いことは生活の満足度が高い傾向にある。それから大学進学率が高い県は教育の満足度が高い傾向にある。さらに健康状態の満足度が高い県は平均寿命が長い傾向にある。こういったウエルビーイングに関する分析結果を取りまとめたところでございます。

今後、満足度調査を着実に実施する等によりまして、関係省庁のウエルビーイングに関する取り組みを後押しをしてまいりたいというふうに思ひますので、是非これからの御指導をよろしくお願ひいたします。

○上野通子 坂本大臣、ありがとうございます。是非とも、ここでもちゃんと積み上げてきたこの調査を各省庁に発信していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今度は、海外で起きていることを一つ例を取らせていただきたいと思います。井上科学技術担当大臣にお伺ひします。

今まさに、何度も言いますが、持続可能な社会を目指すこと、ウエルビーイングな生き方を進めていくことが注目されています。各分野や各業界でもウエルビーイングを目指す取組がスタートしています。

昨年十月にハンガリーのブダペストで、世界の科学者が参加して世界科学フォーラムが開催されました。その会議で、科学技術の目指す方向性として、サイエンス・フォー・グローバル・ウエルビーイング、世界の幸福に貢献する科学が宣言されました。

この宣言に対し、我が国としては現在どのような取組にいられるのでしょうか。また、今後どのように取組んでいかれるのでしょうか。科学技術担当大臣にお伺ひします。

○國務大臣(井上雄亮) まず、喫緊の課題である地球温暖化問題、また新型コロナウイルス感染症の克服には科学技術の力が不可欠であります。世界の幸福に貢献するこれら社会的課題の解決のため、政府としても少しでも多くの予算確保に努め、研究開発にも取り組んでおります。

現在、また来年四月からの五年計画である次期科学技術・イノベーション基本計画、これを今

年度中に取りまとめるべく検討を進めておりますが、我が国のみならず、世界の幸福、ウエルビーイングにつながるこのような社会的課題の解決に向けた研究開発の推進は、最も重要な項目の一つとして位置付けたいと思ひます。

また、次期科学技術・イノベーション基本計画の最終年度に開催される二〇二五年大阪・関西万博でも、我が国の科学技術によって、ウエルビーイングの考え方も取り入れ、テーマであるいのち輝く未来社会のデザインを具現化した姿を世界にアピールしてまいります。

○上野通子 井上大臣、ありがとうございます。人類が幸せになるための科学技術の発展も大変必要だと思ひます。これからよろしくお願ひします。さらには、二〇二五年の大阪万博に向けて更に国内の認知度も上げていかなきゃならないので、科学でウエルビーイングという形の発信を是非ともしていただきたいと思ひます。

では次に、国内に目を向けます。

我が国の社会福祉政策とウエルビーイングについて、田村厚生大臣にお伺ひします。

我が国の社会福祉は、憲法二十五条、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するに基いたウエルフェアの政策が行われていますが、一方で、憲法十三条による国民の自由や幸福追求を尊重するウエルビーイング政策も必要と考えます。

弱者を切り捨てるのではなく、ウエルフェアからウエルビーイングに向けて我が国の社会福祉政策を一段階レベルアップしていくことも生活の満足度向上、生活満足度向上に必要と考えますが、厚生労働大臣に現状とウエルビーイングに向けたお考えをお伺ひします。

○國務大臣(田村憲久) ありがとうございます。ウエルフェアも大変重要だと思ひますが、言われるとおり、ウエルビーイングも大変重要な問題でありまして、例えば医療を取っても、まあ病気が

になること自体大変さう、まあ体調が悪くなるわけでありまして、仮に医療を受けて、手術して痛い思いをして一定期間入院しておれば幸福ではないわけで、そういう意味からいいますと、まず健康づくりをしなきゃならないこと、つまり疾病にならないということが大変重要であります。

そういう意味では、厚生労働省もいろんなお手伝いといひますか支援をしておりますが、もう委員も御承知のとおり、五十三項目だと思ひますが、具体的な目標を挙げて健康づくりをしていただく健康日本21、これ第二次今進めておりますけれども、こういうものでしつかり健康づくりを目標を持ってやっていたらと。それから、各企業でありますとか自治体が健康づくりの好事例をこれ横展開をしていただいておりますスマート・ライフ・プロジェクト、これ厚生労働省が主催でやっております。こういうもので、広く、健康な意識ですね、健康意識の醸成でありますとか向上、こういうものも図っております。

最近では、特に、生まれてから、学校それから職場、こういうところでのいろんな健康のデータですね、これをFHR、パーソナル・ヘルス・レコードという形で、最近処方箋のデータ化も進めて、こういうものの中でしつかりと健康管理のために使っていたらどうということをお考えしておりますが、こういうある意味データ化、デジタル化の中においても、いろんな形で健康づくりをやっていたらいい。

健康だけではなくて、やはり社会の中で孤立してしまつと、これまたウエルビーイングから離れてしまつてしまつて、そういう意味では、社会の中でいろんな問題、それぞれ、ただ一つだけではなくて、高齢化の問題もあればもちろん障害の方々もおられる、それから子供たちのいろんな課題もありません。貧困の問題もある。これらが複層的に一つの家庭の中で起こっていること、多々あるわけでありまして、こういう問題に対して早めにアセスメントということで、窓口機能、

相談機能を強化しながら、複層的ないろんな支援ができるような、地域共生社会と我々は呼んでおりますけれども、包括的な社会をつくるという形でのいろんな支援も今厚生労働省として頑張っておりますところでございます。

○上野通子君 田村厚労大臣、ありがとうございます。

元々ウエルビーイングに近い政策をずっとやってこられたということ、また、医療におきますと、医療に例えれば、病時、病後がウエルフェア的な支援、さらに、ウエルビーイング的な支援というところ、予防医学とか健康増進とかですね、まさにこれからウエルフェアとウエルビーイングの両方の共存する日本の社会福祉行政に期待します。ありがとうございます。

さて、次に、地方公共団体へのウエルビーイング施策の支援や普及について、再び坂本大臣にお伺いします。

我が国においては、例えば、私も今年の八月に佐賀市を視察してまいりましたが、地域に密着して住み続けてもらうために市民の幸福感を把握して施策の検討に活用しているという、大変素晴らしい、有識者と感じる方法でウエルビーイングを取り入れておりました。

また、資料五を御覧ください。

これは岩手県の資料の一部でございますが、幸福度を構成する要素として、仕事のやりがい、地域の安全といった十二の領域を設定して、県民の意識調査の結果を基に指標を作成し、それを政策にも既に生かしているということでございます。このように、地方においても地方創生の取組等、頑張っているところがたくさんあります。国としては、地方創生における支援を様々なやり方とありますが、今後は是非ともウエルビーイングの観点も含めて、頑張っているところに対して応援をしていただきたいと思います。坂本大臣にお伺いします。

○国務大臣(坂本哲志君) 地方創生を進める上で、御指摘のウエルビーイングの取組のように地

域住民の満足度を高めていくことは非常に重要な観点であるというふうに思っております。

令和元年十二月に閣議決定されました第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、住民一人一人がそれぞれ暮らす地域において豊かさと生活の充実感を享受できることを目指して地方創生に取り組んでいるところでございます。

地方創生SDGsにつきましても、人々が安心して暮らせるような持続可能な町づくりと地域活性化を目指したものであり、地域住民の豊かさや生活の充実感の向上に寄与するものと考えております。

今後とも、各地の取組を注視するとともに、好事例の横展開を進めまして、地域住民の満足度の向上に資する取組をしっかりと応援してまいりたいと思っております。

○上野通子君 大臣、ありがとうございます。

例えば、自治体でSDGsの発信をしているところもあって、SDGsモデル事業として国としても支援しているというのを伺いますが、是非とも今度は自治体ウエルビーイングモデル事業をつくっていただいたり、また、先ほど大臣からもお話をいただきましたが、好事例を是非とも普及、発信していただく小さな町でも幸せになるための町づくり、進められると思いますので、御支援よろしくお願ひいたします。

次に、幸せの道づくりの取組について赤羽国交大臣にお伺いします。

先週の、先ほど私がお話ししましたが、自民党の日本ウエルビーイング推進計画特別委員会では、国交省の四上氏の長期展望や、〇四〇年度の景色が変わる、人々の幸せにつながる道路についての説明をお伺いしました。そして、大変感動いたしました。なぜなら、今までのハードの支援がメインと思っていた国交省さんが、大変ソフト面で充実した施策をつくっているということでございます。

そこで、是非とも真の豊かさを実現する長期展望や人々の幸せ、ウエルビーイングにつながる道

路について、もう一度ここから直接お話を伺いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○国務大臣(赤羽一嘉君) 御質問ありがとうございます。

ウエルビーイングとは一番程近い道路政策だったと思いますが、コロナウイルス禍の影響によりまして、社会資本整備審議会が本年六月に、二十一年後を見据えた人々の幸せの実現を道路政策の原点に置いた提言をさせていただきしました。

これは、ややもすると、道路というのは物を運ぶ、アクセスというふうなことで、そう認識をされておりましたが、そうではなくて、それだけでなくて、占米、本当は人々の交流の場、コミュニケーション空間としての機能を回復させることを基本的な考え方として、今年の五月に道路法を改正しまして、にぎわいのある、人中心の道路空間を創出するための新たな道路の利活用の制度を創設いたしました。ちょうどコロナウイルス禍で、外食産業の皆さん、二密を回避するためにお店の前にスペースを取ってやっていること、大変好評もいただいているところでございます。

また、物流機能のところも、道路交通の低炭素化を目指して、例えばマイカーなしでも便利に移動できるようなモビリティサービス等とか、自動走行、これ実証化しやなくて、もう実用化でネットワークを張っていきなさいと、こうしたことを考えておるところでございます。

道路局だけではなくて、私は、このコロナウイルス禍の影響というのは大変大きな影響を社会にもたらすと思っております。働き方がもう実際、ステイホーム、テレワーク等々で変わってきています。その結果、住み方も変わっている、もう現実でございます。東京からの転出人口、転入人口より転出人口が三か月間続けた上回っておりまして、また、そういう中で恐らく人々の暮らしに暮らしのいいか人々の価値観も随分変わってきているのではないかと、ですから、そうした大きな社会の変化、価値観の変化に追いつくような国土交通行

政でなければいけない。

ですから、官能理もかねてより、この縦割りの打破とあしき前例主義の打破ということをおっしゃっているのは、各局の固有のところにとらわれていて新しい社会の変化に付いていけないと、ウイズコロナ時代にも先を行けるような国土交通行政をしつかり取っていくということ、今、全局のメンバーに今後のウイズコロナ時代における、まさにウエルビーイングにふさわしい国土交通行政を今志向しているところでございまして、今後、まだ途中経過でございますので、引き続き御指導いただけるようによろしくお願ひします。

○上野通子君 赤羽国交大臣、ありがとうございます。

私の国交省に対する考え方が少し変わりました。すこくやっぱり、道をつくるということは包容力があるんだと実感しております。今の大臣の御答弁にもございましたが、単に物を運ぶだけではなく、その道の先には確かに何かがあるという、にぎわいがあつたり居場所があつたり、まさにに行きたくなる道、いたくなる道づくり、これは夢では絶対終わらせないでください。

既にもう各地では取りかかっている事業もあるというのをお伺いしましたが、夢で終わらすことなく、また、二十年後ということですが、そんな待っていられますから、是非とも前倒ししていただいて、地域が元気になるために、さらに、それこそ都会から地域に行かれる方がどんどん増えていると思っております。その方々がもつと住みたくなる、もつと子育てしたくなるような地域づくりのために、すばらしい幸せの道づくりを進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

早口でございましたので、いよいよウエルビーイングについての最後の質問となります。最後の質問は、官能理に日本ウエルビーイング計画推進についてお伺いします。

SDGsの取組の先にあるもの、そして、白助、共助、公助、そしてきずなの理念の先を目指

すもの、それは人々の幸せな生活であり、これがまさにウエルビーイングです。全ての政策は必ず国民の幸せにつながっていくものでなくてはならないはず。

そこで、提案したいのは資料六です。御覧ください。

これは、幸福度向上担当局、仮称ですが、その設置試案です。ここで提案したいのは、幸福度やウエルビーイングの向上という国の方向性を明確にするため、幸福度向上を担当する局や統括官を設け、国民目線でウエルビーイングの認知度向上に取り組みるとともに、ウエルビーイングの向上の観点からの分かりやすい施策の発信を行うべきではないかということです。さらには、ウエルビーイングが国の施策としてしっかりと反映されていくためにも、物差しや指標の作成が必要となってくると思います。

そこで、本日は多くの大臣の皆様がウエルビーイングについて御参りいただきましたが、最後にまとめとして、日本ウエルビーイング計画の推進に向けた総理の御所見をお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○内閣総理大臣(菅義偉君)　まず、上野議員が中心となって、党でウエルビーイングに関する取組を積極的に進めていただいていることに心から敬意を表したいと思います。

従来の経済統計だけでなく、社会の豊かさや人々の生活の質、満足度に注目していくことは極めて有意義なことだと思います。菅政権が進めていますこのデジタル化やグリーン社会、ここに向けた取組も、利便性を高めるとともに国民の満足度、ウエルビーイングを高めることにつながると考えています。

上野議員の意見をしっかりと受け止めながら、まさに国民のために何が当たり前ののか、こうしたことをしっかりと見極めた上で、行政の縦割り、既得権益、そして、あしき前例主義、こうしたものを打破して国民のために働く内閣というものをしっかりとつくってきたいというふうに思っています。

す。そのことが上野議員の目指すウエルビーイングにもつながってくるんじゃないかなというふうに思います。

○上野通子君　ありがとうございます。

ウエルビーイングの認知度が今日ここでかなり上がったと私は確信しております。是非ともこれからも御支援よろしくお願ひいたします。

先週から慶應義塾大学の前野隆司先生が日経新聞で連載を始めたんですが、やさしい経済学」というものでございます。そこでも紹介されていきましたが、皆さん御存じだと思いますが、二〇二一年の世界経済フォーラム年次総会、いわゆるダボス会議のテーマがグレートリセットに決まりました。創設者であるクラウス・シュワブ会長によれば、第二次世界大戦から続く世界の社会経済システムは環境破壊などを引き起こし、持続性にも乏しい、時代遅れのもので、これからは人々のウエルビーイングを中心とした経済に考え直すべきだということです。世界がまさに経済システムから人に優しいウエルビーイングな経済へと大きく変化する時代になってきました。日本も、人生百年時代、幸せを感じて健康に生きていきたい、誰もがそう願うはずだと思います。

今日私が試案で提案させていただきましたのはウエルビーイングの施策をしっかりとつくりだしたいということで、できれば専属の局や統括官を置いていただきたいということでございますが、将来もしかしたら担当大臣なんかもできちゃったりするということも期待をしながら、今日の全ての私の質問を終わりにします。

ありがとうございます。

○委員長(山本順三君)　以上で上野通子さんの質疑は終了いたしました。(拍手)

次回は明六日午前九時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会